
豊中市バリアフリーマスタープラン (移動等円滑化促進方針)

令和4年(2022年)3月



はじめに

本市では、平成14年(2002年)6月に「だれもが気軽にでかけられるまちづくり」を基本理念とした『豊中市交通バリアフリー化の基本方針』を策定し、その方針に基づき、各駅周辺の重点整備地区のバリアフリー事業を、平成22年度(2010年度)までに完了し、その後、市内全域の住居地区のバリアフリー整備については、令和2年度(2020年度)に事業が完了しました。道路以外にも小中学校・公園等のバリアフリー化や福祉関係の施策等さまざまな事業に取り組み、協議会で意見交換や進行管理を行いながら、継続的な改善を進めてきました。

今般、「東京2020パラリンピック競技大会」の開催が契機となって、バリアフリー法が改正され、共生社会の実現に向けた「ユニバーサルデザインの街づくり」と「心のバリアフリー※」を推進する取組みが全国的に展開されています。また、「2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)」の開催に向けた取組みが推進されるなど、社会全体として「ユニバーサルデザイン・バリアフリー」の機運が高まっています。

こうした法改正への対応や社会機運の高まりを受け、これまでの取組みを総括し、新たに拡充する形で、4つの方針として「安全・安心に住み続けられるまちづくり」「先端技術やICTを活用したバリアフリー情報の提供」「社会モデルの浸透と意識上の障壁除去(「心のバリアフリー」)の推進」「当事者・利用者意見の反映」を定め、それらに基づく取組みを推進する『豊中市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)』を策定しました。

本計画では、従来方針の基本理念「だれもが気軽に出かけられるまちづくり」を引継いだ上で、更なる取組みを推進し、多様な個性の人々が、社会的障壁を感じることなく出かけられる共生社会のまちづくりの実現をめざします。

また、本市は、令和2年(2020年)7月に国から「SDGs未来都市」に選定されており、その基本理念である「誰一人取り残さない社会」の実現のためにも、バリアフリー化をより一層進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、「豊中市バリアフリー推進協議会」委員の方々をはじめ、アンケート、ヒアリング調査にご協力いただきました市民、関係者の皆様に、心からお礼申し上げます。

令和4年(2022年)3月
豊中市

※「心のバリアフリー」の考え方は61ページに示しています。

－ 目 次 －

第1章	バリアフリーマスタープランについて	1
1-1	策定にあたって	1
1-2	バリアフリーマスタープランの概要	3
第2章	豊中市の概況	5
2-1	豊中市の現状	5
2-2	豊中市のバリアフリーに関するこれまでの取組み	13
2-3	住民アンケート調査・障害者関係団体ヒアリング調査	35
第3章	市域全体のバリアフリーに関する方針	45
3-1	基本理念	45
3-2	これからの取組み方針	45
第4章	移動等円滑化促進地区の設定	68
4-1	移動等円滑化促進地区の選定	68
4-2	生活関連施設・経路の選定	71
4-3	移動等円滑化促進地区・生活関連施設・経路の設定	73
第5章	計画の実現に向けて	107
5-1	行為の届出に関する事項	107
5-2	バリアフリーマスタープランの推進・評価体制	110
	用語集	

第1章 バリアフリーマスタープランについて

1-1 策定にあたって

(1) 計画策定の背景と目的

全国的に少子高齢化が進む中、豊中市(以下、「本市」という。)では、平成17年(2005年)頃から総人口が増加傾向にあるものの、将来的には減少へ転じることが推計され、令和3年(2021年)4月の住民基本台帳では、65歳以上の高齢者率は25.8%となっており、今後さらに高齢者率の上昇が考えられます。

本市では、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下、「交通バリアフリー法」という。)(平成12年(2000年)11月施行)に基づき、平成14年(2002年)に「豊中市交通バリアフリー化の基本方針(以下、「交通バリアフリー基本方針」という。)」を策定しました。この基本方針に基づき、重点整備地区として、市内14の旅客施設(13駅舎1空港)を9区分し、4期に分けて基本構想を策定するとともに、隣接する吹田市に位置する桃山台駅についても、吹田市と協働で基本構想を策定し、平成22年度(2010年度)までに市内に立地する全駅と桃山台駅にエレベーターの設置や駅周辺の歩道の改善などを行い、重点整備地区での事業が概ね完了しました。平成23年度(2011年度)からは、市全域として、生活道路のバリアフリー化を目的とした「住居地区バリアフリー整備事業」の取り組みを行い、令和2年度(2020年度)に全ての地区で概ね事業が完了しました。また、平成7年(1995年)に安全で快適な歩行空間を形成するための「歩道改良計画」を策定し、令和2年度(2020年度)までの整備を目標とする「歩道改良実施計画(改訂版)」により、市内の歩道改良整備を進めるとともに、市のバリアフリーの取り組みについて、平成24年度(2012年度)より、「豊中市バリアフリー推進協議会」を毎年開催し、バリアフリー事業(道路・旅客施設・市有施設・公園・駐車場・ソフト施策)の情報共有と意見交換、進行管理及び継続的改善を行ってきました。

こうした中、平成30年(2018年)5月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(以下、「改正バリアフリー法」という。)」が公布され、多様な個性を持つ全ての人々が、互いの個性を尊重しあう共生社会の実現や社会的障壁の除去に向け、移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための「移動等円滑化促進方針」を定めるものとされました。

以上のことから、これまでの交通バリアフリー基本方針を踏襲しつつ、「改正バリアフリー法」の要件に沿った「豊中市バリアフリーマスタープラン(移動等円滑化促進方針)」を策定するものです。

なお、バリアフリーに関連する近年の社会情勢として、ウィズコロナ・アフターコロナにおける市民のライフスタイルの変化や今後の少子高齢化をふまえた本市の学校など公共施設の統合・再編の進展が予想されることから、本計画においても可能な限り対応していくこととします。

(2) バリアフリーに関する法制度の変遷

平成6年(1994年)に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(以下、「ハートビル法」という。)」、平成12年(2000年)に「交通バリアフリー法」が制定され、平成18年(2006年)に「ハートビル法」と「交通バリアフリー法」を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(以下、「バリアフリー法」という。)」が制定されました。これにより、ハード・ソフト両面の施策を充実し、一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するものと定められました。

その後、平成30年(2018年)に「バリアフリー法」が改正され、(同年5月公布・11月施行・一部規定は平成31年(2019年)4月施行)「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が法の理念として明確に示されるとともに、市町村は「移動等円滑化促進方針」を作成することと定められ、令和2年(2020年)の同法改正では、(同年5月公布・6月一部施行・全面施行は令和3年(2021年)4月施行)施設管理者におけるソフト面の取組み強化や「心のバリアフリー」の取組み推進などが定められました。

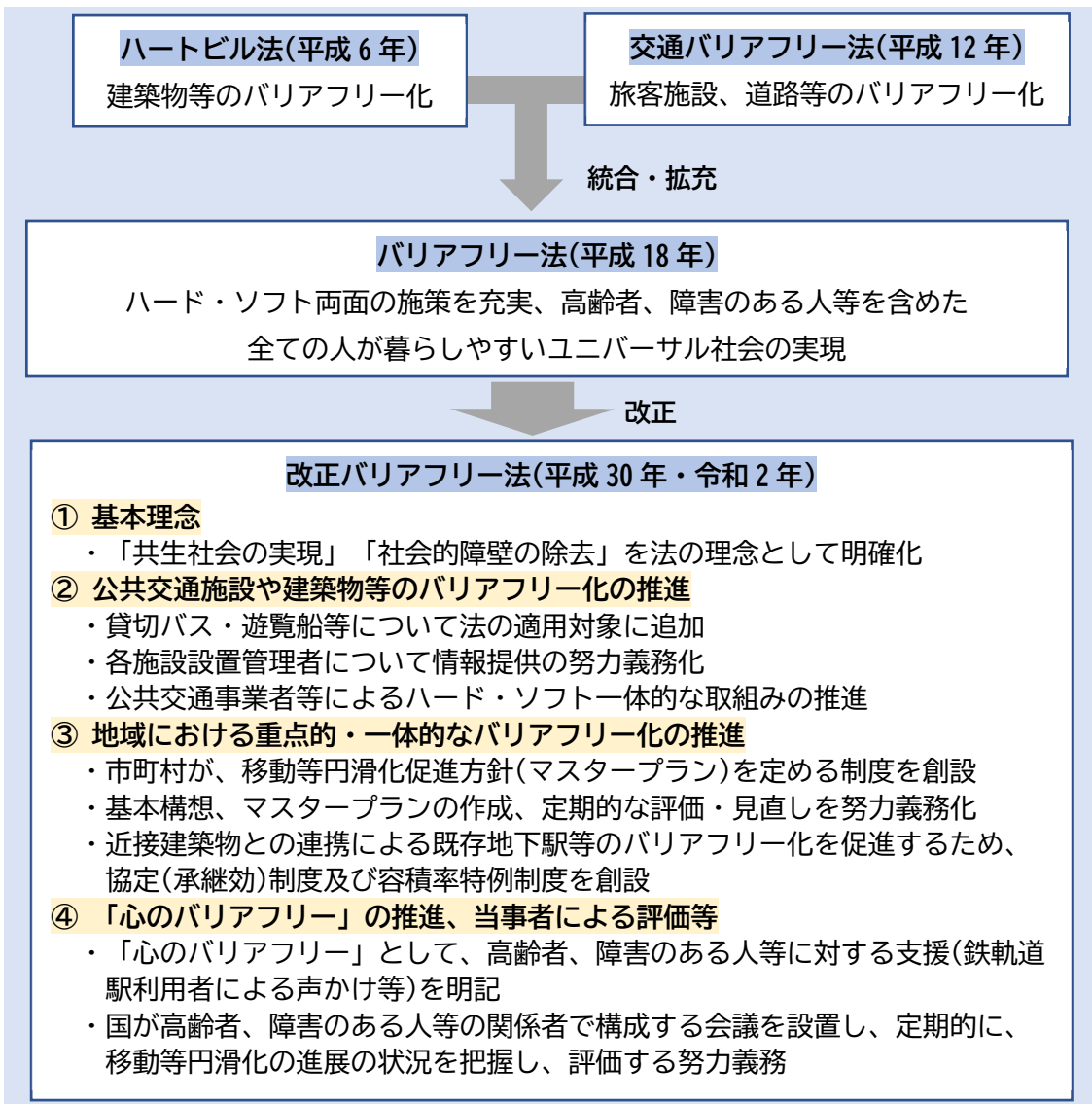


図 バリアフリーに関する法制度の変遷

1-2 バリアフリーマスタープランの概要

(1) 役割

市町村が策定するバリアフリーマスタープランは、旅客施設を中心とした地区や、高齢者・障害のある人等が利用する施設が集まった地区(「移動等円滑化促進地区」)において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を示すもので、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画の作成に繋げていくことをねらいとしたものです。

なお、バリアフリーマスタープランにおいては、市域全体のバリアフリーに関する方針を明確にした上で、当該方針をふまえた移動等円滑化促進地区を設定することが望ましいとされており、本市においても市域全体を対象に策定するものとします。



図 マスタープラン・基本構想のイメージ図

出典：「移動等円滑化方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」国土交通省

(2) 位置づけ

「バリアフリーマスタープラン」の策定にあたっては、平成14年(2002年)に策定された「交通バリアフリー基本方針」を基本に改訂し、関連法令に基づき、本市の上位・関連計画とも整合を図ります。

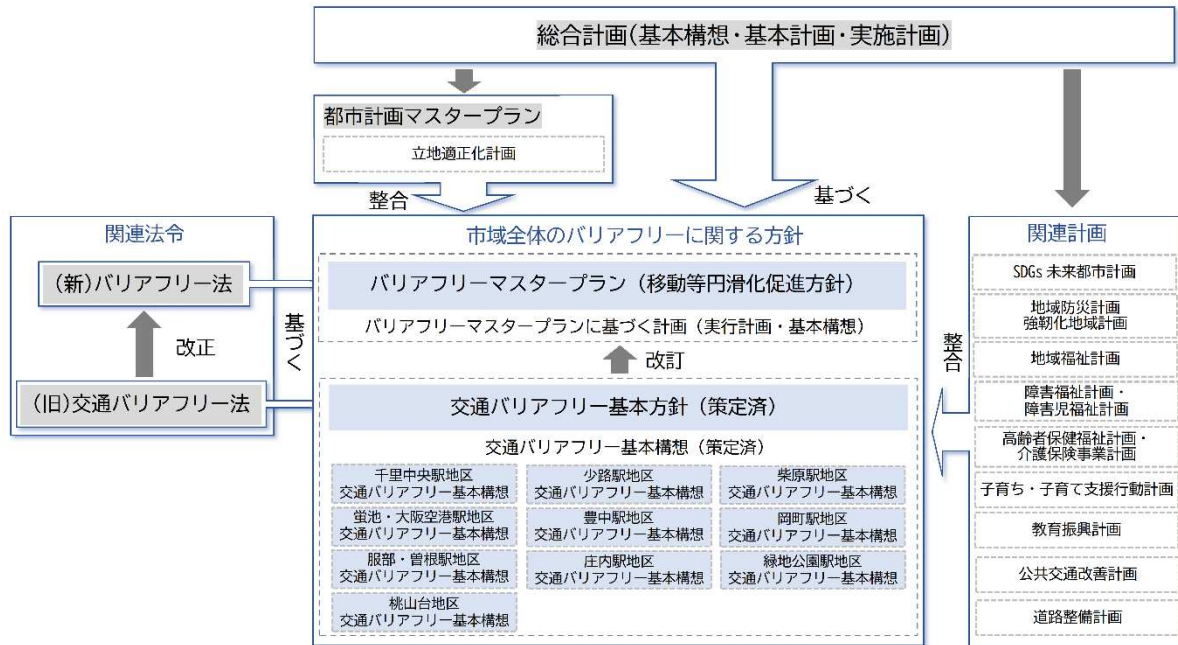


図 バリアフリーマスタープランの位置づけ

また、本市においては、持続可能な開発目標 SDGs に基づいた施策展開を図っており、全17の国際目標の内、本計画では「3. すべての人に健康と福祉を」「4. 質の高い教育をみんなに」「5. ジェンダー平等を実現しよう」「9. 産業と技術革新の基盤をつくろう」「10. 人や国の不平等をなくそう」「11. 住み続けられるまちづくりを」「13. 気候変動に具体的な対策を」「17. パートナーシップで目標を達成しよう」の達成に向けた取組みを進めます。



(3) 目標年次

本市の基本的な施策の方針である総合計画や都市づくりの基本方針である都市計画マスタープランをふまえ、計画期間を令和4年度(2022年度)から令和9年度(2027年度)とします。ただし、社会や地域の変化、市民ニーズ、フォローアップによる施策の進捗状況の確認などをふまえ、計画期間中であっても必要に応じて改訂を行うものとします。

計画期間：令和4年度(2022年度)～令和9年度(2027年度)

第2章 豊中市の概況

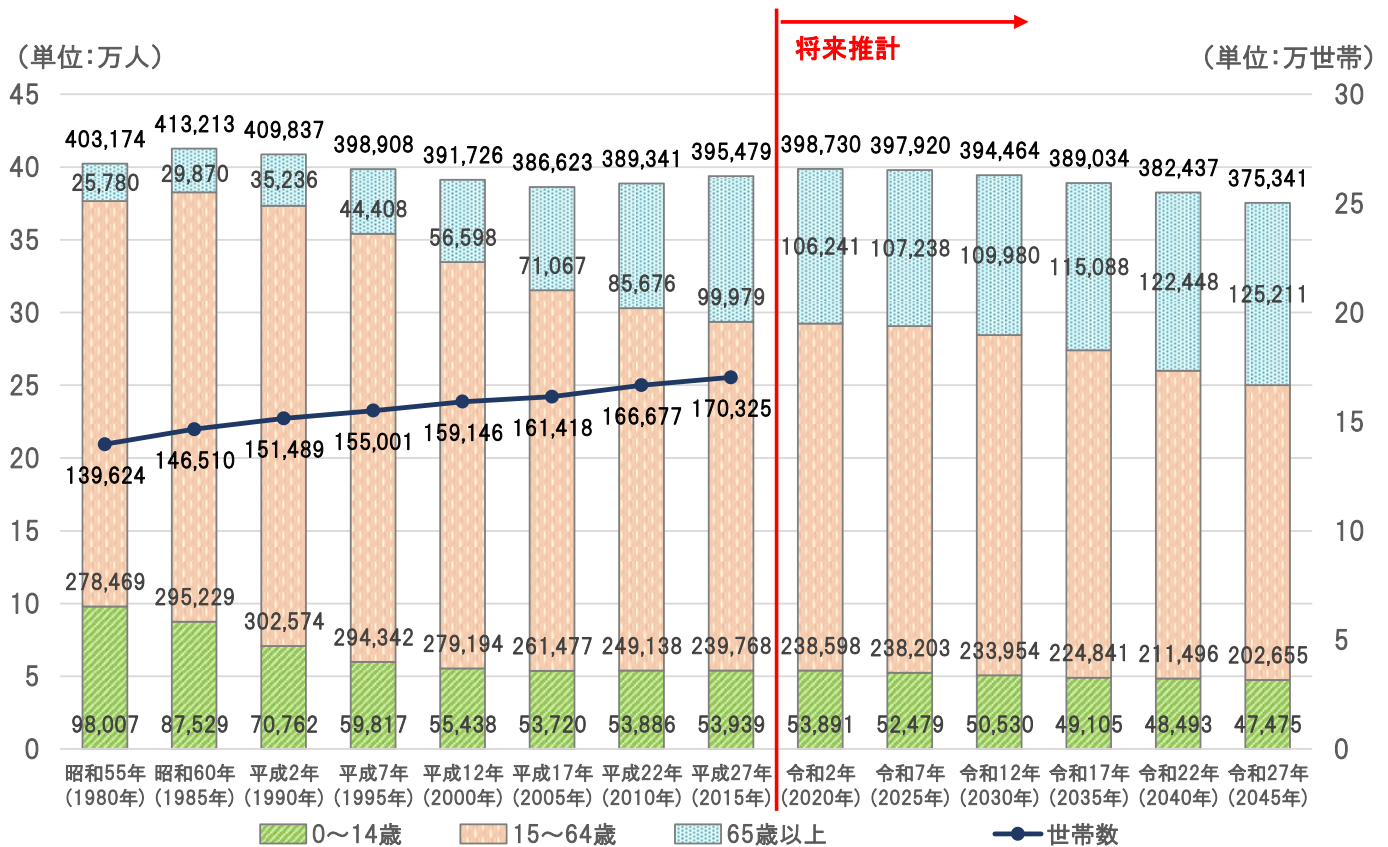
2-1 豊中市の現状

(1) 人口の推移

① 将来人口

平成27年(2015年)における本市の総人口は395,479人(令和2年(2020年)国勢調査の人口等基本集計結果では、令和2年(2020年)における本市の総人口は401,558人)であり、平成17年(2005年)頃から増加傾向にあります。しかしながら、近年の人口増加も将来的には再び人口が減少し、令和27年(2045年)には総人口が、380,000人を下回ると予測されています。

また、年齢3区別の人口をみると、昭和55年(1980年)頃から大幅な減少傾向にあった年少人口(0歳から14歳)は緩やかに人口減少を続ける一方で、老年人口(65歳以上)が昭和55年(1980年)から増加を続けており、令和27年(2045年)には125,000人を超えることが予測されています。



※平成27年(2015年)以前は国勢調査による実績値
令和2年(2020年)以後は各年10月1日時点の推計人口

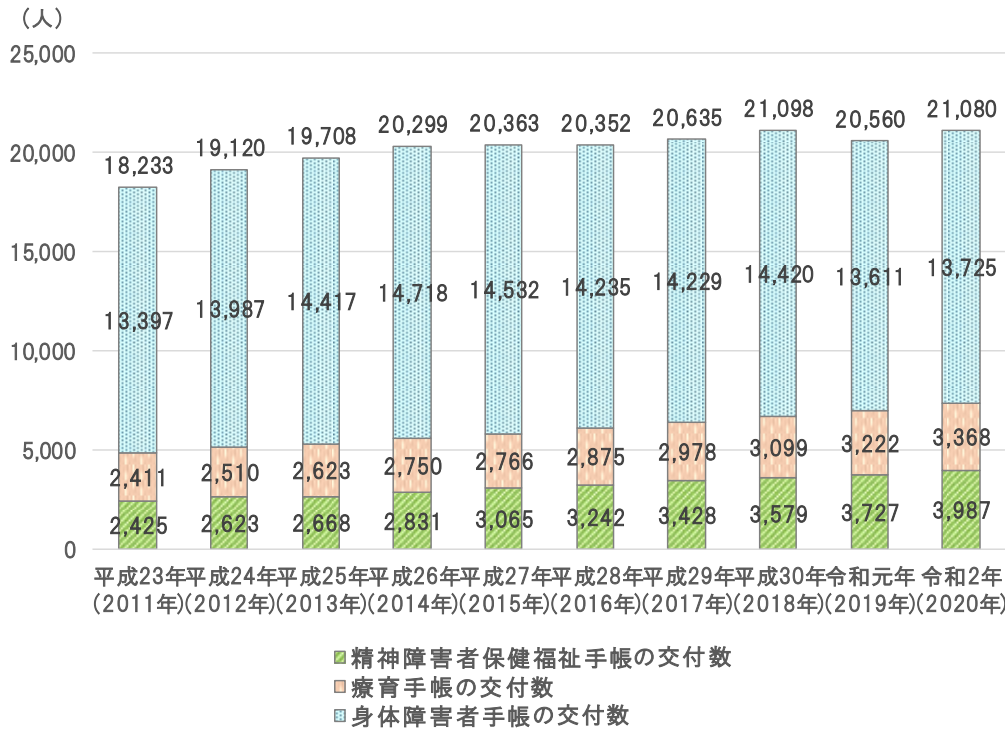
図 豊中市の年齢3区別人口の推移と将来推計

出典：国勢調査及び国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(平成30年(2018年)推計)」

②障害者人口

障害者数の推移は、平成28年(2016年)3月末の20,352人から令和2年(2020年)3月末の21,080人へと微増傾向にあります。

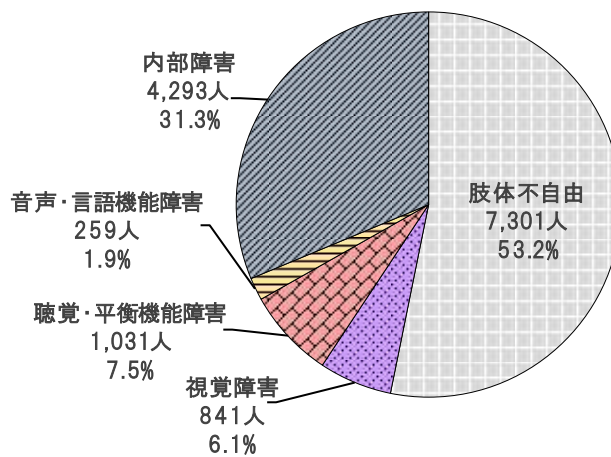
また、障害者の種別では、身体障害者が最も多く全体の6割以上を占めています。令和2年(2020年)3月末の身体障害者の内訳をみると、肢体不自由が7,357人(54.1%)と最も多く、次いで内部障害の4,162人(30.6%)となっています。



※各年3月末時点

図 障害者数の推移

出典：豊中市統計書



※令和2年3月末時点

図 身体障害種類別内訳

出典：豊中市統計書

(2) 公共交通の利用状況

①鉄軌道

1) 鉄軌道ネットワーク

鉄軌道交通網としては、南北に阪急電鉄宝塚線(6 駅)、神戸線(駅は無し)、北大阪急行電鉄(2 駅)、東西に大阪モノレール(5 駅)が運行されています。

また、北大阪急行電鉄では、千里中央駅から箕面萱野駅を結ぶ北大阪急行線延伸事業が令和5年度(2023年度)に開業目標で進められています。

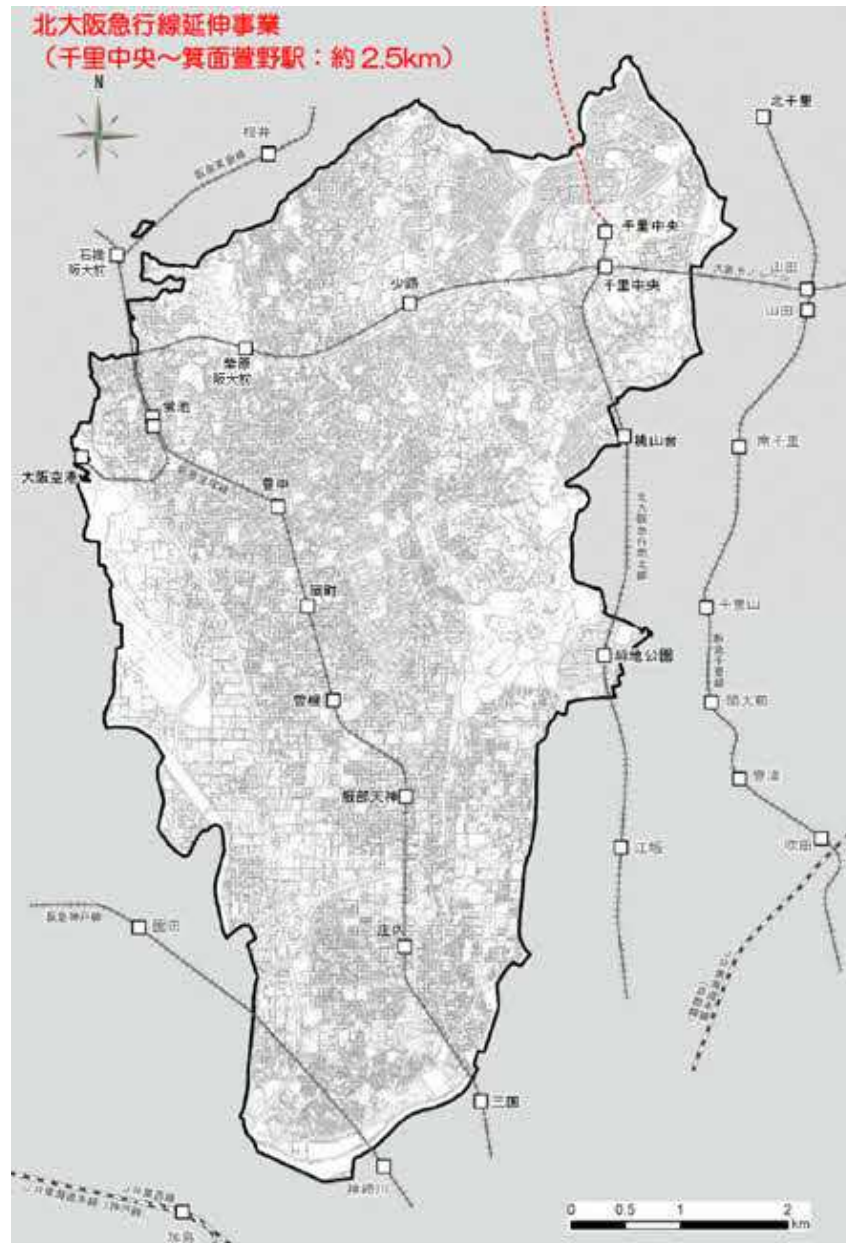


図 鉄軌道ネットワーク

出典：豊中市公共交通改善計画(平成31年(2019年)2月)

※現在は、石橋駅→石橋阪大前駅、柴原駅→柴原阪大前駅に名称変更。

2) 鉄軌道利用者数の推移

鉄軌道駅の1日平均乗降者数の推移をみると、阪急電鉄宝塚線及び北大阪急行電鉄は、平成14年度(2002年度)から平成30年度(2018年度)にかけて、乗降者数の変化は少ないですが、大阪モノレールは、千里中央駅をはじめ、全体的に乗降者数が増加しています。

また、平成30年度(2018年度)の鉄道駅別の1日平均乗降者数をみると、北大阪急行電鉄の千里中央駅が91,536人/日と市内で最も乗降者が多く、次いで阪急電鉄宝塚線の豊中駅が52,817人/日、阪急電鉄宝塚線の蛍池駅が43,491人/日、大阪モノレールの千里中央駅が41,817人/日となっています。

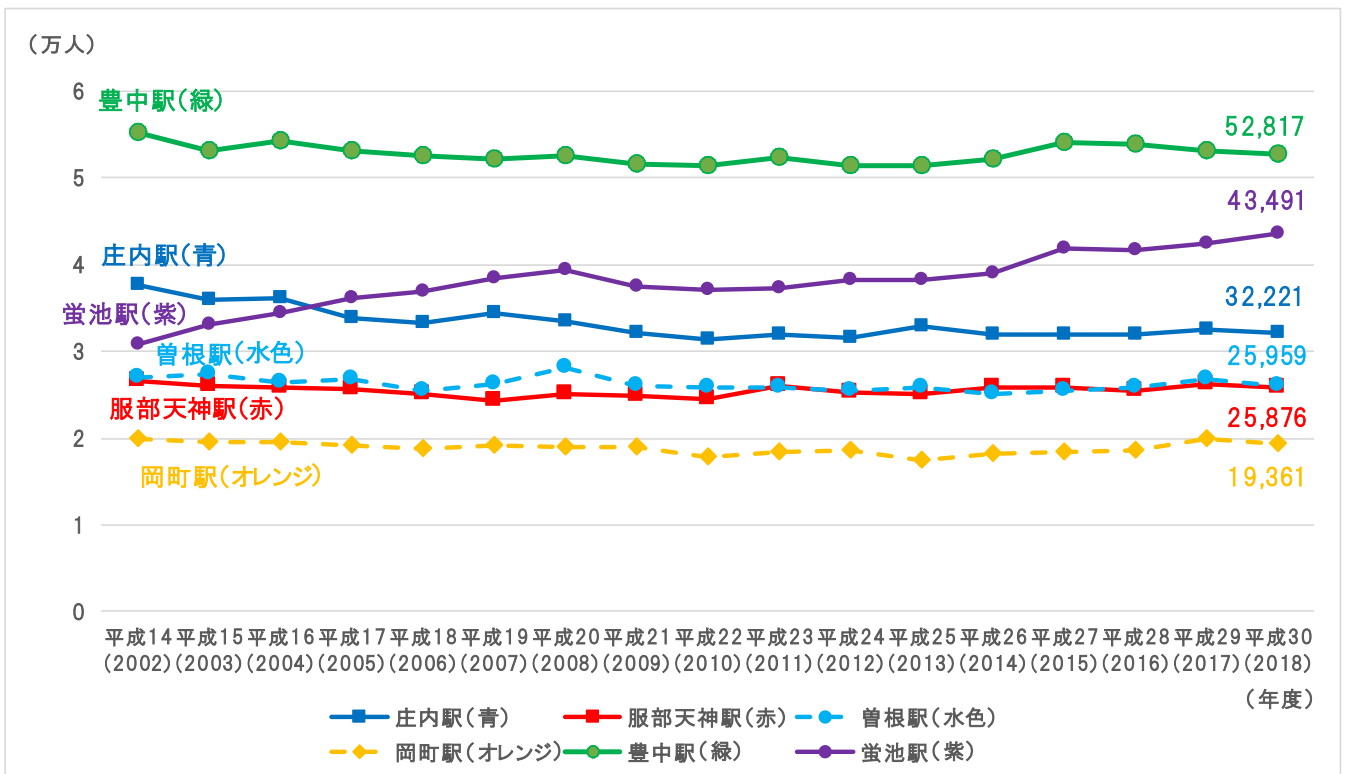


図 阪急電鉄宝塚線 1日平均乗降者数の推移

出典：大阪府統計年鑑

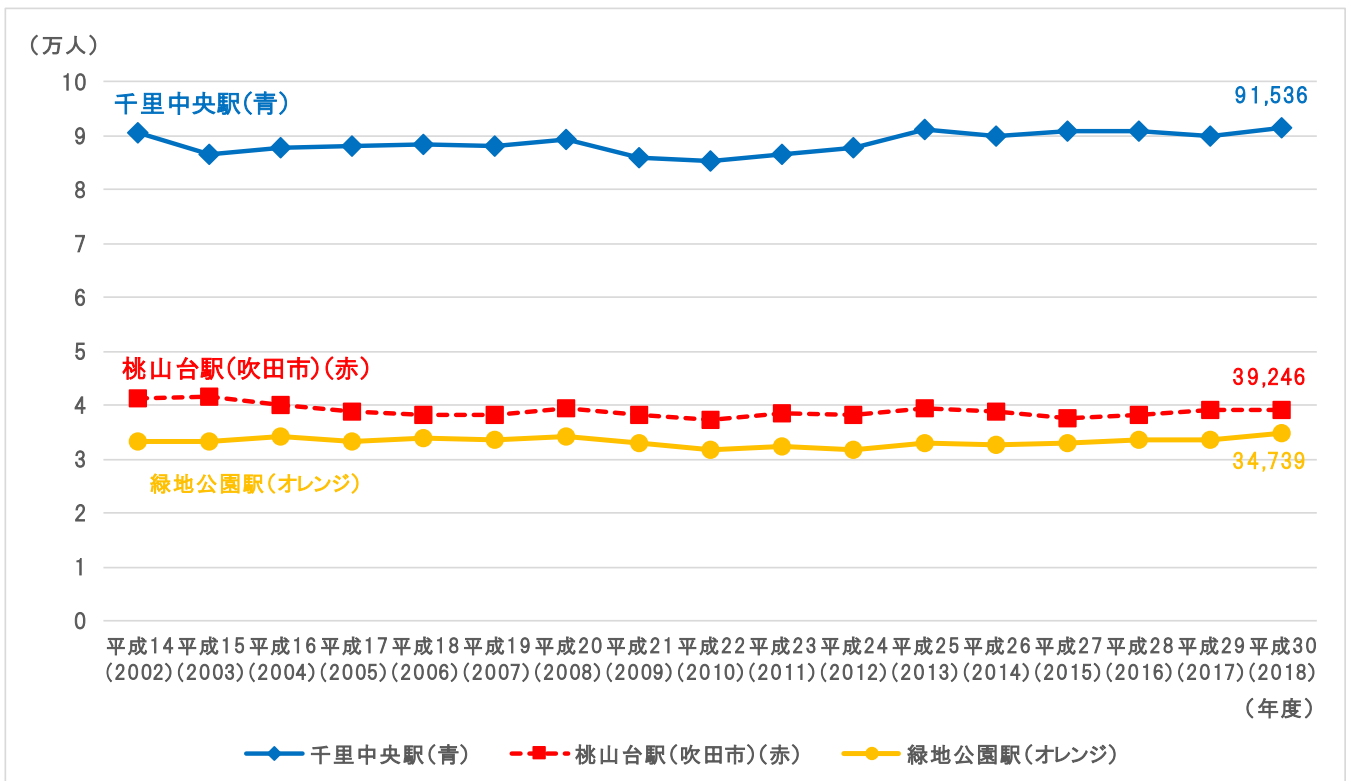


図 北大阪急行電鉄 1日平均乗降者数の推移

出典：大阪府統計年鑑

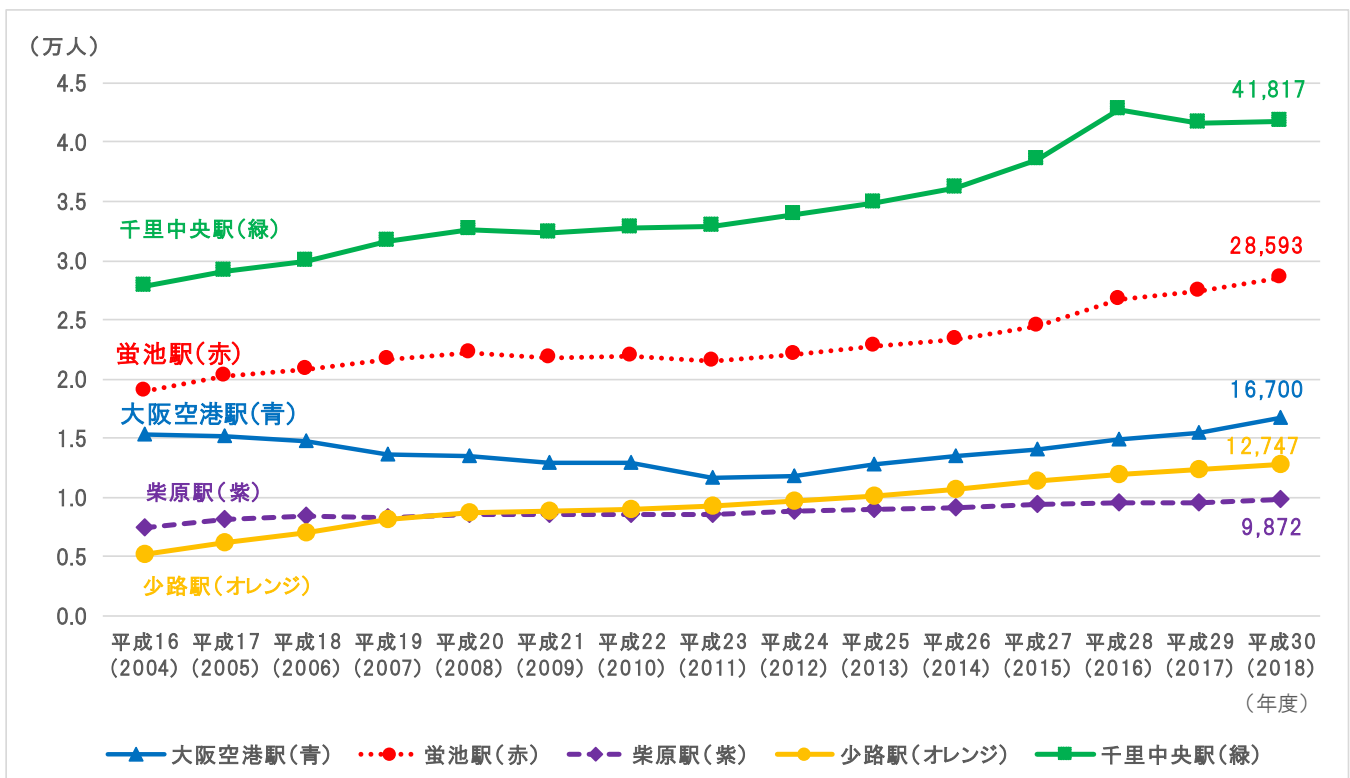


図 大阪モノレール 1日平均乗降者数の推移

出典：大阪府統計年鑑

②路線バス

1) 路線バスネットワーク

路線バスは、阪急バスがほぼ全域で運行されており、一部路線は伊丹市営バスにより運行されています。

市域北側では、市内各地域と豊中(阪急豊中駅)、千里中央、桃山台駅前を結ぶ路線、市域南側では、主に南部地域と豊中、江坂駅前、阪急園田及び大阪市内を結ぶ路線に加え、東西軸の強化を目的とした豊中東西線によりバスネットワークが形成されています。

路線バスネットワークを補完するため、西部地域と南部地域において新たにデマンド型乗合タクシーを運行しています。

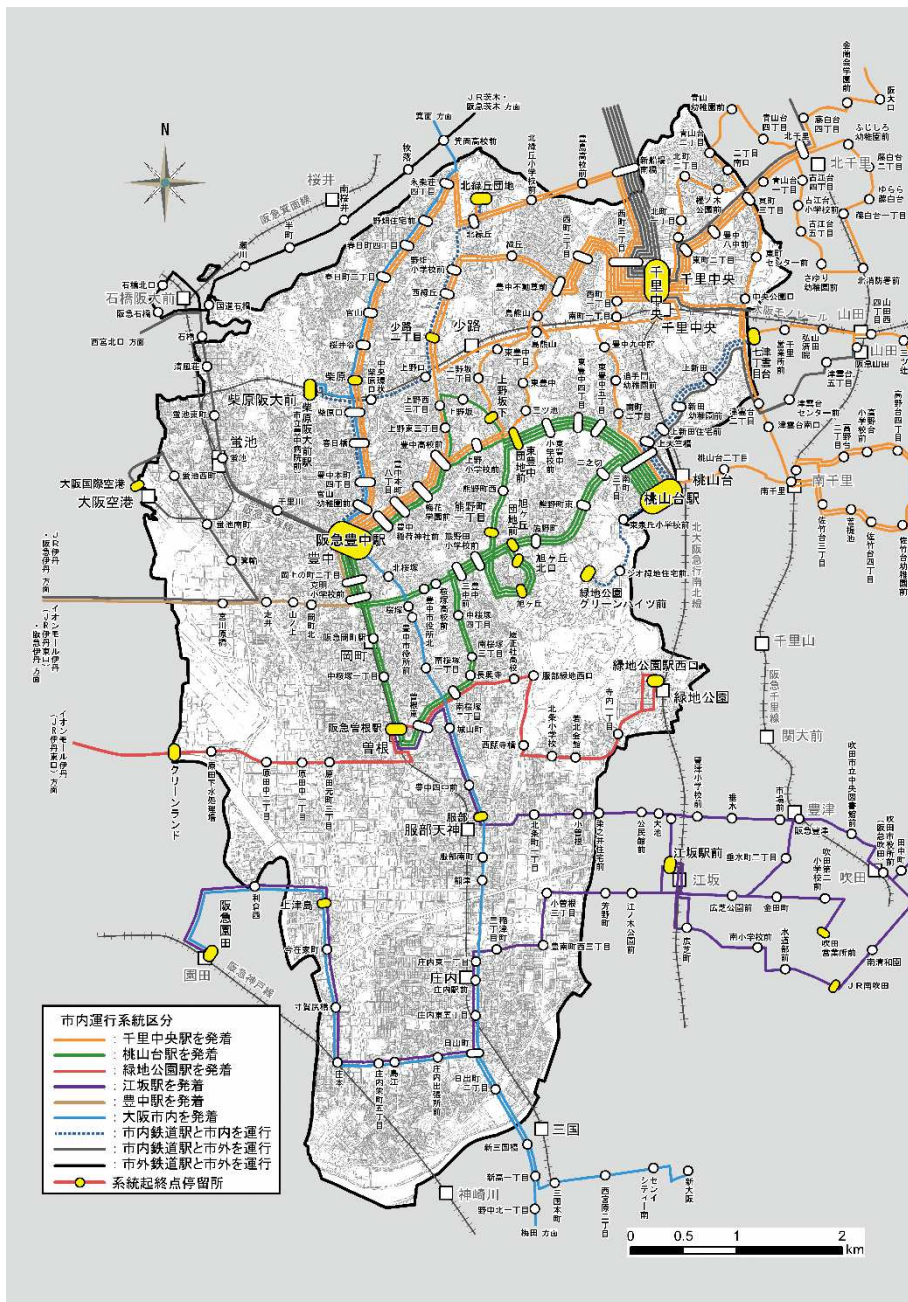


図 路線バスネットワーク

出典：豊中市資料

2) 路線バス利用者数の推移

平成 27 年度(2015 年度)の市内バス停別乗降者数をみると、市内方面をはじめ、吹田市、箕面市、茨木市、豊能町など各方面からの路線が集まる「千里中央」が 39,071 人/日と最も多く、次いで市内各方面や大阪市、吹田市、箕面市、伊丹市方面からの路線が集まる「豊中」が 14,102 人/日であり、これらが中心的なバスターミナルの役割を担っています。

乗降客数の推移をみると、平成 18 年度(2006 年度)の 106,419 人/日から平成 27 年度(2015 年度)の 101,618 人/日へと 5,000 人/日以上乗降者数が減少していますが、平成 22 年度(2010 年度)の 100,773 人/日と比較すると微増となっています。

表 主要な停留所の乗降客数の推移

停留所	乗降客数		
	平成 18 年度 (2006 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 27 年度 (2015 年度)
千里中央	39,300	38,612	39,071
豊中	15,218	13,579	14,102
蛍池	78	90	111
大阪国際空港	438	344	546
阪急岡町	362	192	158
阪急曽根	1,501	1,090	1,047
服部	381	416	401
庄内駅前	889	801	670
庄本	149	132	129
上津島	298	292	210
市場前	1,052	779	778
梅花学園	1,534	1,232	1,424
豊中高校	1,502	1,423	1,457
東豊中団地	1,630	1,803	2,092
東豊中小学校前	1,044	1,117	1,557
島熊山	520	480	420
桜井谷	964	870	848
永楽荘4丁目	1,405	1,309	1,235
北緑丘団地	1,980	1,774	1,699
熊野田小学校前	1,057	921	909
その他	35,117	33,517	32,754
総数	106,419	100,773	101,618

出典：豊中市統計書

③タクシー

市内のタクシー事業者は15社、配置車両台数は785台となっています。大阪府全体における法人タクシーの1日あたり輸送人員の推移をみると、減少傾向となっています。

大阪市域交通圏（大阪市、堺市、東大阪市、守口市、八尾市、門真市、豊中市、吹田市）における実車率（実車キロ／走行キロ）は、40%台前半で推移し、近年増加傾向となっているものの、50%を下回っていることから当該交通圏の輸送効率に改善の余地があります。

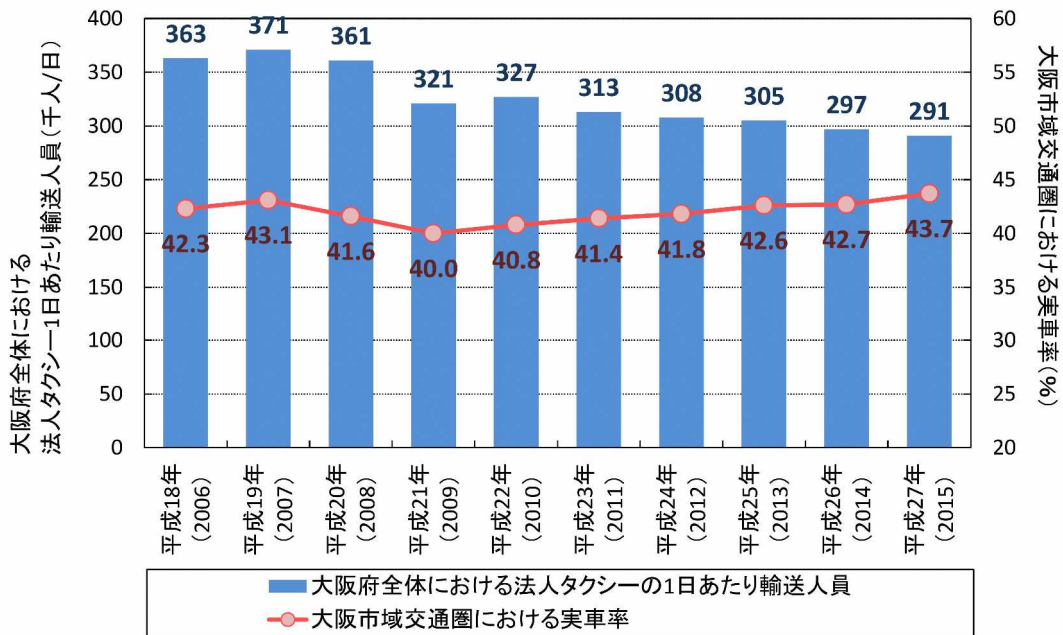


図 大阪府全体における法人タクシーの1日あたり輸送人員

出典：豊中市公共交通改善計画(平成31年(2019年)2月)

2-2 豊中市のバリアフリーに関するこれまでの取組み

(1) 交通バリアフリー化の基本方針

高齢者、障害のある人など、だれもが安全で便利に移動できるようにするため、交通のバリアフリー化の基本的な考え方及び整備方針を示す「豊中市交通バリアフリー化の基本方針」を平成14年(2002年)6月に策定しました。本基本方針では、「だれもが気軽に出かけられるまちづくり」を基本理念とし、10のバリアフリー化の原則を掲げ、基本構想を策定する重点整備地区は平成22年度(2010年度)までに、市内全域については令和2年度(2020年度)までにバリアフリー化を進めることを目標としています。

<p><基本理念></p> <p>だれもが気軽に出かけられるまちづくり</p>
<p><バリアフリー化の原則></p> <p>1：だれもができること</p> <p>2：安全なこと</p> <p>3：1人でできること</p> <p>4：わかりやすいこと</p> <p>5：使いやすいこと</p> <p>6：ゆとりがあること</p> <p>7：全体をみること</p> <p>8：経済的合理性があること</p> <p>9：理解すること</p> <p>10：機会均等であること</p>

図 豊中市交通バリアフリー化の基本方針（平成14年(2002年)6月）

(2) 交通バリアフリー基本構想(重点整備地区、特定事業)

「豊中市交通バリアフリー化の基本方針」に基づき、重点整備地区として、市内14の旅客施設(13駅舎1空港)を9区分し、利用者数、配置要件、課題要件、効果要件及び緊急性から優先度を考慮し、4期(桃山台地区は吹田市との協働策定のため地区には含めず)に分け、「豊中市交通バリアフリー基本構想検討委員会」を設置した上で各地区の交通バリアフリー基本構想を策定しました。

また、交通バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー事業の実施及び継続的改善を円滑に進めるため、「豊中市交通バリアフリー推進協議会」を設置するとともに、勉強会や意見交換会、アンケート調査等を行い、多くの市民の意見を反映しながら進めてきました。



桃山台駅における連絡橋の設置



バリアフリー評価の様子

	地 区	H13 (2001)	H14 (2002)	H15 (2003)	H16 (2004)	H17 (2005)	H18 (2006)	H19 (2007)	H20 (2008)	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)
第1期	全体 基本方針	方針策定(H14.6)										
	緑地公園	構想策定(H14.6)				事業実施						
第2期	千里中央		構想策定(H15.11)			事業実施						
第3期	庄 内			構想策定(H17.3)						事業実施		
	岡 町			構想策定(H17.3)						事業実施		
第4期	服部・曾根				構想策定(H18.1)					事業実施		
	豊 中				構想策定(H18.1)					事業実施		
	蛍池・空港				構想策定(H18.1)					事業実施		
	柴 原				構想策定(H18.1)					事業実施		
	少 路				構想策定(H18.1)					事業実施		
吹田市域 <small>吹田市と協働策定</small>	桃山台				構想策定(H18.3)					事業実施		

図 交通バリアフリー化の推進フロー

これらの取組みの結果、各事業者における交通バリアフリー基本構想に基づく市内全駅と桃山台駅を中心とした駅周辺の重点整備地区での事業については、平成 22 年度(2010 年度)までにバリアフリー化に取り組み、概ね完了しました。



歩道改良(平塚熊野田線)



バリアトイレ(多機能)の設置
(千里中央駅)(大阪モノレール)



エレベーター設置(桃山台駅)
(北大阪急行電鉄)



スロープの改良(服部天神駅)
(阪急電鉄)



ノンステップバスの導入
(阪急バス)



音響信号の設置
(豊中警察・豊中南警察)

(3) バリアフリー推進協議会

平成19年度(2007年度)から、「豊中市交通バリアフリー推進協議会」で公共交通機関・道路のバリアフリー化の進行管理を実施していましたが、バリアフリー新法の施行をふまえ、平成24年度(2012年度)からは、市有施設・公園・駐車場・ソフト施策等を含めた事業の進行管理及び継続的改善のための意見交換の場として「豊中市バリアフリー推進協議会」を立ち上げ、市全部門のバリアフリー化をめざして取り組んできました。



会議風景1



会議風景2

また、令和3年度(2021年度)からは、改正バリアフリー法の施行に基づき、バリアフリーマスタープランに関する事項も議論する協議会として新たに発足し、これまで参画していた障害者団体、事業者、行政、学識経験者に加え、高齢者・子育て・外国人関係の団体と公募市民の方々に参画いただき、バリアフリーの発展に向けて、議論を行っています。



会議風景3

(4) 各部門の取組み

①交通のバリアフリー

1) 道路のバリアフリー

「交通バリアフリー基本方針」に基づき、市内各駅を対象とした基本構想を策定し、駅を中心としたバリアフリー化を推進してきました。また、歩道のある主要な道路を対象として策定された「歩道改良実施計画」や生活道路を対象として策定された「住居地区バリアフリー整備事業計画」に基づいた道路のバリアフリーを進めてきました。

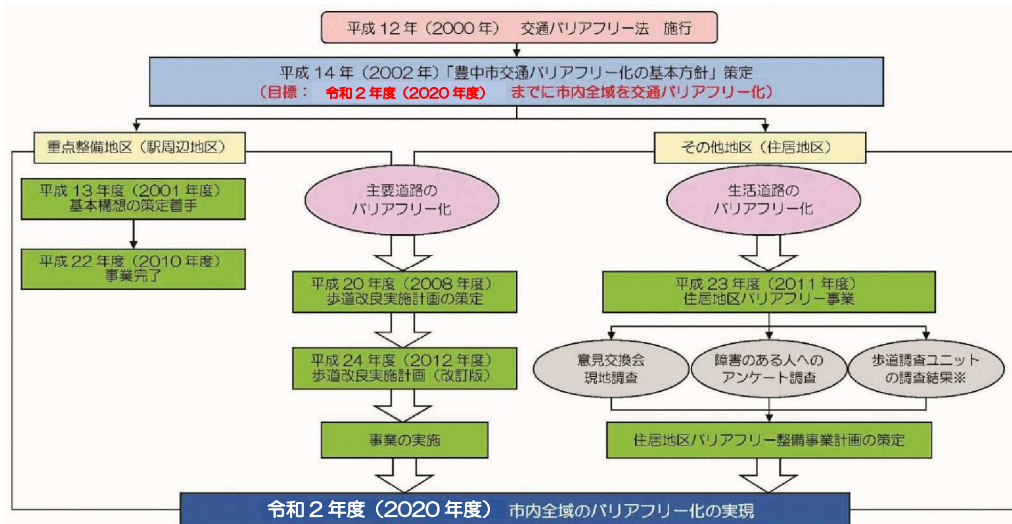


図 道路のバリアフリーのこれまでの流れ

a. 歩道改良整備事業

歩道の「狭い」、「勾配(傾き)がきつい」、「段差・凹凸がある」等の問題を解消し、安全で快適な歩行空間を形成するため、平成7年度(1995年度)に「歩道改良計画」を策定し、歩道改良整備を計画的に実施するために、平成20年度(2008年度)、平成24年度(2012年度)に見直しを実施しています。

これらの歩道改良計画に基づき、改良を必要とする約23kmのうち令和2年度(2020年度)までに約17kmを整備し、進捗率は約74%となっています。



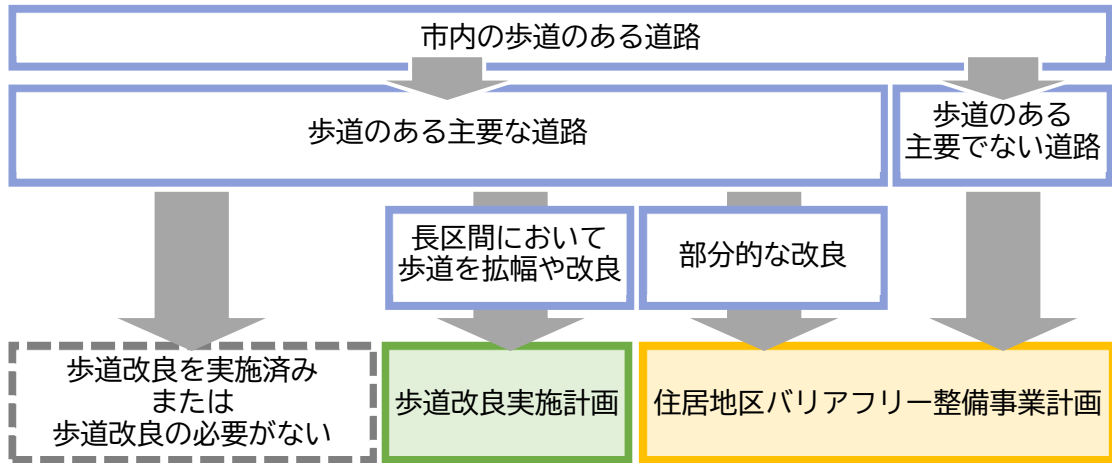


図 対象路線の選定フロー図

出典：歩道改良実施計画(改訂版)(平成24年(2012年)9月)

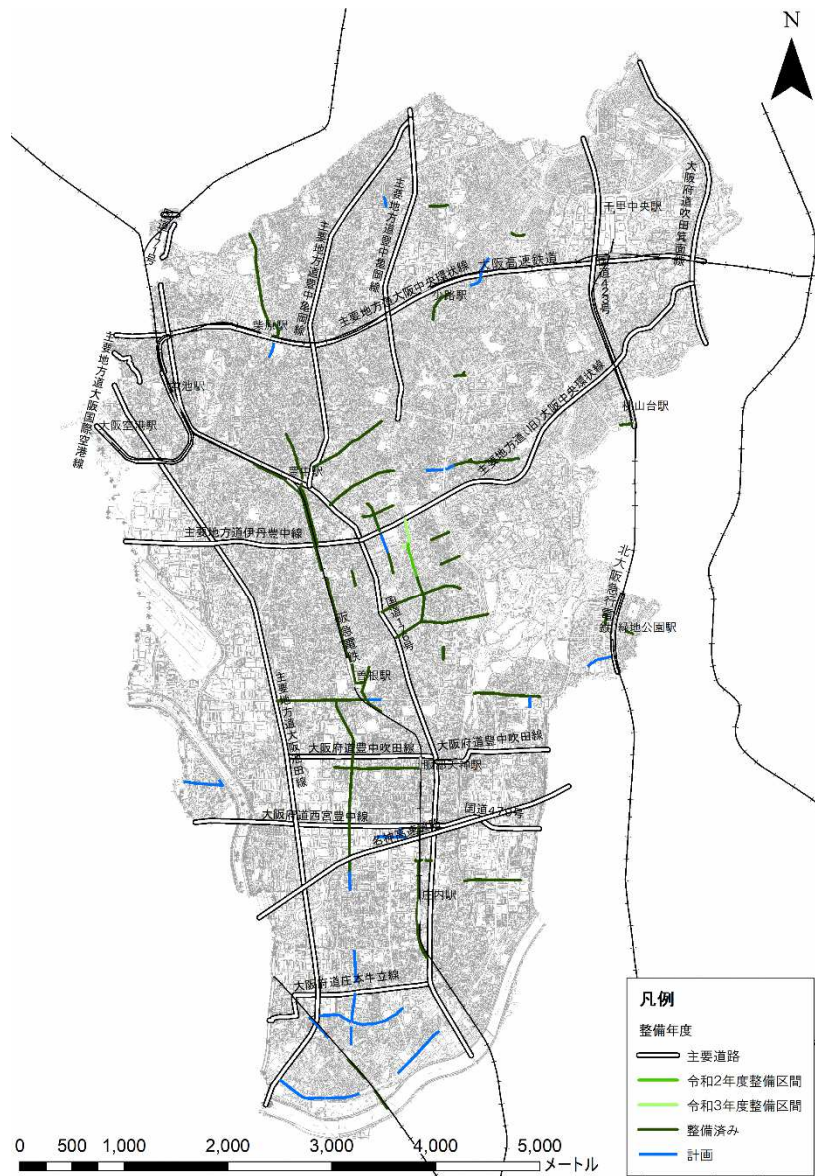


図 歩道改良整備の進捗状況図

b. 住居地区バリアフリー整備事業

平成 23 年度(2011 年度)より、市全域の生活道路のバリアフリー化を目的とした「住居地区バリアフリー整備事業計画」を市内 8 地区に分け策定してきました。計画の策定にあたっては、地区毎に意見交換会等を開催し、地域住民の意見を反映しつつ策定しました。これに基づき部分的な改良や経年劣化に伴う維持修繕等を行い令和 2 年度(2020 年度)で 8 地区全ての事業が完了しました。

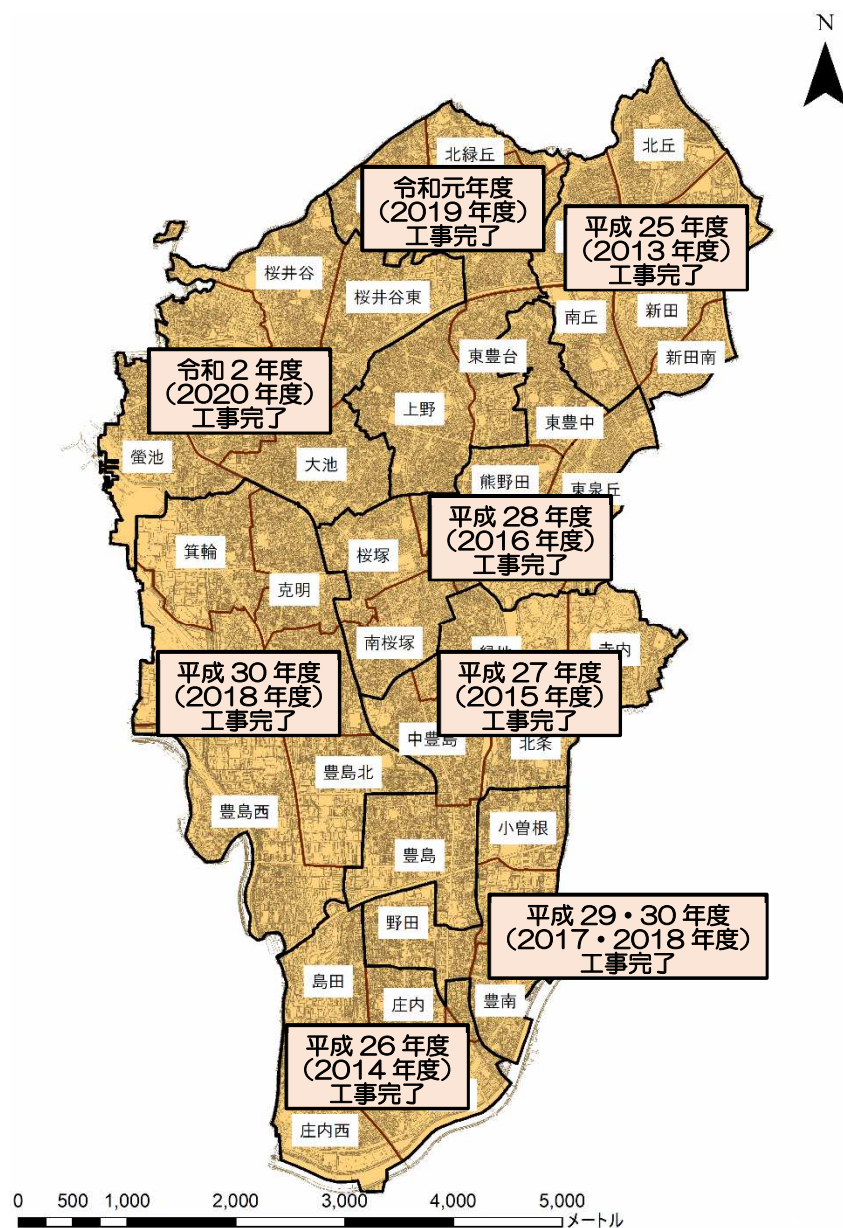


図 住居地区バリアフリー整備の進捗状況図

c. バリアサインの設置

市内の道路について「a. 歩道改良整備事業」「b. 住居地区バリアフリー整備事業」により道路のバリアフリー整備を進めていますが、階段や急な坂道、幅員の減少といった道路の特性により整備が困難な箇所があります。「バリアサイン」はこのようなバリアを事前に予告するサインとして設置し、車椅子使用者等の安全で快適な通行を確保することを目的としています。これまで市内 49 箇所(道路 45 箇所、公園内 4 箇所)に「バリアサイン」を設置しました。

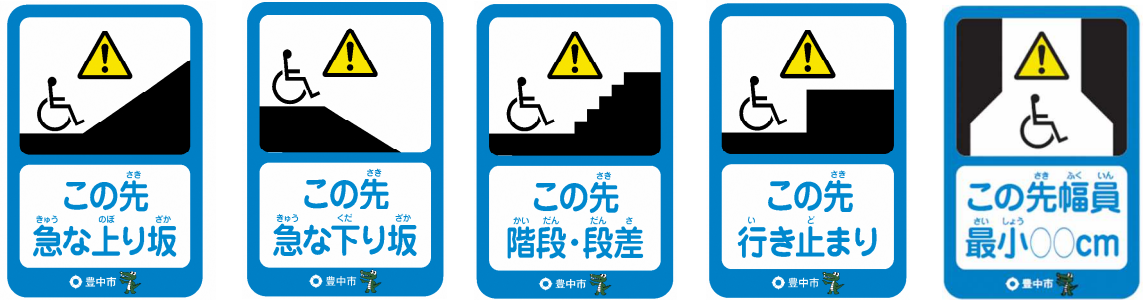


図 バリアサインの種類



1) 旅客施設・車両等のバリアフリー

a. ホームドアの設置

旅客施設(鉄軌道駅及び空港)については、各地区バリアフリー基本構想に基づき、バリアフリー化が行われています。鉄軌道駅については、ホームドアなどが新たに技術開発され、列車との接触防止、ホームからの転落防止といった安全性を向上させるものとして、これまで鉄軌道事業者各社で設置に向けた検討が行われています。

ホームドアの設置については、1日当たり平均利用者数が10万人以上の駅から優先的に整備されており、市においても補助制度の実施など事業者と協働のもと進めております。交通バリアフリー基本構想を策定した14駅のうち、8駅に設置が完了しており、設置率は約57%となっています。



ホーム柵 (北大阪急行電鉄)



ホーム柵 (大阪モノレール)

表 ホームドアの設置状況

番号	鉄軌道駅名	設置状況	番号	鉄軌道駅名	設置状況
1	緑地公園駅(北急)	設置済	8	蛍池駅(大阪モ)	設置済
2	桃山台駅(北急)	設置済	9	蛍池駅(阪急)	未設置
3	千里中央駅(北急)	設置済	10	豊中駅(阪急)	未設置
4	千里中央駅(大阪モ)	設置済	11	岡町駅(阪急)	未設置
5	少路駅(大阪モ)	設置済	12	曽根駅(阪急)	未設置
6	柴原阪大前駅(大阪モ)	設置済	13	服部天神駅(阪急)	未設置
7	大阪空港駅(大阪モ)	設置済	14	庄内駅(阪急)	未設置

(北急)：北大阪急行電鉄 (大阪モ)：大阪モノレール (阪急)：阪急電鉄
出典：鉄軌道事業者各社確認(令和4年(2022年)3月末時点)

b. ノンステップバスの導入

誰もが安全、円滑に移動できるバリアフリー化を進める一環として、平成11年度(1999年度)よりノンステップバスの導入を推進し、バスの利便性向上及び利用促進を図ってきました。国の方針は、ノンステップバス導入率の努力目標を「令和7年度(2025年度)末までに約80%とする」としていますが、市ではノンステップバスの導入をより計画的かつ効率的に推進するため、豊中市と市域を走行するバス事業者である阪急バス株式会社との協働により、平成25年(2013年)3月に「ノンステップバス導入計画」を策定しました。



ノンステップバス (阪急バス)

国の努力目標の達成に向け、今後更新を迎える車両をノンステップバスへ転換し、導入率の向上をめざしています。

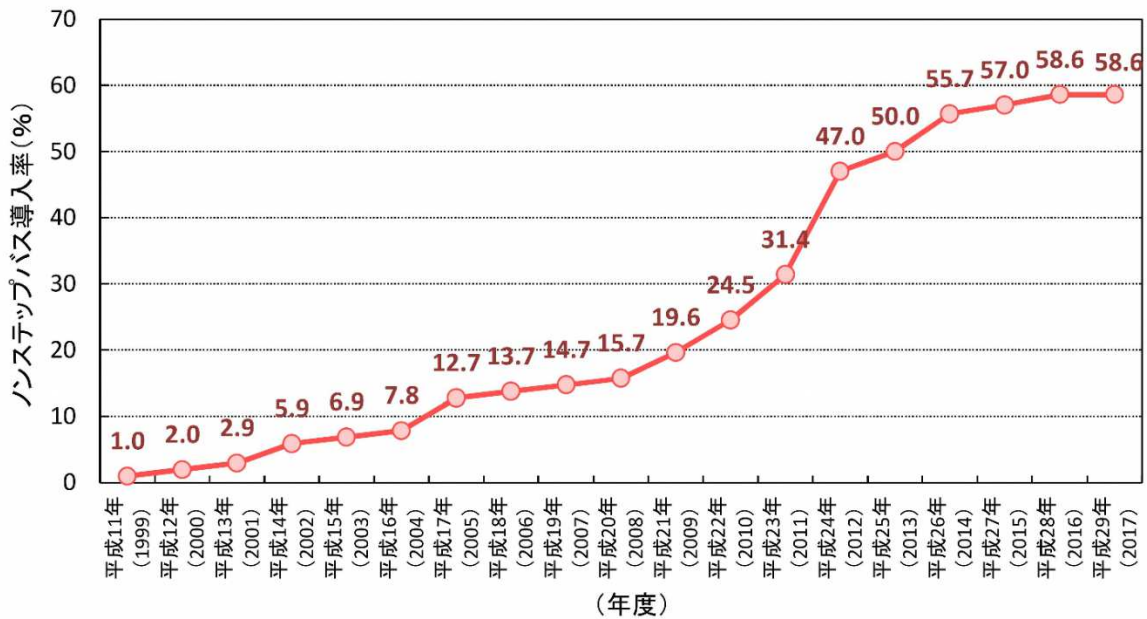


図 ノンステップバス導入率の推移

出典：豊中市公共交通改善計画(平成31年(2019年)2月)

c. バス停ベンチの整備

本市では、バスの利便性・快適性の向上とともに、歩道における休憩の場としての活用を図るため、平成25年度(2013年度)より、バス事業者が実施するベンチ設置に対して、補助制度を実施しており、事業者と協働のもと進めております。



旭丘北口バス停のベンチ設置

②市有施設のバリアフリー

豊中市内において、建築物の新築・増築・改築・用途変更を計画する場合、用途・規模に応じ、バリアフリー法及び大阪府福祉のまちづくり条例で定める基準(移動等円滑化基準)に適合させる必要があります。

本市の市有施設においては、トイレ、エレベーター、点字ブロック、手すり、スロープ、自動ドア等のバリアフリー化に取り組んできました。中でも、小中学校では、令和3年(2021年)3月末時点で、エレベーターの設置率について、小学校で約80%、中学校で約94%となっており、また、計画的に実施している老朽化したトイレ縦一列の改修に合わせてバリアフリートイレ(多機能)を設置しており、進捗率が小学校で約82%、中学校で約58%となっています。



小中学校のエレベーター設置



小中学校のバリアフリートイレ(多機能)

表 市有施設のバリアフリー化の主な状況（1/2）

年度	市有施設名	内容
平 24 平 29	泉丘小学校	・バリアフリースイールの設置 ・トイレの改修 ・エレベーター設置
平 24 平 26	第五中学校	・バリアフリースイールの設置 ・エレベーター設置
平 24	第十五中学校	・エレベーター設置 ・点状ブロックの敷設及び手摺を設置 ・バリアフリースイールの設置
平 25	庄内西小学校	・エレベーター設置
平 25	北丘小学校	・バリアフリースイール等の設置
平 27 平 29	東泉丘小学校	・エレベーター設置 ・バリアフリースイール等の設置 ・トイレの改修
平 27	庄内小学校	・エレベーター設置
平 26	第七中学校	・エレベーター設置 ・トイレの改修
平 26 平 30	螢池小学校	・バリアフリースイール等の設置 ・エレベーター設置
平 27 平 29	克明小学校	・エレベーター設置 ・バリアフリースイール等の設置 ・トイレの改修
平 27 平 28	中豊島小学校	・エレベーター設置 ・バリアフリースイール等の設置
平 27	北条小学校	・トイレの改修 ・バリアフリースイール等の設置
平 27	第十三中学校	・トイレの改修
平 27	公園管理事務所 (大門公園)	・バリアフリースイール等の設置 ・玄関扉を自動扉に改修
平 28	千成小学校	・エレベーター設置
平 28	東丘小学校	・エレベーター設置
平 28 平 29	第八中学校	・エレベーター設置 ・バリアフリースイール等の設置
平 28	第二中学校	・バリアフリースイール等の設置 ・トイレの改修
平 29 令元	南丘小学校	・エレベーター設置 ・トイレの改修

表 市有施設のバリアフリー化の主な状況（2/2）

年度	市有施設名	内容
平 29	第十六中学校	・エレベーター設置 ・渡り廊下スロープ設置
平 29	箕輪小学校	・バリアフリートイレ等の設置 ・トイレの改修
平 30	庄内南小学校	・エレベーター設置
平 30	桜井谷小学校	・バリアフリートイレ等の設置 ・トイレの改修
平 30	緑地小学校	・トイレの改修 ・バリアフリートイレ等の設置
平 30 令 2	東豊中小学校	・トイレの改修 ・バリアフリートイレ等の設置 ・エレベーター設置
平 30	第三中学校	・バリアフリートイレ等の設置 ・トイレの改修
令元	新田小学校	・エレベーター設置 ・バリアフリートイレの改修
令元	新田南小学校	・エレベーター設置 ・トイレの改修
令元	熊野田小学校	・バリアフリートイレ等の設置 ・トイレの改修
令元	第十四中学校	・バリアフリートイレの改修 ・トイレの改修
令 2	豊島小学校	・エレベーター設置 ・トイレの改修
令 2	豊南小学校	・バリアフリートイレ等の設置 ・トイレの改修
令 2	東豊台小学校	・トイレの改修

※豊中市バリアフリー推進協議会発足の平成 24 年度(2012 年度)以降の主な改修工事を掲載しています。

③公園のバリアフリー

バリアフリー法の施行により、都市公園において特定公園施設の新設・増設・改築を行う際は、都市公園に関するバリアフリー化基準(都市公園移動等円滑化基準)に適合しなければならないとされています。また、既設の特定公園施設についても、基準に適合するよう努めなければならないとされています。

本市の公園施設においては、段差解消、トイレ、手すり、スロープ、出入口部の改善、身障者対応型水飲みの設置や置換のバリアフリー化に取り組んできました。



バリアフリートイレ(多機能)設置



身障者対応型水飲み



バリアサインの設置

表 公園のバリアフリー化の状況(1/4)

年度	公園名	内容
平 22	豊島公園	・ 既設トイレ前の段差解消 ・ 園路広場の段差解消 ・ 身障者対応型水飲みへの置換
平 22	萩の寺公園	・ 既設トイレをバリアフリートイレへ置換 ・ 身障者対応型水飲みへの置換
平 22	西町公園	・ 既設トイレをバリアフリートイレへ置換 ・ 園路広場の段差解消
平 23	轟木公園	・ 園路広場の段差解消
平 23	桜塚公園	・ 園路広場の段差解消
平 23	菰江公園	・ バリアフリートイレの設置 ・ 園路広場の段差解消
平 23	稻荷山公園	・ バリアフリートイレの設置
平 23	千里東町公園	・ 階段への手すり設置
平 23	大曾公園	・ 園路広場の段差解消 ・ 階段併設傾斜路(スロープ)の設置
平 24	長興寺公園	・ バリアフリートイレの設置
平 24	見徳山公園	・ 既設トイレをバリアフリートイレへ置換 ・ 園路広場の段差解消 ・ 傾斜路への手すり設置

表 公園のバリアフリー化の状況(2/4)

年度	公園名	内容
平 24	大塚公園	・既設トイレをバリアフリートイレへ置換 ・園路広場の段差解消 ・身障者対応型水飲みの設置
平 24	走井2丁目空港ひろば	・バリアフリートイレの設置
平 24	野田中央公園	・バリアフリートイレの設置 ・災害時用車いす対応トイレの設置 ・車いす対応テーブルの設置
平 25	つばき公園	・既設トイレをバリアフリートイレへ置換 ・身障者対応型水飲みの設置
平 25	麻田公園	・既設トイレをバリアフリートイレへ置換 ・スロープ(傾斜路)の設置 ・身障者対応型水飲みへの置換
平 25	谷田公園	・既設トイレをバリアフリートイレへ置換 ・スロープ(傾斜路)の設置 ・身障者対応型水飲みへの置換
平 25	刀根山公園	・既設トイレをバリアフリートイレへ置換 ・身障者対応型水飲みの設置
平 25	寺内南公園	・既設トイレをバリアフリートイレへ置換 ・スロープ(傾斜路)の設置 ・身障者対応型水飲みへの置換
平 25	曾根東町公園	・身障者対応型水飲みの設置
平 25	二葉北公園	・バリアフリートイレの設置
平 26	内田公園	・既設トイレをバリアフリートイレへ置換 ・スロープ(傾斜路)の設置 ・身障者対応型水飲みへの置換
平 26	今在家公園	・既設トイレをバリアフリートイレへ置換 ・身障者対応型水飲みへの置換
平 26	檜ノ木公園	・バリアフリートイレの設置 ・園路のバリアフリー化 ・身障者対応型水飲みの設置
平 27	赤坂上池公園	・既設トイレをバリアフリートイレへ置換 ・身障者対応型水飲みへの置換 ・園路広場の段差解消
平 27	天神公園	・既設トイレをバリアフリートイレへ置換 ・身障者対応型水飲みへの置換 ・園路広場の段差解消

表 公園のバリアフリー化の状況(3/4)

年度	公園名	内容
平 28	蛭池北公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設トイレをバリアフリースイッチへ置換 ・ 身障者対応型水飲みへの置換 ・ 出入口部の改善
平 28	山ヶ池公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設トイレをバリアフリースイッチへ置換 ・ 身障者対応型水飲みへの置換 ・ 出入口部の改善
平 28	皿池公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設トイレをバリアフリースイッチへ置換 ・ 身障者対応型水飲みへの置換 ・ 傾斜路の勾配改善 ・ 出入口部の改善
平 28	曾根西公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身障者対応型水飲みへの置換 ・ 園路広場の段差解消
平 28	本町5丁目公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身障者対応型水飲みへの置換
平 28	箕輪豊公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身障者対応型水飲みへの置換 ・ 園路広場の段差解消
平 29	千里西町公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設トイレをバリアフリースイッチへ置換 ・ 身障者対応型水飲みへの置換
平 29	堀田公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設トイレをバリアフリースイッチへ置換 ・ 身障者対応型水飲みへの置換 ・ 園路広場の段差解消
平 29	東豊中5丁目第2公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身障者対応型水飲みへの置換 ・ 出入口部の改善
平 29	野畑東公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口部の改善
平 30	野畑公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設トイレをバリアフリースイッチへ置換 ・ 身障者対応型水飲みへの置換 ・ 出入口部の改善
平 30	島江北公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設トイレをバリアフリースイッチへ置換 ・ 身障者対応型水飲みへの置換
平 30	大黒町南公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設トイレをバリアフリースイッチへ置換 ・ 身障者対応型水飲みへの置換 ・ 園路広場の段差解消
平 30	北条公園	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既設トイレをバリアフリースイッチへ置換 ・ 身障者対応型水飲みへの置換 ・ 出入口部の改善

表 公園のバリアフリー化の状況(4/4)

年度	公園名	内容
令元	千里園公園	・身障者対応型水飲みへの置換 ・出入口部の改善 ・園路広場の段差解消
令元	大黒町公園	・身障者対応型水飲みへの置換 ・出入口部の改善
令元	島江公園	・身障者対応型水飲みへの置換 ・出入口部の改善
令元	夕日丘公園	・園路広場の段差解消
令2	千里南町桃山公園	・身障者対応型水飲みへの置換 ・出入口部の改善
令2	広池公園	・身障者対応型水飲みへの置換
令2	曽根西町3丁目公園	・身障者対応型水飲みへの置換 ・出入口部の改善
令2	服部元町2丁目公園	・出入口部の改善
令2	原田公園	・身障者対応型水飲みへの置換 ・出入口部の改善
令2	千成町公園	・身障者対応型水飲みへの置換 ・園路広場の段差解消
令3	樗ノ木公園	・バリアサインの設置(2箇所)
令3	千里中央公園	・バリアサインの設置(1箇所)
令3	利倉西緑地	・バリアサインの設置(1箇所)

④駐車場のバリアフリー

バリアフリー法では、特定路外駐車場を設置する際には、車椅子利用者用駐車区画を1以上設けるなど、路外駐車場移動等円滑化基準に適合させなければならないとされています。また、既設の特定路外駐車場も、基準に適合するよう努めなければならないとされており、令和3年(2021年)現在、民間事業者が設置する路外駐車場は34箇所、その91%にあたる31箇所がバリアフリー基準に適合しています。

車椅子利用者用駐車区画は、大阪府を初めとする各地方公共団体による「パーキング・パーミット制度」など、その適正利用に向けた取組みが進められており、バリアフリー基準に留まらない取組みが求められています。

⑤ソフト施策

1) ソフト施策の取組み

a. ヘルプマークの普及・啓発

援助や配慮を必要としている方のための「ヘルプマーク」の普及と「ヘルプカード」の配布に取り組んでいます。

ヘルプマークは、義足や人工関節を使用している方、内部障害のある人や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が援助を得やすくなるよう作成されたマークです。ストラップをつけて携帯できるようにしたものを無料で配布しています。



ヘルプマーク

また、ヘルプカードは、災害時や日常生活の中で困った時などに配慮を必要とする方が、より援助を得やすくするためのカードです。事前に内容を記載したものを携帯し、配慮を必要とする時に提示するようになっており、市のホームページに載っており、自分で印刷し作成することも可能ですが、配布もしています。



ヘルプカード

b. 子育て世帯外出支援事業

乳幼児連れの保護者が安心して外出できるよう、授乳やおむつ交換が可能なスペースや遊び場を提供できる公共施設等を「赤ちゃんの駅」として開放しています。わかりやすく、利用しやすくするため、「赤ちゃんの駅」には標識（ステッカー等）を掲示しています。（令和3年(2021年)3月現在 185か所）

また、平成27年度(2015年度)から、授乳スペースやこども用のいす、絵本の貸し出しなど、子育て家庭に配慮したサービスを提供するお店や施設等を「とよなか子育て応援団」として、登録する制度をつくり、紹介・発信することで、子育て家庭が安心して外出でき、まち全体で子育て家庭を応援する機運づくりをしています。（令和3年(2021年)3月現在 200か所）

赤ちゃんの駅



とよなか子育て応援団



2) ソフト施策の状況

ソフト施策の取組み状況としては、以下のとおりとなっています。

表 ソフト施策の状況(1/5)

年度	ソフト施策部門の取組み	内容
平 24	駅・公共施設のバリアフリー情報	市のホームページで発信している市内公共施設のバリアフリー情報について、管理者にとって最新の情報に更新しやすく、市民の皆さんにとって検索しやすいものにするためリニューアルに向けて検討していく。
平 24	講習会の開催	◎点訳ボランティア養成講習会 年2回開催、前期8回、後期8回 ◎手話講習会 手話通訳奉仕員養成講座（入門編）40回（中級編）20回 ◎要約筆記通訳ボランティア養成講習会 年1回開催 ◎音訳ボランティア養成講習会 年1回開催〔障害福祉センターひまわり〕
平 24	出前講座	広報広聴課 出前講座を実施。 障害福祉センターひまわりより市職員が出向き、障害のある人への理解と支援について講座を実施。
平 24	児童・生徒を対象とした取組み	各小学校・中学校により「心のバリアフリー」教育を実施しているところもある。また小学3年生を対象に、庁舎見学の一環として第二庁舎ロビー周辺にあるバリアフリー施設(点字ブロック、点字案内板、エレベーター、多目的トイレ等)を紹介。〔教育委員会、広報広聴課〕
平 24	市職員を対象とした取組み	研修として、障害のある人への理解を深めることをテーマにしたものや、バリアフリー体験等を実施するもの、手話講習会等を開催。〔職員研修所等〕
平 25	市ホームページに掲載された市所管施設のバリアフリー情報について更新の仕組みづくりを行う	○最新の情報が市ホームページに掲載される仕組みを整えるため、次の方向で関係課が調整中 ・市民が利用する市所管施設についてはバリアフリー情報を市ホームページに掲載することとする ・最低限掲載する項目を定める ・障害福祉課から毎年一定時期に情報更新を促す
平 25	大阪府 障がい者等用駐車区画利用証制度	障害のある人や高齢者など移動に配慮を要する人のため、公共施設等における車いす使用者用駐車区画等の利用者証を大阪府が交付。 【本市内における設置場所】平成26年(2014年)4月9日 現在 豊中市役所内、警察署、服部緑地、大阪府立高等学校、大阪府立豊中支援学校、阪急オアシス服部西店

表 ソフト施策の状況(2/5)

年度	ソフト施策部門 の取組み	内容
平 26	こども政策課	「子どもと保護者が安心して外出できる環境についてのガイドライン」の運用開始
平 27	こども政策課	「とよなか子育て応援団」規約を制定 市ホームページ、とよふぁみ、ウェルカムファミリー！！で周知
平 27	庁内で職員向け 研修を実施	本市職員が障害者差別の解消に率先して取り組む主体となれるよう、障害者差別解消法及び豊中市職員対応要領をテーマとした庁内研修を実施する。
平 27	福祉共育の推進	平成 26 年度(2014 年度)は市内小中学校のうち 3 校を実施平成 27 年度(2015 年度)は市内小中学校のうち 6 校を予定 ※福祉共育とは、「共に生きる・共に育ち合う」文化を醸成することをめざし、自分を大切にし、他者への思いやりの意識と支え合いの必要性を学ぶこと
平 27	庁内で職員向け 研修を実施(16 回実施)	—
平 27	トークショーを 実施	お笑い芸人「松本ハウス」(統合失調症のハウス加賀谷さんと相方の松本キックさん)を招き、障害のある人の思いや周囲の人の関わり方について学ぶため、トークショーを実施 (平成 28 年(2016 年)3 月 20 日(日)開催、来場数：約 150 人)
平 28	庁内及び庁外に 人権研修を実施	本市職員には、昨年に引き続き、障害者差別解消法と市職員対応要領をテーマとした研修を行い、庁外には、障害者差別解消法や障害者差別解消にかかる本市の取組みをテーマとした研修を行うことにより、地域で一体となり、障害者差別の解消に取り組む。(庁外の例：阪急タクシー)
平 28	障害者啓発イベ ントを実施(9 月 と 12 月)	市民への障害者啓発として、9 月に豊中市障害者啓発活動委員会等と共催し、体験型のイベントを行い、障害のある人の気持ちを理解するだけでなく、サポート方法についても理解していただくよう取り組む。さらに、12 月の障害者週間では、市役所第二庁舎 1 階で障害者差別解消法に関するパネル展や授産製品の展示等を行う。
平 28	庁内及び庁外に 人権研修を実施	庁内 31 件、庁外 36 件。うち障害者差別解消法に関するもの庁内 16 件、庁外 6 件

表 ソフト施策の状況(3/5)

年度	ソフト施策部門 の取組み	内容
平 29	ヘルプマークと ヘルプカードの 配布 (平成 29 年(2017 年)6 月 1 日配布 開始)	<p>【ヘルプマーク(配布数 680 枚)】 援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成された、全国で普及しつつあるマークです。</p> <p>【ヘルプカード(配布数 515 枚)】 ヘルプマークのイラスト(右図)が入っており、氏名・住所・電話番号・疾病や障害名・非常時の緊急連絡先等が記入できるカードで、豊中市独自の仕様になっています。</p> <p>※いずれも障害福祉課・障害福祉センターひまわり・保健所・千里保健センター・中部保健センター・庄内保健センターにて配布しています。</p> <p>なお、ヘルプカードについては市ホームページにてダウンロードが可能です。</p>
平 29	市発信情報バリアフリーガイドラインの策定	市が発信する情報について、障害のある人が円滑に情報を取得し利用できるよう、障害特性等に応じた情報提供やコミュニケーションを図る際の配慮事項をまとめたガイドラインを策定。
平 30	市発信情報バリアフリーガイドラインの周知	<p>平成 29 年度(2017 年度)、市が発信する情報について、障害のある人が円滑に情報を取得し利用できるよう、障害特性等に応じた情報提供やコミュニケーションを図る際の配慮事項をまとめたガイドラインを策定しました。</p> <p>このバリアフリーガイドラインの周知の徹底に取り組みます。</p> <p>(内容)</p> <ol style="list-style-type: none"> ①会議・講演会を開催するとき ②文書や印刷物を作成し、送付するとき ③ホームページに記事を掲載するとき ④映像を作成するとき ⑤災害などの緊急時に情報発信するとき(緊急時に備えた情報発信も含む)

表 ソフト施策の状況(4/5)

年度	ソフト施策部門 の取組み	内容
令元	「心のバリアフリー」をテーマとした講演会等の実施	<p>平成 28 年度(2016 年度)～ 憲法記念市民の集い（アクア文化ホール）：要約筆記者の配置</p> <p>平成 29 年度(2017 年度)～ 委託事業者向け人権問題学習会（すてっぷホール）：手話通訳者の配置</p> <p>平成 30 年度(2018 年度) 世界人権宣言 70 周年記念講演会（文化芸術センター多目的室）：「性的マイノリティ」をテーマ 多様な性を生きる～「マイノリティ問題」を超えて <主催：関西大学人権問題研究室、豊中市、豊中市教育委員会></p> <p>令和元年度(2019 年度) 委託事業者向け人権問題学習会（すてっぷホール）：「精神障害者の理解」をテーマ ◇精神障害者の雇用支援について 大阪障害者職業センター上席障害者職業カウンセラー 大島 健一さん ◇こころの病について ～正しい理解とかかわり方～ 豊中市健康医療部保健予防課副主幹兼精神保健係長 中尾 こずえ ◇市発信情報バリアフリーガイドラインについて 豊中市福祉部障害福祉課課長補佐兼企画係長 宇都宮 洋</p> <p>地域活性化事業（アクア文化ホール） <主催：豊中市・人権啓発活動大阪地域ネットワーク協議会> ◇講演「あきらめない心～片腕がくれたもの～」：「心のバリアフリー」をテーマに 北京・ロンドンパラリンピック競泳日本代表 伊藤 真波さん ◇ボッチャ体験教室</p>
令元～	こども政策課	「子どもと保護者が安心して外出できる環境についてのガイドライン」を廃止、「赤ちゃんの駅実施要綱」の留意点として整理し、社会福祉事業を行う民間団体へ拡充。
令2	パラリンピックに併せたイベントの企画	<p>パラスポーツ(ボッチャ・卓球バレー)体験イベント →コロナウイルス感染症拡大防止のため中止</p>

表 ソフト施策の状況(5/5)

年度	ソフト施策部門 の取組み	内容
令3	鉄軌道事業者におけるソフト面の取組み (大阪モノレール株式会社)	1. バリアフリーに関する情報をホームページに掲載 (1) 全駅対応のバリアフリー設備 車椅子対応 幅広改札機/点字・車椅子対応 自動券売機/音響案内装置・誘導ブロック/乗降用段差解消スロープ/ 車椅子対応トイレ/オストメイト対応トイレ/トイレ点字案内板/トイレ音声案内装置/トイレのベビーカー設置/ AED/構内点字案内板 (2) バリアフリー設備一覧の紹介 2. バリアフリーに関するソフト面（人的対応）の取組み (1) サービス介助士の取得 (2) 交通事業従事者を対象とした手話教室の受講 (3) 交通サポートマネージャー研修の受講 (4) インスタントシニア体験研修・視覚障害体験研修の実施
令3	パラリンピックに併せたイベントの企画	パラスポーツ(ボッチャ・卓球バレー)体験イベント →コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(5) バリアフリーチェックシステム

バリアフリー化については、各種ガイドラインや条例等による基準等に基づき設計を行い、工事を実施しています。しかし、これらの基準だけでは、細かな仕様が十分ではなく、障害のある人等にとって使い勝手の悪いものとなっていることがあります。

こういったことから、本市では、バリアフリーチェックシステムを運用しており、きめ細かなバリアフリー化を推進しています。令和3年(2021年)3月末時点で官民合わせて23件の実績があり、平成19年度(2007年度)には第1回国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰を受賞することとなりました。



点字ブロックの色彩チェック



触知案内板と音声案内チェック



ホーム柵の仕様(北大阪急行電鉄)



千里文化センター新築工事における入口階段チェック



リブ式区画線の安全性等の確認
(大阪府池田土木事務所)



券売機チェック(北大阪急行電鉄)

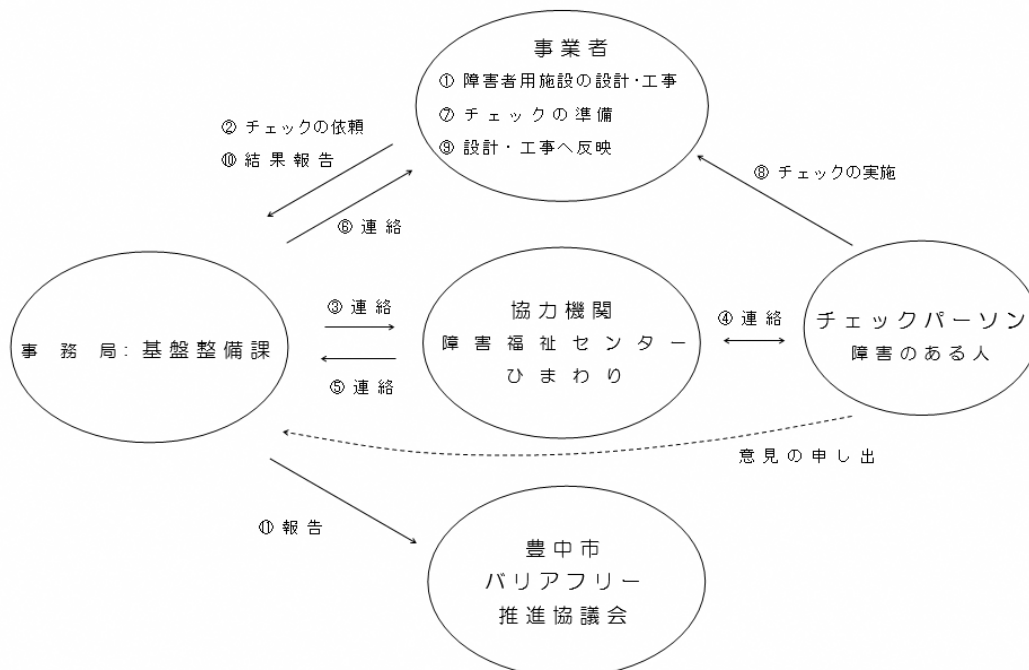


図 バリアフリーチェックシステムの進め方

2-3 住民アンケート調査・障害者関係団体ヒアリング調査

(1) 住民アンケート調査概要

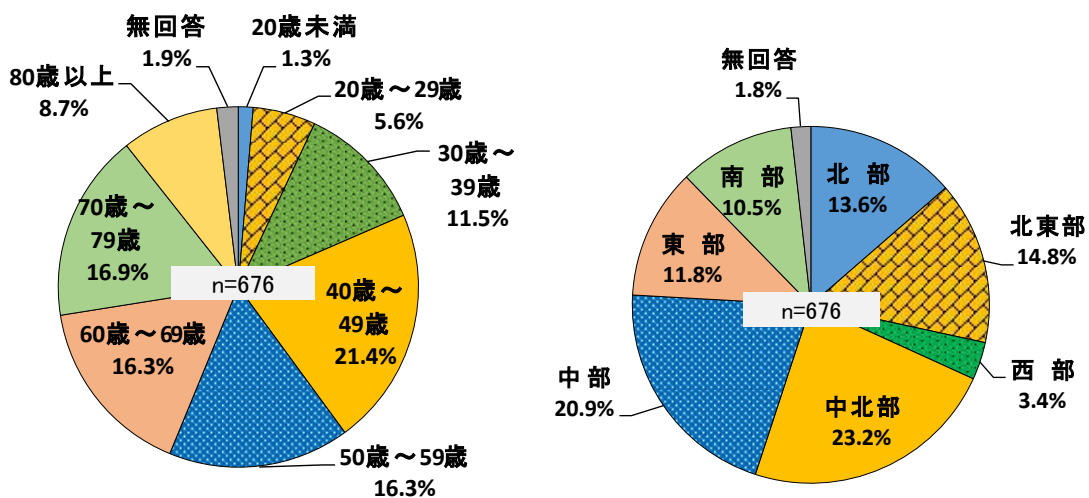
「豊中市バリアフリーマスタープラン」を策定するにあたり、バリアフリーに関する市民の意向を把握し、本計画における参考資料とするため、住民アンケートを実施しています。

〈住民アンケート調査結果概要〉

期 間：令和3年(2021年)6月4日から6月30日

回 収：豊中市内に在住される18歳以上の方の中から2,000人を無作為で抽出し、調査票を郵送による配布及び回収による調査を実施しました。

※配布数2,000票、回収数676票、回収率33.8%



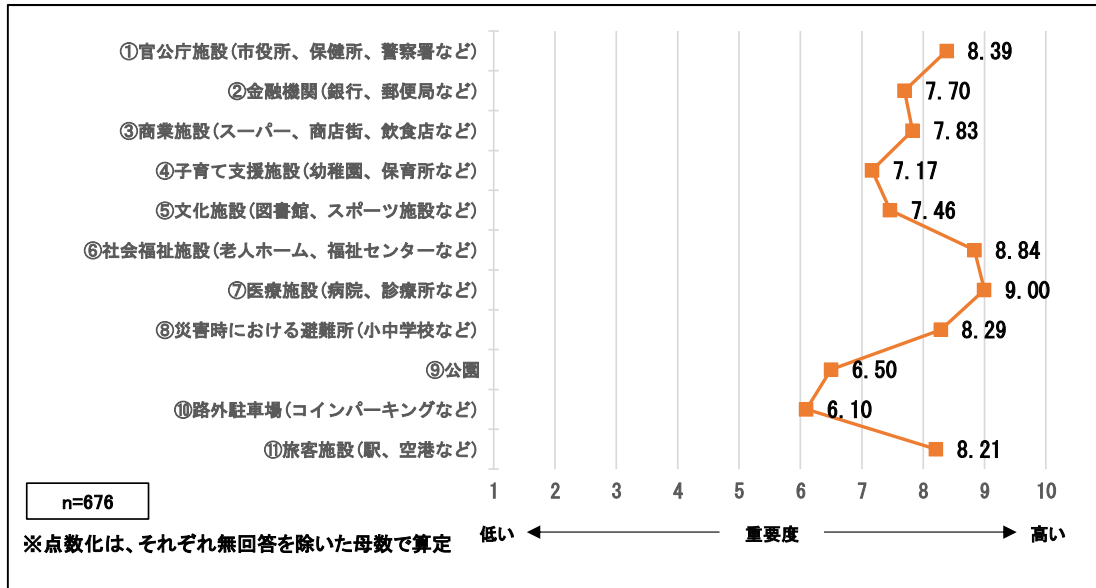
グラフ：年齢別構成比(左)、地域別構成比(右)

※構成比は回答者数に対する票数の割合で図示

(2) 住民アンケート調査結果

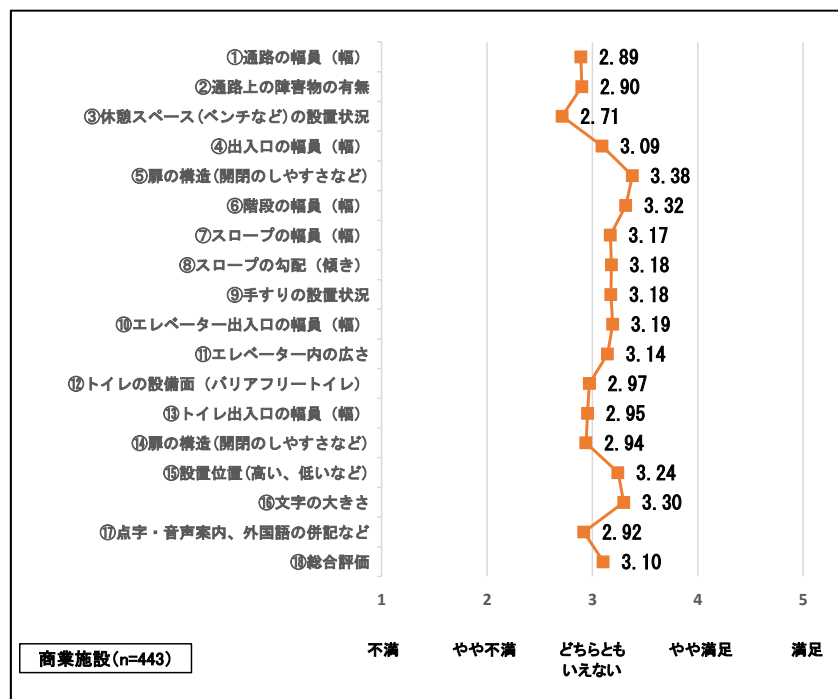
①施設のバリアフリー化について

市内施設（官公庁施設、金融機関、商業施設、子育て支援施設、文化施設、社会福祉施設、医療施設、災害時における避難所、公園、路外駐車場、旅客施設）のバリアフリー化の重要度について10段階で評価いただいた結果、最も高かったのは、「医療施設」(9.00pt)となり、次いで「社会福祉施設」(8.84pt)、「官公庁施設」(8.39pt)、「災害時における避難所」(8.29pt)、「旅客施設」(8.21pt)の順になりました。高齢者が良く利用する施設や不特定多数の方が利用する施設、安全安心の観点からの施設で重要度の評価が高い結果となりました。



グラフ：市内施設のバリアフリー化の重要度

また、市内施設のうち、主に利用する施設としては、「商業施設」が最も多く、次いで「金融機関」「医療施設」「官公庁施設」の順となりました。商業施設のバリアフリーの満足度について5段階で評価いただいた結果、最も高かったのは、「扉の構造」(3.38pt)となり、「休憩スペースの設置状況」(2.71pt)で最も評価が低いものとなりました。また「通路の幅員(幅)」(2.89pt)、「通路上の障害物の有無」(2.90pt)、「点字・音声案内、外国語の併記など」(2.92pt)も満足度の評価が低いものとなり、各施設に応じたバリアフリー化を推進していくことが必要となっています。

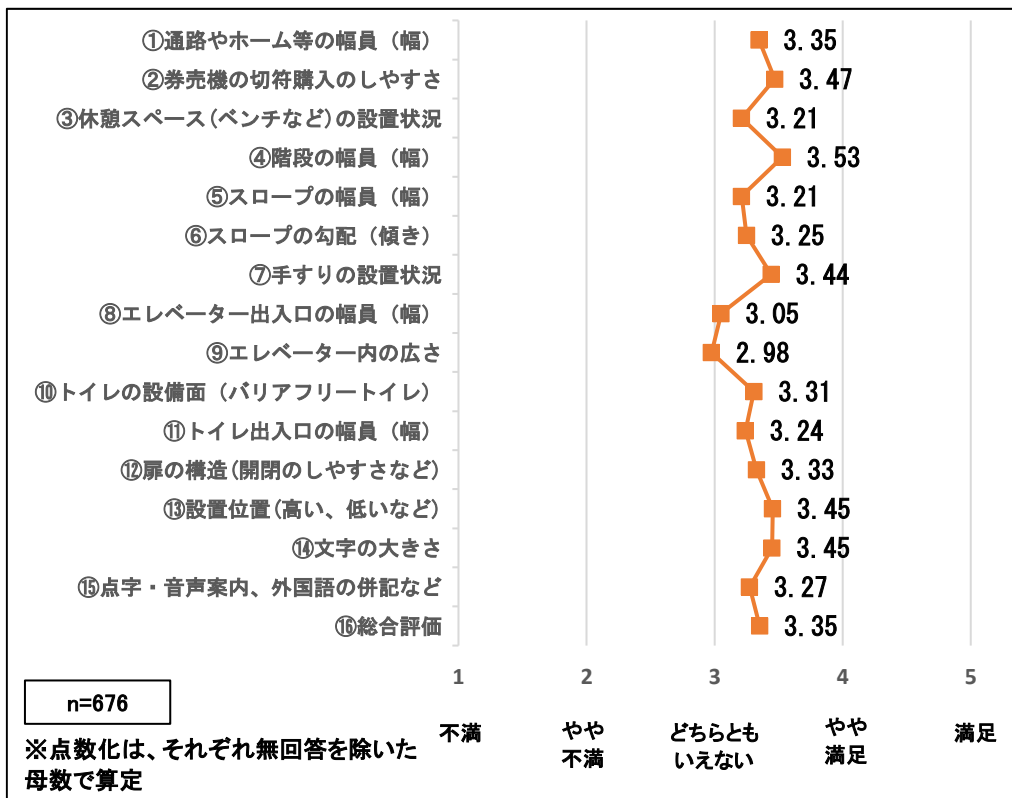


グラフ：商業施設のバリアフリー化の重要度

②鉄軌道駅のバリアフリー化について

主に利用される鉄軌道駅のバリアフリー化の満足度について5段階で評価いただいた結果、最も高かったのは、「階段の幅員(幅)」(3.53pt)となり、次いで、「券売機の切符購入のしやすさ」(3.47pt)となりました。「エレベーター内の広さ」(2.98pt)が最も低い結果となりましたが、全体的に3.00ptを上回る結果となり、「総合評価」(3.35pt)では、やや満足に感じているという評価になりました。

主に利用する駅別でみると、概ね全体の傾向と同様となりましたが、「通路やホーム等の幅員(幅)」「券売機の切符購入のしやすさ」「スロープの幅員(幅)」「スロープの勾配(傾き)」「エレベーターの出入り口の幅員(幅)」「トイレの設備面(バリアフリートイレ)」が最も低いものとなる駅もあり、各鉄軌道駅の特性に応じたバリアフリー化を推進していくことが必要となっています。



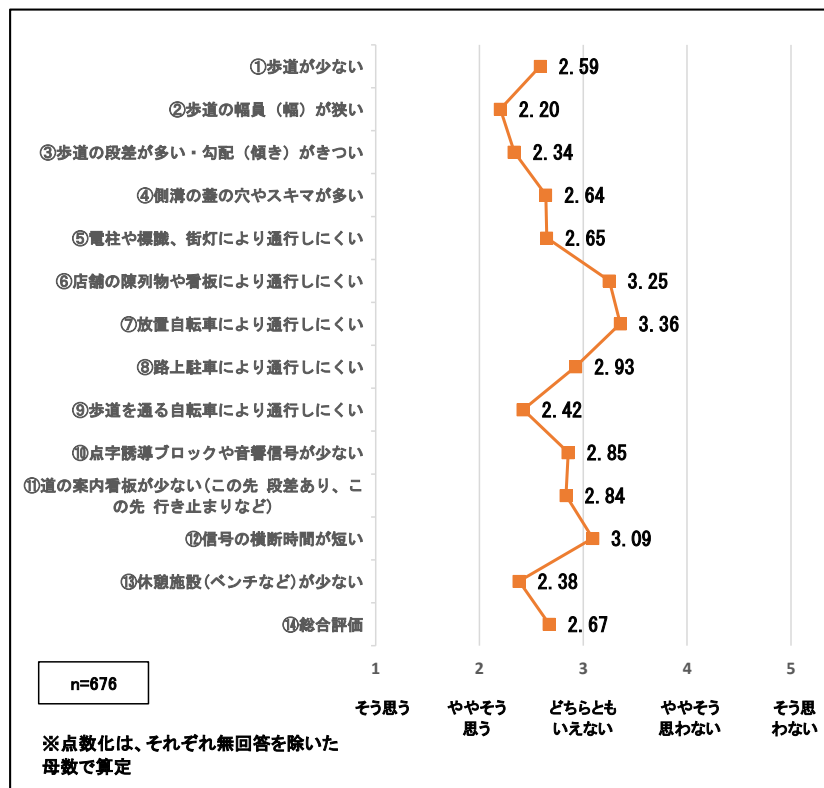
グラフ：主に利用する鉄道駅

②道路のバリアフリー化について

お住まいの地域で主に利用される道路のバリアフリー化の満足度について5段階で評価いただいた結果、「放置自転車により通行しにくい」(3.36pt)、「店舗の陳列物や看板により通行しにくい」(3.25pt)では、そう思わないとして高い評価となっています。

一方で、「歩道の幅員が狭い」(2.20pt)、「歩道の段差が多い・勾配(傾き)がきつい」(2.34pt)、「休憩施設が少ない」(2.38pt)などの項目では、そう思うとして評価が低くなっており、「総合評価」(2.67pt)でも3.00ptを下回る結果となりました。

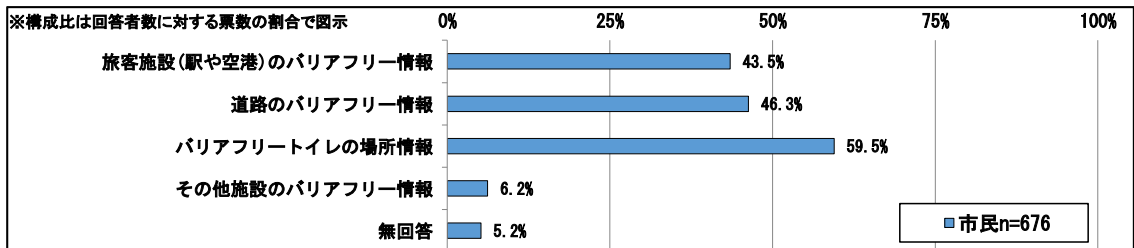
歩道のバリアフリー化については、これまで駅周辺道路を対象とした重点整備地区の道路事業、主要道路を対象とした歩道改良整備事業、市全域の生活道路を対象とした住居地区バリアフリー整備事業に取り組んできましたが、今回の結果を受け止め、引き続き歩行空間のバリアフリー化に取り組んでまいります。



グラフ：道路のバリアフリー化の満足度

③市の発信するバリアフリー情報について

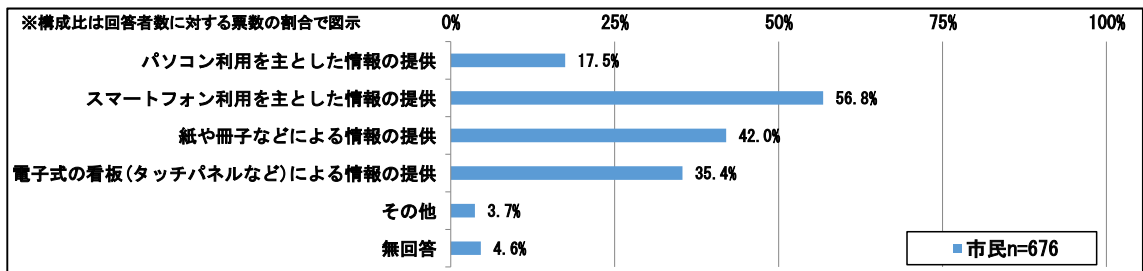
重要と思うバリアフリー情報としては、「バリアフリートイレの場所情報」が最も多く、次いで、「道路のバリアフリー情報」「旅客施設のバリアフリー情報」の順となりました。なお、その他施設のバリアフリー情報については「スーパー等の商業施設のバリアフリー情報」「エレベーターの有無や場所情報」などの意見がありました。



グラフ：重要と思うバリアフリー情報

また、あれば良いと思うバリアフリー情報の提供について、「スマートフォン利用を主とした情報の提供」が最も多く、次いで、「紙や冊子などによる情報の提供」「電子式の看板による情報の提供」の順となりました。なお、その他の提供方法については、「広報誌による情報提供」「看板による情報提供」「施設内での掲示による情報提供」などの意見がありました。

年代別でみると、60歳未満の年齢層では「スマートフォン利用を主とした情報」や「電子式の看板による情報の提供」が多くなる一方で、70歳から79歳の年齢層では、「紙や冊子などによる情報の提供」が多くなり、年齢層に対応したバリアフリー情報の提供方法の検討が必要となっています。

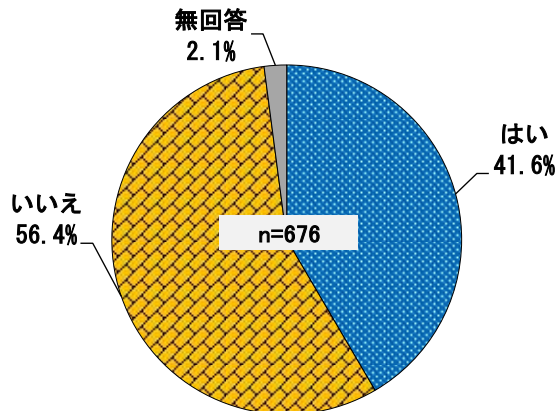


グラフ：あれば良いと思うバリアフリー情報の提供

④ 「心のバリアフリー」について

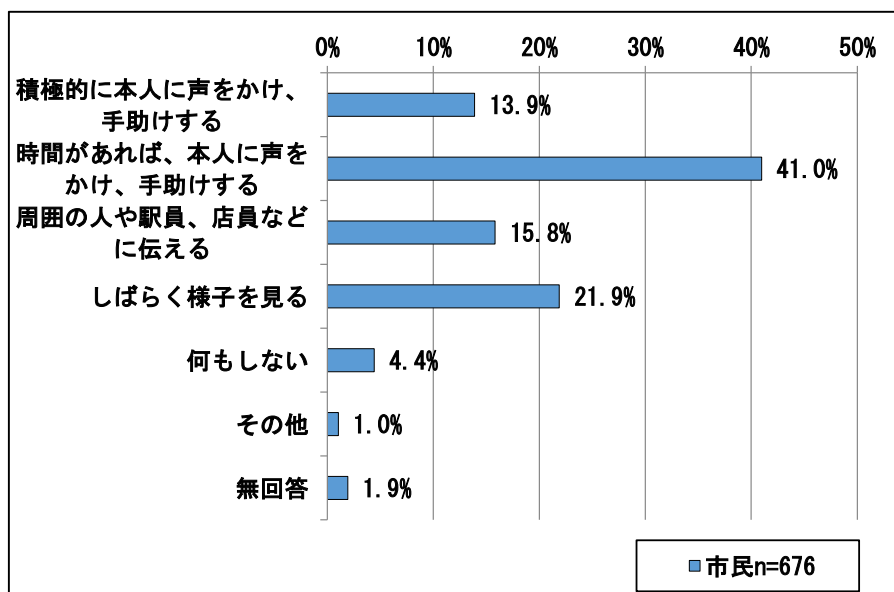
「心のバリアフリー」の言葉については、全体の約56%が聞いたことがないという結果となりました。年代別では、20歳未満や20歳から29歳において聞いたことがある割合が過半数である一方、30歳から39歳、40歳から49歳、60歳から69歳、80歳以上の年代で聞いたことがない割合が過半数を超え、年齢層に差が出る結果となりました。

※構成比は回答者数に対する票数の割合で図示



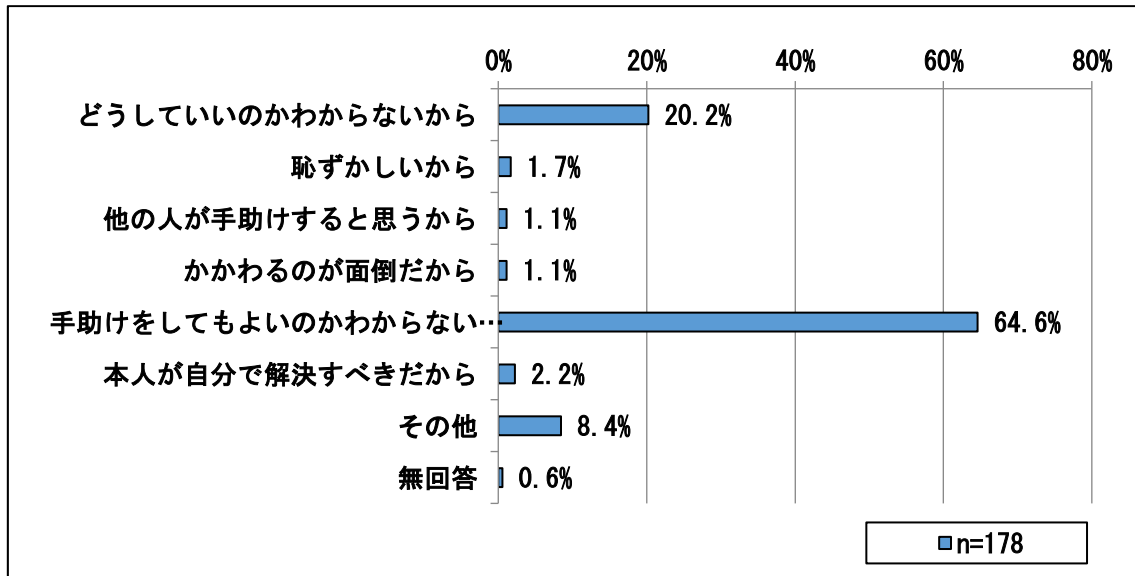
グラフ：「心のバリアフリー」の認知度

障害のある人や高齢者、妊産婦、外国人等が困っている場面を見かけたときにとる行動については、「時間があれば、本人に声をかけ、手助けをする」の回答が41.0%と最も多く、次いで、「しばらく様子を見る」が21.9%、「周囲の人や駅員、店員などに伝える」が15.8%となりました。なお、その他については、「困っている様子なら手助けする」「本人が歩行できないため、助けられない」などの意見がありました。



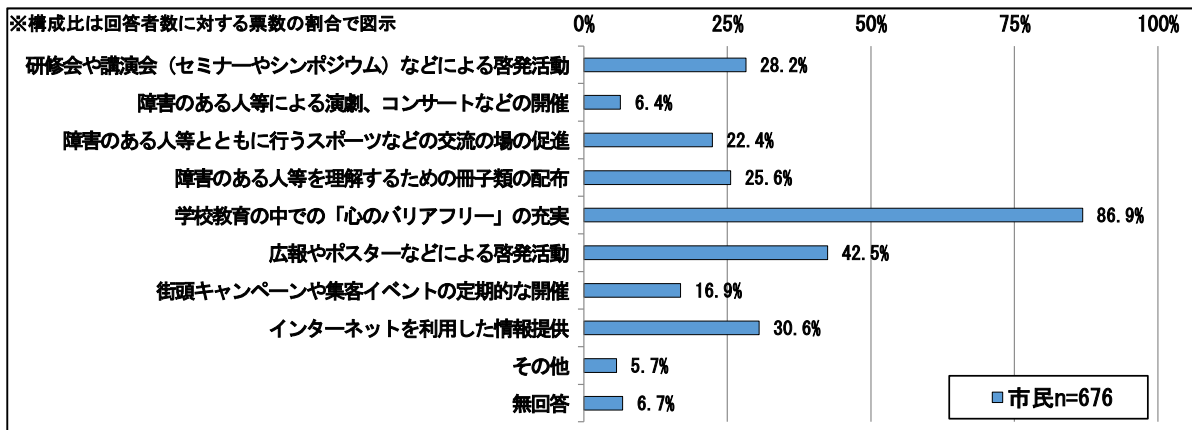
グラフ：困っている場面を見かけたときにとる行動

上記設問で「しばらく様子を見る」または「何もしない」と回答した理由については、「手助けをしても良いのか分からないから」の回答が64.6%と最も多く、次いで「どうしていいのかわからないから」の回答が20.2%となりました。なお、その他の理由については、「助けを必要としているか見るため」「手助けを必要としない人もいるため」「コロナ禍だから」などの意見がありました。



グラフ：困っている場面を見かけたときにとる行動で「しばらく様子を見る」「何もしない」とした理由

「心のバリアフリー」の推進に必要だと思う取組みについては、「学校教育の中での「心のバリアフリー」の充実」が最も多く、次いで、「広報やポスターなどによる啓発活動」「インターネットを利用した情報提供」の順となりました。なお、その他については、「普段の生活（学校、職場等）で障害のある人と関わる機会を増やす」「テレビなどで取り上げてもらう」「助けが必要である、具体的にどのような助けが必要である、といった旨を発信できる仕組みがあると良い」などの意見がありました。一方で、「わからない」「必要ない」といった意見もありました。



グラフ：「心のバリアフリー」の推進に必要だと思う取組み

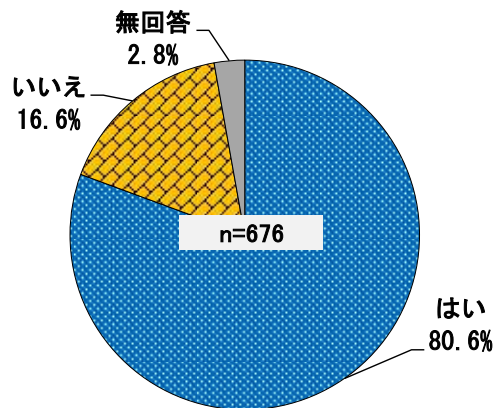
⑤災害時のことについて

身近にある避難所の場所については、全体の約81%が把握しているという結果となり、地域別、年齢層別でも過半数が把握しているという結果となりました。

避難所まで安全に移動できる経路については、全体の約70%が把握しているという結果となりましたが、年代別では、20歳から29歳で約55%が把握していない結果となり、安全に移動できる経路の把握が比較的低くなりました。

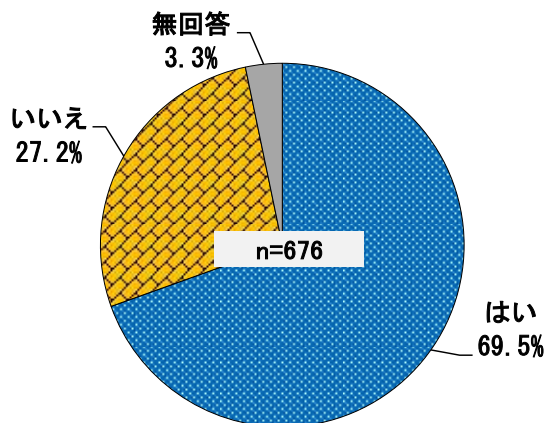
災害時の避難行動については、日頃から、ハザードマップや防災マップを活用して、家族やご近所の方と話し合い、緊急時にどうすればよいかを確認することが大切であり、要配慮者（高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、外国人など）を災害から守るためには、地域全体の協力が必要不可欠になります。階段のある場所や勾配のきつい道路といったところでは、複数人で要配慮者を支援することも想定する必要があります。そうした避難時の心得や要配慮者への支援、道路等のバリアフリー情報について、普及啓発・情報発信等に取り組んでいく必要があります。

※構成比は回答者数に対する票数の割合で図示



グラフ：身近にある避難所の場所を把握しているか

※構成比は回答者数に対する票数の割合で図示



グラフ：避難所まで安全に移動できる経路を把握しているか

(3) ヒアリング調査概要

バリアフリーマスタープランを策定するにあたり、豊中市内で活動されている障害者関係団体にヒアリング調査を行いました。

〈ヒアリング調査結果概要〉

対 象：豊中市内で活動する障害者関係団体(8団体)

期 間：令和3年(2021年)11月上旬～12月中旬

方 法：対面および郵送による意見聴取

内 容：マスタープラン策定に関する意見およびバリアフリー全般

ご協力いただいた団体一覧	
知的障害児(者)の父母の会	豊中市手をつなぐ育成会
自閉症児(者)・発達障害児(者)の父母の会	ピープルウォーク
精神障害当事者の会	豊中精神障害者当事者会 HOTTO
精神障害者の家族の会	豊中市精神障害者家族会ゆたか会
身体不自由児者の父母の会	豊中市身体不自由児者父母の会
身体障害当事者の会	豊中市身体障害者福祉会
障害当事者団体	国際障害者年を機に「障害」者の自立と完全参加をめざす豊中市民会議
福祉事業所の職員等で構成される団体(当事者も在籍)	障害児者を守る豊中連絡協議会

(4) ヒアリング調査を通じて寄せられた主な意見

公共交通、道路、建築物、公園、交通安全について
<ul style="list-style-type: none"> ・鉄軌道駅におけるホーム柵の整備 ・歩道の段差、勾配、幅員の改善 ・公共施設や公園におけるトイレの使い勝手、広さ、機能面等 ・災害時を想定した公共施設および小中学校の整備 ・店舗所有者に対するバリアフリーの意識醸成、整備の補助金制度等の検討 ・エスコートゾーンの設置及び市民への周知 ・知的障害・精神障害・発達障害のある人にも対応した整備
バリアフリー情報の提供、情報アクセス・コミュニケーションについて
<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害のある人でもわかりやすい文字や文章といった情報の提供 ・災害時における多様な情報発信、避難所での対応

バリアフリーに関する教育、啓発、広報について
<ul style="list-style-type: none">・「障害」に対する理解増進、差別・偏見の除去・学校教育現場における児童生徒・教員へのバリアフリー教育・バリアフリーに関する市民意識の醸成・歩き・自転車スマホや自転車運転マナー等の啓発・ヘルプマーク・マタニティマークの啓発
当事者・利用者意見の反映
<ul style="list-style-type: none">・身体障害・知的障害・精神障害・発達障害のある当事者の意見聴取機会の創出

第3章 市域全体のバリアフリーに関する方針

3-1 基本理念

バリアフリーを推進する上での基本理念は、「交通バリアフリー基本方針」の基本理念をふまえ、次のとおりとします。

< 基本理念 >

だれもが気軽に出かけられるまちづくり

< バリアフリー化の原則 >

- | | |
|-------------|---------------|
| 1：だれもができること | 6：ゆとりがあること |
| 2：安全なこと | 7：全体をみること |
| 3：1人でできること | 8：経済的合理性があること |
| 4：わかりやすいこと | 9：理解すること |
| 5：使いやすいこと | 10：機会均等であること |

障害のある人、高齢者、妊産婦や子ども連れ、外国人など多様な個性の人々が、社会的障壁を感じることなく出かけられる共生社会のまちづくりの実現をめざし、基本理念を「だれもが気軽に出かけられるまちづくり」とします。

3-2 これからの取組み方針

基本理念「だれもが気軽に出かけられるまちづくり」の実現に向け、ウィズコロナ・アフターコロナにおける市民のライフスタイルや社会環境の変化に対応しながら、取組み方針を以下のように整理し、バリアフリーの取組みを推進していくこととします。

< 基本理念 >

だれもが気軽に出かけられるまちづくり

取組み方針

安全・安心に住み続けられるまちづくり

先端技術や ICT を活用したバリアフリー情報の提供

社会モデルの浸透と意識上の障壁除去（「心のバリアフリー」）の推進

当事者・利用者意見の反映

取組み方針（1）安全・安心に住み続けられるまちづくり

安全・安心に住み続けられるまちづくりを実現するため、各施設のバリアフリー基準に基づく整備に加え、多様な個性の人々の利用を想定したバリアフリー化を推進し、だれもが住みよい都市環境づくりをめざします。また、災害時等を想定したバリアフリー化を推進します。

①バリアフリー化に関する主な基準等

バリアフリー化にあたっては、バリアフリー法における移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、各種ガイドラインや条例等による基準等に基づいた整備を推進します。

表 バリアフリー化に関する主な基準等

種別	項目	名称	所管など/作成年月
移動等円滑化基準	公共交通	移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備並びに旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関する基準（公共交通移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年(2021年)1月改正
	道路	移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準（道路移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 令和3年(2021年)3月改正
		移動等円滑化のために必要な道路の占用に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年(2021年)1月改正
	建築物	建築物移動等円滑化基準（建築物特定施設の構造及び配置に関する基準）	国土交通省【政令】 令和2年(2020年)12月改正
		高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準	国土交通省【省令】 令和3年(2021年)1月改正
	公園	移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（都市公園移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成24年(2012年)3月改正
	交通安全	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準	国家公安委員会【規則】 平成18年(2006年)12月
駐車場	移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（路外駐車場移動等円滑化基準）	国土交通省【省令】 平成18年(2006年)12月	
ガイドライン等	公共交通	公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 旅客施設編	国土交通省 令和2年(2020年)3月改訂
		公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 車両等編	国土交通省 令和2年(2020年)10月改訂
		公共交通機関の役務の提供に関する移動等円滑化整備ガイドライン バリアフリー整備ガイドライン 役務編	国土交通省 令和3年(2021年)年3月
	道路	増補 改訂版 道路の移動等円滑化整備ガイドライン	(財)国土技術研究センター 平成23年(2011年)8月
	建築物	高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準	国土交通省 令和3年(2021年)3月改訂
公園	都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン【改訂版】	国土交通省 平成24年(2012年)3月	
条例等	道路	豊中市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例	豊中市 平成24年(2012年)12月
	建築物	大阪府福祉のまちづくり条例	大阪府 令和3年(2021年)3月改正

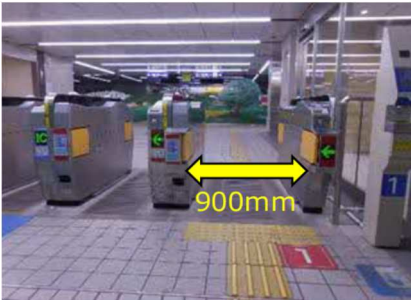

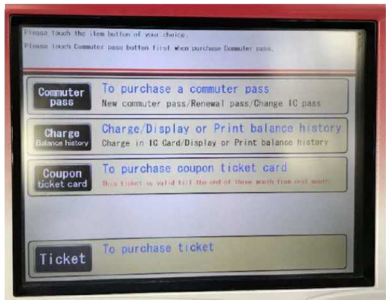
②多様な個性の人々の利用を想定したバリアフリー化の推進

だれもが住みよい都市環境づくりをめざし、各施設等におけるバリアフリー化の基準に基づく整備を推進するとともに、多様な個性の人々の利用を想定し、基準等に定めのない事項についても、留意しつつ、きめ細やかなバリアフリー化を推進します。

1) 公共交通

a. 旅客施設

・改札口周辺では、幅広式の自動改札機、蹴込みスペース・音声ガイダンス等のバリアフリー機能やインバウンド対応の機能を備えた券売機の設置が事業者により取り組まれています。今後も適切な維持・管理が行われるよう、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。

改札口周辺		
<p>多様な個性の人にとって通行しやすい幅広式自動改札機を設置しています。</p>  <p>出典：北大阪急行電鉄</p>	<p>蹴込みスペースや音声ガイダンス等の機能を備えた券売機を設置しています。</p>  <p>出典：北大阪急行電鉄</p>	<p>画面上の表示切替を押すことで、音声・表示が英語に切り替わるインバウンド対応の券売機を設置しています。</p>  <p>出典：北大阪急行電鉄</p>

・駅構内では、エレベーター、可動式ホーム柵、点字ブロック、バリアフリートイレ、ベンチ、案内看板等の設置が事業者により取り組まれています。今後も適切な維持・管理が行われるよう、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。

駅構内の施設整備	
 <p>エレベーター 出典：北大阪急行電鉄</p>	 <p>可動式ホーム柵 出典：北大阪急行電鉄</p>
 <p>内方線付点字ブロック 出典：大阪モノレール</p>	 <p>バリアフリートイレ 出典：大阪モノレール</p>

・見えにくい方には点字ブロックによるルートがわかりやすいように、点字ブロックと隣接しているタイルの明るさに差異を設けるよう事業者により取り組まれています。今後も適切な維持・管理が行われるよう、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。

点字ブロック視認性向上の取組み



出典：北大阪急行電鉄



出典：北大阪急行電鉄

・乗降用スロープの設置やホーム床面高上げによる段差解消が事業者により取り組まれています。また、ベビーカーやシニアカー等を使用する方にとっても乗降しやすいようにホームと車両間の隙間解消が事業者により取り組まれています。今後も適切な維持・管理が行われるよう、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。

ホームと車両間の段差・隙間解消



乗降用スロープ

出典：大阪モノレール



櫛状ゴムで隙間解消

出典：北大阪急行電鉄

お客様の要望に応じて、駅係員が簡易スロープを設置する対応を行っており、車椅子使用者だけでなく、ベビーカー・シニアカー使用者への対応も行っています。



段差解消

出典：北大阪急行電鉄



出典：北大阪急行電鉄

b. 旅客車両

・鉄軌道車両について、フリースペースや優先席の設置等が事業者により取り組まれています。今後も適切な維持・管理が行われるよう、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。

鉄軌道車両内のバリアフリー化



フリースペース



車両内立席ポスト

出典：大阪モノレール



車両間通路の自動扉

出典：北大阪急行電鉄

・ノンステップバスの導入が事業者により取り組まれています。今後も導入を促進するため、補助制度の実施や、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。



・ユニバーサルデザインタクシーの導入が事業者により取り組まれています。今後も導入を促進するため、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。



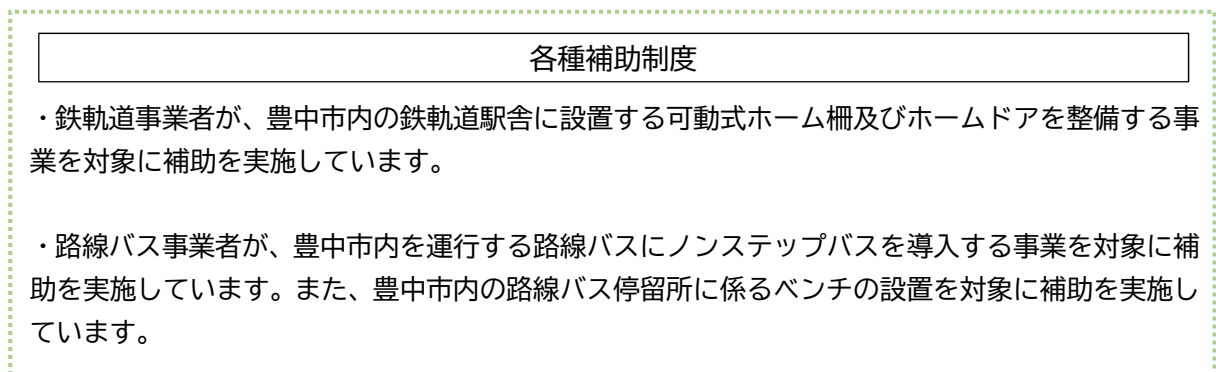
・地域にある停留所と最寄りの鉄道駅をつなぐ新しい公共交通として、豊中市乗合タクシーMina Notte（みなのものって）を運行しています。

高齢者の買物や通院などにおける移動手段の確保のため、引き続き運行します。



c. 事業者に対する補助制度

市では公共交通事業者に対して、下記バリアフリー整備を対象とした補助制度を実施しています。今後も引き続き事業者と協働のもと公共交通におけるバリアフリー整備を推進します。



2) 道路

a. 歩行空間のバリアフリー化

・歩道の「狭い」、「勾配(傾き)がきつい」、「段差・凹凸がある」等の問題に対処し、安全で快適な歩行空間を形成するため、策定した「歩道改良実施計画」は、令和3年度(2021年度)に見直しを行い、次期目標に向けて歩道のバリアフリー化を推進します。



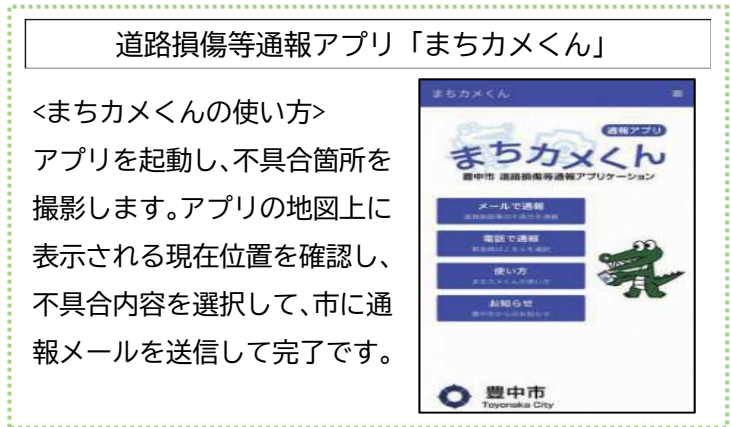
・生活道路のバリアフリー化を目的とした「住居地区バリアフリー整備事業」は、令和2年度(2020年度)に完了し、今後小規模なバリアフリー整備は要望に応じて対応します。



・地形等の制約で改修が困難な階段、急な坂道、幅員の狭い道といったバリア箇所を事前に予告するサインを設置します。



・道路、公園、水路、ごみの問題等を、速やかに市に通報でき、迅速な修繕や撤去に役立つアプリ(まちカメくん)や豊中市LINEアカウントを引き続き運用します。



・道路幅員が狭い等の事情により歩道設置が難しい道路では、歩行者の安全確保のため、路側帯のカラー舗装やリブ式区画線といった様々な整備の可能性を検討します。

歩道設置の難しい道路の整備



路側帯カラー化



リブ式区画線

・道路上の電柱や電線は景観を損なうだけでなく、歩行者やベビーカー、車椅子使用者の通行の妨げとなり、また、地震などの災害時には電柱の倒壊や電線の切断などにより、避難や救助活動、物資輸送などに支障をきたす恐れがあることから、「豊中市無電柱化推進計画」に基づく無電柱化を行うとともにバリアフリー化を推進します。

無電柱化の整備



無電柱化(大阪府)

出典：国土交通省

・新たに整備する都市計画道路や駅前広場整備に合わせてバリアフリー化を推進します。

駅前広場の整備



駅前広場(姫路市)

出典：国土交通省

b. 自転車通行空間の整備

歩行者と自転車利用者にとって、安心・安全に移動できる自転車通行空間の整備とともに、自転車利用ルールの周知徹底とマナーの向上を目的とし、「豊中市自転車ネットワーク計画」を平成31年(2019年)2月に策定し、自転車通行空間の整備を推進します。

自転車ネットワーク計画に基づく整備



3) 建築物

a. 市有施設のバリアフリー化

・本市が所有する施設の多くが目標耐用年数を超過している中、公共施設によるサービスを将来に亘って安定して維持するため「豊中市公共施設等総合管理計画」を策定し、マネジメントに取り組んでいます。

・「豊中市公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画」を毎年度更新し建替・解体・再編・修繕等を計画的に行っています。それらの工事に合わせ、スロープの設置やバリアフリースイッチへの改修等のバリアフリー化を行います。加えて、利用者アンケートやワークショップを通じて利用者の意見を聴く、民間事業者から提案を受ける等、行政単独で検討するのではなく、幅広い意見を取り入れながら利用者の視点で継続的に施設機能について検討を行うことが必要です。

施設の建替・解体・再編・修繕等に合わせたバリアフリー化



バリアフリースイッチ



トイレの点字案内板



エレベーター設置



奥行きのあるエレベーター

・学校施設については、令和2年度(2020年度)に策定された「豊中市学校施設長寿命化計画」に基づき、今後10年間の改築や大規模改修、全校のエレベーター設置、必要な和式トイレを除き洋式化100%を目標とした整備など計画的に進めることとしています。地域のコミュニティ拠点や災害時等における地域住民の避難所等としての役割も果たすことから、長寿命化計画に基づき改修等を進めることで、多様な個性の人の利用に配慮した学校全体のバリアフリー化を推進します。

豊中市学校施設長寿命化計画に基づく
学校施設の整備



エレベーター設置



段差、扉のないトイレ出入口



男子トイレ



女子トイレ

b. 民間施設のバリアフリー化

・大型店舗等におけるバリアフリー化が進みつつある中、小規模店舗等のバリアフリー化に関しても、「大阪府福祉のまちづくり条例」第40条第1項に定める事前協議を行うことにより、利便性の高い店舗等とするなど建築主に対する啓発を継続して行います。

合理的配慮の提供を支援する公的助成制度

商業者や地域の団体が障害のある人に必要な合理的配慮を提供するためにかかる費用（簡易スロープや手すりなどの工事費用）を助成する制度。（明石市事例）



出典：明石市

・多様な個性の人々にとって利便性の高い生活環境を実現するため、小規模店舗等のバリアフリー化を推進する施策に取り組みます。

c. 高齢者、障害者の移動等の円滑化の促進に関する法律による認定

建築物移動等円滑化誘導基準に適合する、より高度なバリアフリー化が行われた特定建築物に対して、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」第17条第3項に基づく認定を継続して行います。

4) 公園

a. 公園のバリアフリー化

・車椅子使用者や高齢者、幼児にも使用しやすい身障者対応型水飲みへの設置や置換に取り組みます。

身障者対応型水飲みへの置換



・公園の状況により、車椅子使用者やベビーカー使用者が通行しやすいよう、可能な限り複数箇所の出入口部の改善やスロープの設置といった段差解消に取り組みます。

出入口部の車止めの幅の改善や段差解消

出入口については、これまで自転車やバイクの乗り入れを防ぐため、幅を狭めていましたが、現在は幅を広くする整備をしており、シニアカーや双子ベビーカーの使用者も通れる幅に改善しています。

・多様な個性の人々が一緒に利用し楽しむことができる遊具の導入等についても検討し、魅力ある公園づくりに取り組みます。



出入口部の改善



段差解消

5) 交通安全

a. 信号機

要望者や関係者等の意見も聞きながら、音響信号機、弱者感應信号機の設置や歩行者用信号の青時間の調整等を検討し、導入を図ります。

音響信号の設置

必要に応じ当事者とチェックします。



b. エスコートゾーン

横断歩道を利用する視覚障害のある人の安全かつ円滑な横断のため、エスコートゾーン整備の可能性を検討しながら推進します。

エスコートゾーンの設置

エスコートゾーンについては、設置するだけでなく、市民へ周知することも必要であり、音響信号とともに周知に努めます。



災害時・緊急時を想定した避難施設等のバリアフリー化

指定避難所・指定緊急避難場所では、段差解消、手すり、バリアフリートイレ設置、障害のある人等が落ち着ける環境整備等のバリアフリー化を推進します。また、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難所生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮します。



避難所(学校)周辺

避難路や延焼を防止する延焼遮断帯の役割を果たす幹線道路等や生活道路においても、段差解消や勾配緩和、点字ブロックの設置等の整備を行い、平常時から災害時等を想定したバリアフリー化に取り組みます。



都市計画道路

気持ちを落ち着かせることができる空間の整備

知的障害・精神障害・発達障害の人は、外見上気づかれにくく、周囲に理解されにくいことがあり、本人が状況を理解できないまま、反復して注意されると興奮してしまうことがあります。また、外出時には、様々な視覚情報、音声情報および騒音・雑音などが重なることで感覚に対する反応が過敏となることや電車の遅延など日常生活における不測の事態が生じた場合等にパニックになることがあります。これらの場合に、しばらく時間をおき、気持ちを落ち着かせることで冷静に自分の行動を振り返ることができます。これをカームダウン・クールダウンといいます。カームダウン・クールダウンのためには、外部の音や他者からの視線がなるべく遮られた暗めの照明の個室が良いとされ、パーテーション等で仕切られた簡易的なスペースでも有効とされています。市では、このような空間整備の可能性も含め検討に取り組みます。



成田国際空港の事例



庄内少年文化館に設置

※令和4年(2022年)3月30日
青少年交流文化館いぶきに移転

・防災啓発冊子の「豊中市総合ハザードマップ」及び「わが家の防災マップ」等では、指定緊急避難場所・指定避難所といった情報についてもまとめられています。それらの情報とも連携し、避難施設等の情報も含んだバリアフリーマップの作成を検討します

ハザードマップ・わが家の防災マップ

公開型 WebGIS「地図情報とよなか」でのデジタルハザードマップの公開も行っていきます。



②情報アクセス・コミュニケーションの推進

・だれもが情報を読覧、読み取り、聞き取り、メモ、複製、撮影することができるための音声・音響案内、ピクトサイン、カラーバリアフリー、多言語表記等の情報アクセス環境の整備を引き続き推進します。

情報アクセス環境の整備



封筒に市章を刻印

盲導鈴

ピクトグラム(案内用図記号)の活用

・市が発信する情報について、障害のある人が円滑に情報を取得し利用できるよう、「市発信情報バリアフリー化ガイドライン」を策定しており、今後も引き続き職員に対する周知の徹底に取り組めます。

市発信情報バリアフリー化ガイドライン

障害特性等に応じた情報提供やコミュニケーションを図る際の配慮事項をまとめています。



・聴覚障害のある人への情報バリアフリーのため「豊中市手話言語アクションプラン」に基づき、イベントや講演会等、市民が多数参加する催しがある際の手話通訳者等の設置を推進します。

豊中市手話言語アクションプラン

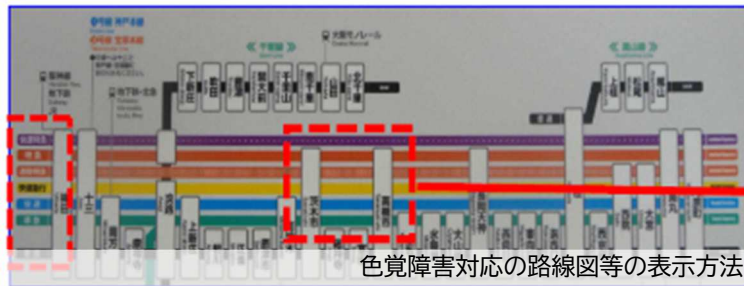
手話が言語であるという認識に基づき、手話言語の理解および普及について推進する計画です。



・市では、「外国人向け市政案内相談窓口」を設置しており、市の各窓口でコミュニケーション支援が必要な外国人市民には、多言語の通訳者を派遣しています。また、国際交流センターでは「外国人のための多言語相談サービス」による外国人市民の生活上での困りごとへの相談対応を行っています。これらの取組みなどを通じて外国人市民が少しでも住みやすいと感じられるよう努めています。

・情報アクセス・コミュニケーション施策は社会全体で取り組んでいくことが重要です。事業者においてもこれまで多様な情報アクセス・コミュニケーションとして、インバウンド対応、緊急時の復旧見通しや代替手段等の変化する情報についても理解しやすく工夫し、だれもがわかりやすい情報の提供に取り組まれています。今後も適切な維持・管理が行われるよう、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。

鉄軌道事業者による取組み



色覚障害対応の路線図等の表示方法



出典：阪急電鉄



扉開閉音予告装置

出典：大阪モノレール



多言語案内



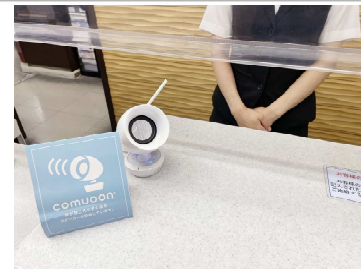
旅客案内情報装置

出典：北大阪急行電鉄



多言語ハンズスピーカー

出典：北大阪急行電鉄



出典：北大阪急行電鉄



コミュニケーションボード

出典：北大阪急行電鉄



AI 通訳機



出典：北大阪急行電鉄

災害時・緊急時を想定した情報アクセス・コミュニケーション

平時から多言語での避難所施設の案内表示・情報提供等の災害時・緊急時を想定した情報アクセス環境の整備に取り組むとともに、災害時には、防災スピーカーだけでなくエリアメールやテレビなど様々な手法で避難指示等の情報伝達を行っています。また、手話通訳者等のボランティア要請や障害のある人及び外国人等支援団体を通じた情報提供を行えるよう支援体制の整備を推進します。

令和2年度(2020年度)には、指定緊急避難場所および指定避難所の周知や防災意識向上のため、市内251か所全ての同所の標識を更新し、だれもが理解しやすい標識となるよう整備をしました。ピクトグラムを活用や多言語表記により誰もが理解しやすい避難看板となっています。



避難看板の更新

取組み方針(3) 社会モデルの浸透と意識上の障壁除去(「心のバリアフリー」)の推進

SDGsの理念である「誰一人取り残さない社会」や、本計画の理念である「誰もが気軽に出かけられるまちづくり」の実現のためには、市民、事業者、行政が「障害の社会モデル」について正しく理解した上で、取り組むことが重要です。

アクセシビリティ面で社会に存在する物理的障壁(バリア)は、誰もが公平に自由に移動できる権利として、多様な個性の人々の人権や尊厳を尊重するためにも、社会の責務として、社会環境整備を推進していかなければなりません。

その上で、人と人のコミュニケーションを円滑にするための取組みとして、差別や偏見、無理解、無関心といった人々の意識上の障壁(バリア)を取り除くことや、多様な個性の人々の尊厳を大切に、合理的配慮を行うことができるコミュニケーションスキルを広めていくことが重要です。

また、近年の社会環境においては、これまでの地域活動の当たり前が当たり前でなくなる場面も増加し、人と人のコミュニケーションでは、これまで以上に相手の個性を十分理解した接し方などに配慮する必要があります。こうした事態もふまえながら、障害の社会モデルの浸透と意識上の障壁除去(「心のバリアフリー」)の推進について取り組んでいくものとします。

○障害の社会モデル

平成18年(2006年)に国連総会において「障害の社会モデル」の考え方が示された障害者権利条約が採択され、日本は、平成26年(2014年)に批准しました。国際的に認識が共有された社会モデルは、ハード・ソフト両面のバリアを考えていく上で、重要な視点になり、市民、事業者、行政といった私たちの行動模範となる理念です。

「障害」は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である。

○社会的障壁とは

社会的障壁とは、障害者基本法および障害者差別解消法において、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」と定義され、バリアフリー法においては、平成30年(2018年)の改正により、「社会的障壁の除去」が基本理念に追加されました。

社会的障壁は、大きく以下の4つの障壁(バリア)に分けられ、これらを取り除き、多様な個性の人々にとって障壁(バリア)のない社会を構築することが社会の責務とされています。

(1) 物理的なバリア 公共交通、道路、建築物、公園などにおいて、利用者 に移動面で困難をもたらす物理的なバリアのこと。	(2) 制度的なバリア 社会のルール、制度によって、能力に関わらず、 機会の均等を奪われているバリアのこと。
(3) 文化・情報面でのバリア 伝え方が不十分であるために、必要な情報がきちんと 得られないバリアのこと。	(4) 意識上のバリア 周囲からの心ない言葉、差別や偏見、無理解によ り、障害のある人を受け入れないバリアのこと。

※その他一切のもの

○「心のバリアフリー」の考え方(ユニバーサルデザイン2020行動計画)

政府では、2020東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を契機とした「共生社会の実現」に向け、「ユニバーサルデザイン2020関係閣僚会議」において、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」を決定し、「ユニバーサルデザインの街づくり」に並んで「心のバリアフリー」を推進することを計画の柱として決めました。学校教育における「心のバリアフリー」の推進や、バリアフリー法改正の取組みについても同計画に記載されており、「心のバリアフリー」の考え方として「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。」と示され、各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして、以下の3点が重要であると示されています。

1. 障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
2. 障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
3. 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

①社会モデルの浸透と意識上の障壁除去（「心のバリアフリー」）の取組み

「教育活動」「啓発・広報活動」といった視点で、これまでの取組みを推進しつつ、市民、事業者、行政がそれぞれの立場で協力し、更なる充実のため取り組んでいきます。

1) 教育活動

a. インクルーシブ教育

・学校教育現場において幼い頃から「障害の社会モデル」について正しく理解し、考え方を広げていくことが、誰一人取り残さない社会といった将来像に繋がっていきます。市内の各小中学校においては、従来より「ともに学びともに育つ」教育を推進してきており、その取組みを基盤とした上で、「心のバリアフリー」を学校教育において浸透させていくことが重要です。また、インクルーシブ教育に関する教職員研修や校内でのOJTだけでなく、障害のある児童生徒自身の思いや願いを中心に据えた「心のバリアフリー」についての教職員の理解を進めていきます。

・インクルーシブ教育の推進にあたっては、学校教育現場だけでなく、地域や社会、そして児童や保護者への様々な働きかけを通して取り組んでいきます。

学校教育活動

車椅子バスケットボール等のだれもが楽しめるパラスポーツの体験学習を行っています。



小学校での体験学習



車椅子バスケットボール体験



補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)を通して障害への理解を深める体験学習を行っています。



外部講師による講演会

障害の有無にかかわらず全ての児童生徒が「ともに学びともに育つ」教育を推進しています。



小学校での様子

アイマスク体験を通して障害への理解を深める体験学習を行っています。



中学校での体験学習

b. 交通安全教育

・豊中市内のこども園・保育園・幼稚園・小学校・中学校等の学校や、高齢者及び地域の団体を対象とした交通安全教室を実施しています。子どもたちを悲惨な交通事故から未然に防ぐためには、幼少期からの定期的な交通安全教育が必要です。豊中市では、豊中警察署・豊中南警察署などの関係団体と連携し、交通安全啓発を実施します。

交通安全教室

警察官による講話及びDVDの視聴、歩行や自転車についての実地指導を行います。



c. 生涯教育(市職員)

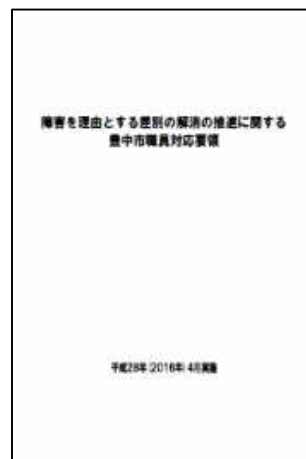
・市では、障害者差別解消法第10条1項に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する豊中市職員対応要領」を作成し、障害を理由とする差別について、職員の関心と理解を深めるために、庁内に定期的に案内、研修を行っています。

市職員対象の社会教育活動

合理的配慮の基本的な考え方や具体的な事例等を記載しています。



市職員の体験学習



d. 生涯教育(事業者)

・また、鉄軌道事業者においても、多様な個性の人々にとって、旅客施設が気持ちよく利用できるよう、事業者職員による旅客施設や車両内でのルールやマナーの啓発、困りごとのある人への案内やサポートなどの対応を充実させるための職員研修等に取り組まれています。今後も事業者職員の関心と理解を深めるため、豊中市バリアフリー推進協議会等を活用していきます。

鉄軌道事業者の社会教育活動

インスタントシニア体験研修・視覚障害体験研修、手話教室や交通サポートマネージャー研修の研修を行っています。



事業者職員の研修

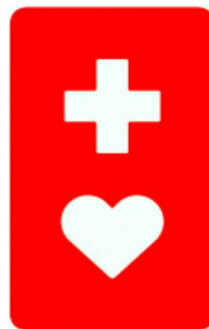
出典：大阪モノレール

2) 啓発・広報活動

すべての人が相互に尊厳を認め合い、理解し合える地域社会をめざしていくことが重要です。こういった観点をつまみ、様々な人を対象とした普及を行い、理解促進を図っていくことが必要です。

これまでの取組みをつまみ、内容を充実していくとともに新たな施策についても検討していきます。

ヘルプマーク・マタニティマーク



障がいサポーター養成講座

神戸市社会福祉協議会では、「思いやり」「譲り合い」「助け合い」の心を育む「愛の輪運動」という市民運動の一環として、様々な障害について知り、ふだんの生活の中で困っている人を見かけた時に、ちょっとした手助けや気配りができる市民を増やす取組みとして、出前形式の障がいサポーター養成講座を実施しています。様々な企業・団体と連携し、DVD・ハンドブック・疑似体験等を通して、「障害＝バリア」「地域の支え合い」について考える機会をご提供します。
(神戸市事例)



出典：神戸市社会福祉協議会

施設の適正利用に関する広報活動



出典：国土交通省

災害時・緊急時を想定した受援力・支援力の向上

災害発生時等において自力での避難が難しく、避難行動を取ることに特に支援が必要とされる避難行動要支援者に対しては、自助・共助・公助の連携による支援体制づくりに取り組んでいます。地域では、避難支援等関係者と避難行動要支援者が、日頃から顔の見える関係を築き、必要に応じて避難支援を実施する時の準備として、指定避難所までの経路確認を行うなど、計画的に安否確認訓練を実施しています。



校区ごとの防災訓練

知的障害・精神障害・発達障害のある人の困っていることについて

知的障害・精神障害・発達障害の人は、人が大勢いるということだけで、不安、パニックになってしまうことがあります。また、出かけようと思っても、一度不安になると中々出かけられなくなってしまったり、出かけた先でも周囲に頼る人がいない状況では不安になってしまいます。中には、感覚過敏の方もいて、例えば音に敏感(感覚過敏)で、お店のBGMや音響信号の音などの日常の生活音で辛い思いをしている方がいます。こうした障害のある人は、外見上気づかれにくく、周囲に理解されにくいことがあります。教育の場や普及・啓発活動を通じ、様々な障害特性を多くの人に知ってもらうことが重要です。

取組み方針（4） 当事者・利用者意見の反映

バリアフリーは、社会状況に応じて継続的な改善を行っていくことが必要です。多様な個性の当事者意見、利用実態等を継続的に把握し、環境整備や情報発信の取組みに反映しながら、質の高いまちづくりをめざします。

①バリアフリーチェックシステムの見直し

平成16年度(2004年度)から、事業者が安全で利用しやすい施設を設置するため、ガイドライン等基準のないものについては、障害のある人のチェックを受けられる「バリアフリーチェックシステム」を運用しており、計画・設計段階などから活用され、きめ細かな仕様の決定に役立っています。

当事者参画による安全で利用しやすい施設整備を推進するため、今後も本システムを継続的に運用するとともに、運用から一定期間が経過したことから、再度、社会情勢の変化や当事者・利用者ニーズを把握し、本システムの見直しを行います。具体的な取組み内容を以下に示します。

令和3年度(2021年度)の活用事例

警察において、本システムを活用した交番の使い勝手に関する当事者視点のチェックが行われました。



交番施設内チェック



アクセス導線チェック

市においても、本システムを活用した駅前広場のチェックを計画・設計の段階において実施しました。図面においては、視覚障害のある人が全体図を認識できるよう点字図面を作成しチェック頂きました。



現場状況チェック



図面チェック

1) だれもが利用しやすい施設をめざしたシステムの拡充

だれもが利用しやすい施設となるように、障害のある人だけでなく、妊産婦や乳幼児の子育て中の人を含む多様な個性の利用者の意見を反映できる仕組みづくりについて検討します。

2) 事業者にとって活用しやすいシステムづくりや普及活動

これまでの民間事業者による活用は、交通事業者関係者による旅客施設内のトイレ、券売機、ホーム柵といったものでした。今後は、店舗営業など商業施設の事業者も含め、より多くの事業者に活用いただくシステムをめざし、事業者にとって使いやすいシステムづくりを進めます。

上記システムを広く周知するため、各所へのポスター掲示や案内チラシの配布といった普及活動にも取り組んでいきます。

②行政のバリアフリー窓口を一本化

行政では、バリアフリーに関する部署が多岐に渡っており、今後、関係部署の窓口連携によるワンストップサービスの推進及び充実を図ります。

第4章 移動等円滑化促進地区の設定

4-1 移動等円滑化促進地区の選定

(1) 移動等円滑化促進地区とは

移動等円滑化促進地区とは、バリアフリー法第2条第23号に規定された以下の要件に該当する地区であり、マスタープランに明示すべき事項として、同法第24条の2第2項で規定されています。

表 移動等円滑化促進地区の要件

要件①： <u>生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区</u>
<u>生活関連施設</u> →常に多数の人が利用する施設や、高齢者、障害のある人等の利用が多い施設 <u>通常徒歩で行われる地区</u> →生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区であること。 (徒歩圏内の考え方は、具体的な面積等に縛られず、柔軟な地区設定をすること。)
要件②： <u>生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区</u>
<u>バリアフリー化の促進が特に必要な地区</u> →高齢者、障害のある人等の移動や施設の利用状況、土地利用や諸機能の集積状況、これらの将来の方向性の観点等を総合的に判断し、一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区であること。
要件③： <u>バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区</u>
<u>総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区</u> 都市機能（高齢者、障害のある人等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等）の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であること。

(2) 移動等円滑化促進地区の考え方

①区域界設定の基本的な考え方

- ・主要な道路、河川、緑地などの地形地物を区域界とします。
- ・主要な道路などの沿道に用途地域が設定されており、まとまりある土地利用がされている場合は、沿道用途界を区域界とします。

②選定の流れ

移動等円滑化促進地区の選定では、地区要件を満たす適用可能な地区を抽出するとともに、今後のマスタープランの実行に向けて、地区の優先順位を定めていく必要があります。

以上のことから、以下の流れに基づき「移動等円滑化促進地区」を選定し、優先順位を定めていくこととします。

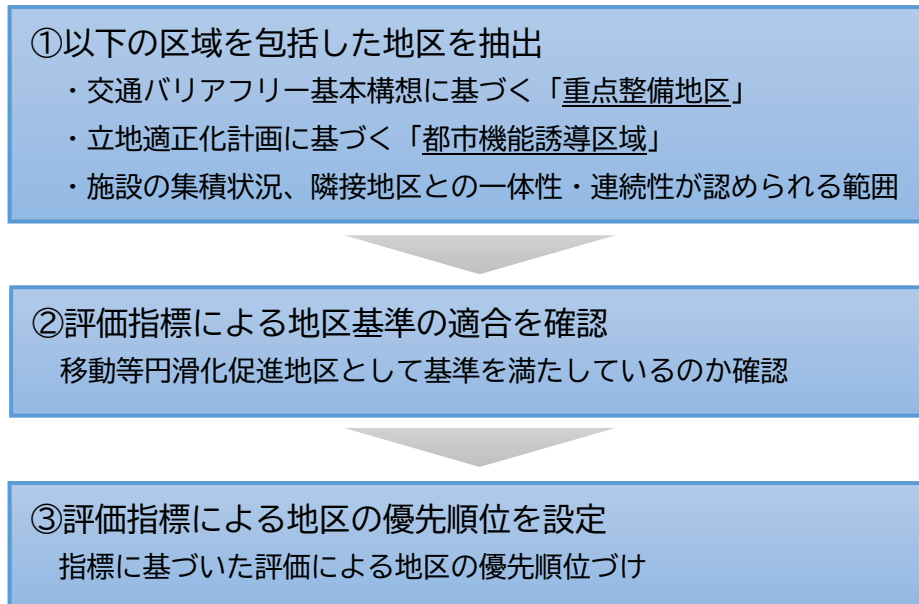


図 選定の流れ

なお、評価指標については、移動等円滑化促進地区の要件に基づき、以下のように具体的な指標を設定し、評価を行っていくこととします。

表 移動等円滑化促進地区の要件に基づく評価指標

評価指標	
要件①：生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区	評価指標 1：生活関連施設数が概ね3以上
要件②：生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区	評価指標 2：1日あたりの平均乗降客数2,000人以上の鉄軌道駅を含む地区
要件③：バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区	評価指標 3：都市計画マスタープランの位置づけ
	評価指標 4：立地適正化計画における都市機能誘導区域
	評価指標 5：将来プロジェクトの予定

③選定の評価結果

各指標での評価結果を以下に示します。全ての地区において移動等円滑化促進地区としての基準は満たしており、そのうち、優先順位の高い地区としては、千里中央駅地区となりました。

表 評価結果

地区名	緑地公園駅地区	桃山台駅地区	千里中央駅地区		少路駅地区	柴原阪大前駅地区
駅名	緑地公園駅(北急)	桃山台駅(北急)	千里中央駅(北急)	千里中央駅(大阪モ)	少路駅(大阪モ)	柴原阪大前駅地区(大阪モ)
要件①	○	○	○	○	○	○
評価指標 1	○	○	○	○	○	○
要件②	○	○	○	○	○	○
評価指標 2	○	○	○	○	○	○
要件③	○	×	○	○	○	○
評価指標 3	○	×	○	○	○	○
評価指標 4	○	×	○	○	○	○
評価指標 5	×	×	○	○	×	×

地区名	蛍池・大阪空港駅地区			豊中駅地区	岡町駅地区	曽根・服部天神駅地区		庄内駅地区
駅名	大阪空港駅(大阪モ)	蛍池駅(大阪モ)	蛍池駅(阪急)	豊中駅(阪急)	岡町駅(阪急)	曽根駅(阪急)	服部天神駅(阪急)	庄内駅(阪急)
要件①	○	○	○	○	○	○	○	○
評価指標 1	○	○	○	○	○	○	○	○
要件②	○	○	○	○	○	○	○	○
評価指標 2	○	○	○	○	○	○	○	○
要件③	○	○	○	○	○	○	○	○
評価指標 3	○	○	○	○	○	○	○	○
評価指標 4	○	○	○	○	○	○	○	○
評価指標 5	×	×	×	×	×	×	×	×

※各要件のうち、評価指標が1つでも○の場合、要件を○としています。

※吹田市の立地適正化計画では、桃山台駅周辺を都市機能誘導区域として位置づけています。

※評価指標5について、「千里中央地区」は「千里中央地区活性化基本計画」が該当します。

(3) 移動等円滑化促進地区以外もバリアフリーを推進

本市では、以下の理由により、移動等円滑化促進地区以外もバリアフリーを推進するため市域全体を「豊中市がバリアフリーを推進するエリア」として位置づけます。

- 市全域にわたって市街地が形成され、施設が分布している。
- 公共交通網が充実しており、歩いて暮らせるまちづくりを推進している。
- 既に市全域のバリア箇所の改善に取り組んでいる。
- 通学路安全点検プログラムに基づき、毎年、全小学校を対象に、通学路の危険箇所の抽出とその改善に取り組んでいる。
- 小中学校等のバリアフリー化が求められる中で、市全域の全小中学校を対象としたバリアフリー化をめざす必要がある。

4-2 生活関連施設・経路の選定

(1) 生活関連施設の考え方

生活関連施設は、常に多数の人が利用する施設や、高齢者、障害のある人等の利用が多い施設を官民間問わず選定し、まちの一体的なバリアフリー化を進めることが重要です。

まちの交通拠点となる鉄軌道駅等の旅客施設を中心に、公共施設、避難所となる小中学校、都市公園などを生活関連施設として選定するとともに、商業施設などの民間施設についても選定することとします。

表 生活関連施設の考え方【国ガイドライン】

区分	考え方	内容
生活関連施設	①	常に多数の人が利用する施設を選定する 旅客施設、官公庁施設、文化施設、大規模商業施設や公園等は、多様な個性の人々の利用が多く、生活関連施設としての優先度は高くなります。また、国・府・市が管理する施設については、率先して生活関連施設に位置づけることにより、民間事業者や住民への啓発を行う等、地域の移動等円滑化をけん引することが重要です。
	②	高齢者、障害のある人等の利用が多い施設を選定する 老人ホーム・障害者支援施設等、高齢者・障害のある人が多く利用する施設、福祉サービス施設・老人福祉センター・(障害者)地域活動支援センター等、高齢者・障害のある人等の利用が多い施設は、生活関連施設としての優先度が高いと考えられます。

表 生活関連施設の選定基準 (1/2)

施設用途	設定条件	施設(例)
旅客施設	1日あたりの平均乗降客数 2,000人以上	鉄軌道駅、空港
官公庁	窓口機能のある施設	市役所、出張所、保健所、消防署、警察署
金融機関	窓口機能のある施設	銀行、郵便局
商業施設	2,000㎡以上の施設	商業ビル、ショッピングモール、スーパー
子育て支援施設	常に多数の人が利用する施設	子育て支援センター、こども園
文化施設	窓口機能のある施設	屋内運動施設、芸術会館、図書館
社会福祉施設	定員40名以上の福祉事業所	障害福祉サービス事業所
都市公園	常に多数の人が利用する公園	都市公園
学校	常に多数の人が利用する学校	小中学校、高等学校、大学、専門学校
病院	1,000㎡以上の病院、診療所	病院、診療所
路外駐車場	500㎡以上の路外駐車場	立体駐車場、コインパーキング

(2) 生活関連経路の考え方

生活関連経路は、生活関連施設同士を結ぶ経路を選定し、歩行者交通量や道路ネットワーク、隣接地区との連続性をふまえ、選定することとします。また、平成14年(2002年)から平成18年(2006年)に策定した交通バリアフリー法に基づく基本構想で特定経路として位置づけた路線については、現在も生活関連施設を利用する人の通行頻度が高い経路であることから生活関連経路に設定します。

表 生活関連施設の考え方【国ガイドライン】

生活関連経路	①	<p><u>より多くの人を利用する経路を選定する</u></p> <p>生活関連経路は、生活関連施設を利用する人の通行頻度が高い経路や歩行者交通量の多い経路を優先的に選定する必要があります。</p>
	②	<p><u>生活関連施設相互のネットワークを確保する</u></p> <p>生活関連施設相互の移動に配慮し、移動等円滑化促進地区内のネットワークを構成することが重要です。また、一つの生活関連施設に対し複数方向からのアクセス動線が確保されるよう配慮することが望ましいと考えられます。</p>
	③	<p><u>隣接地区との移動性を確保する</u></p> <p>隣接地区がある場合には、連続性のある生活関連経路の設定が望ましいと考えられます。</p>

(3) 歩行空間ネットワークの形成

バリアフリー法の規定によりませんが、生活関連経路以外の経路についても、より多くの人を利用すると考えられる道路網を歩行空間ネットワークと位置づけます。

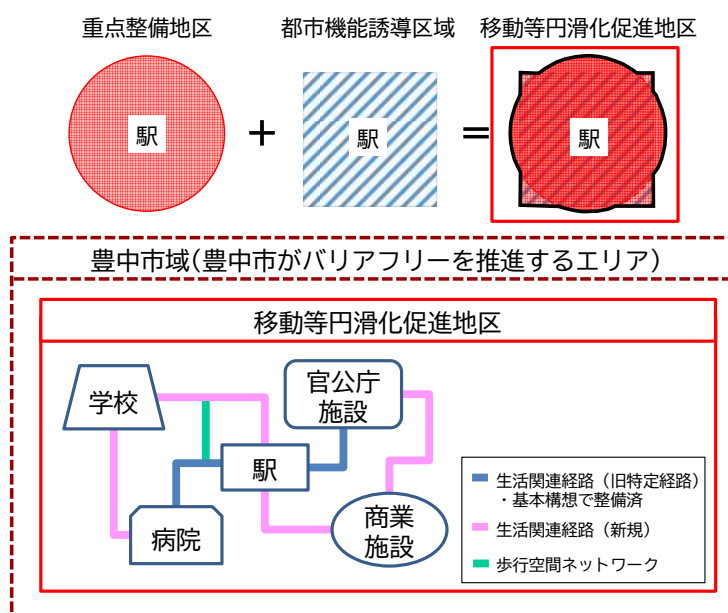


図 豊中市における移動等円滑化促進地区の設定イメージ

※生活関連経路及び歩行空間ネットワークについて、今後バリアフリー化を図ります。

4-3 移動等円滑化促進地区・生活関連施設・経路の設定

「4-1 移動等円滑化促進地区の選定」「4-2 生活関連施設・経路の選定」をふまえ、以下のとおり、各地区の移動等円滑化促進地区及び区域内の生活関連施設・経路を設定します。

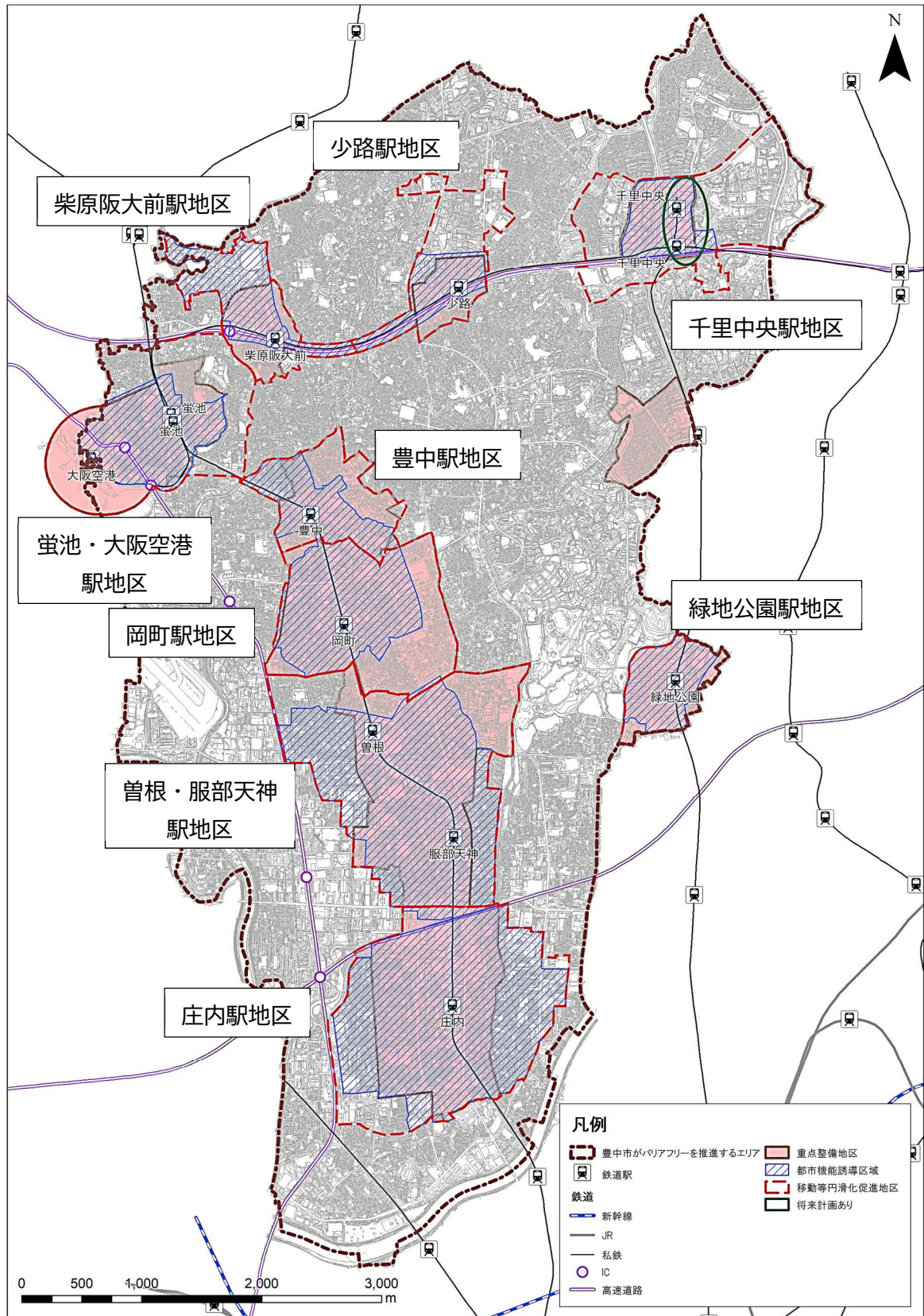


図 地区位置図

(1) 緑地公園駅地区における移動等円滑化促進地区の設定

①地区特性

本地区は、商業施設を含む複合施設、病院、福祉施設などが立地しています。また、地区の西側には服部緑地公園が隣接し、地区外からも多くの人を訪れることが見込まれます。地形は、駅を頂点として、北、西、南に向かって下り勾配となっており、その高低差は約7mから約21mです。東に向かっては上り勾配で、その高低差は約20mです。このように地区全体で坂の多いまちになっています。

②地区のバリアフリー状況

- ・服部緑地緑道のバリアフリー化(スロープ、点字ブロック等)
- ・緑地公園駅周辺のバリアフリー化(エレベーター、駅前広場、歩道、信号等)
- ・緑地公園駅のバリアフリー化(エレベーター、券売機、トイレ、ホーム、改札、階段等)
- ・車椅子利用者でも利用できるトイレを公園内に設置



エレベーター設置



車椅子利用者に対応した
券売機の改良
(緑地公園駅)



地上から緑道へのス
ロープ・点字ブロッ
ク設置

(服部緑地緑道)

③生活関連施設・経路の設定

表 生活関連経路、歩行空間ネットワーク一覧

生活関連経路 (旧特定経路)	①国道423号 ②一般府道熊野大阪線 ③勝部寺内線 ④勝部寺内線(側道)	⑤寺内第1号線 ⑥寺内第14号線 ⑦寺内歩第1号線 ⑧東寺内線	⑨東寺内町歩第2号線 ⑩緑地公園駅前線 ⑪服部緑地の緑道
生活関連経路 (新規)	①勝部寺内線 ②千里園熊野田(寺内)線 ③寺内第3号線	④寺内第14号線 ⑤寺内第20号線 ⑥寺内第22号線	⑦寺内第23号線
歩行空間 ネットワーク	①国道423号 ②勝部寺内線 ③千里園熊野田(寺内)線 ④寺内第12号線	⑤寺内第14号線 ⑥寺内第23号線 ⑦東寺内町第1号線 ⑧東寺内町第2号線	⑨東寺内町第3号線 ⑩東寺内町歩第1号線 ⑪緑地北側線

表 生活関連施設一覧

種類	施設名	種類	施設名
旅客施設	北大阪急行電鉄 緑地公園駅	都市公園	服部緑地都市緑化植物園
複合施設	緑地駅ビル	学校	寺内小学校
	緑地東グランドマンション		中央工学校 OSAKA
官公庁	豊中警察署 寺内交番		中央工学校 OSAKA2 号館
文化施設	寺内会館		駿台観光&外語ビジネス専門学校
社会福祉施設	ローズコミュニティ・緑地	病院	千里山病院
	緑地地域包括支援センター (ローズコミュニティ・緑地)	路外駐車場	リパーク豊中緑地公園駅前

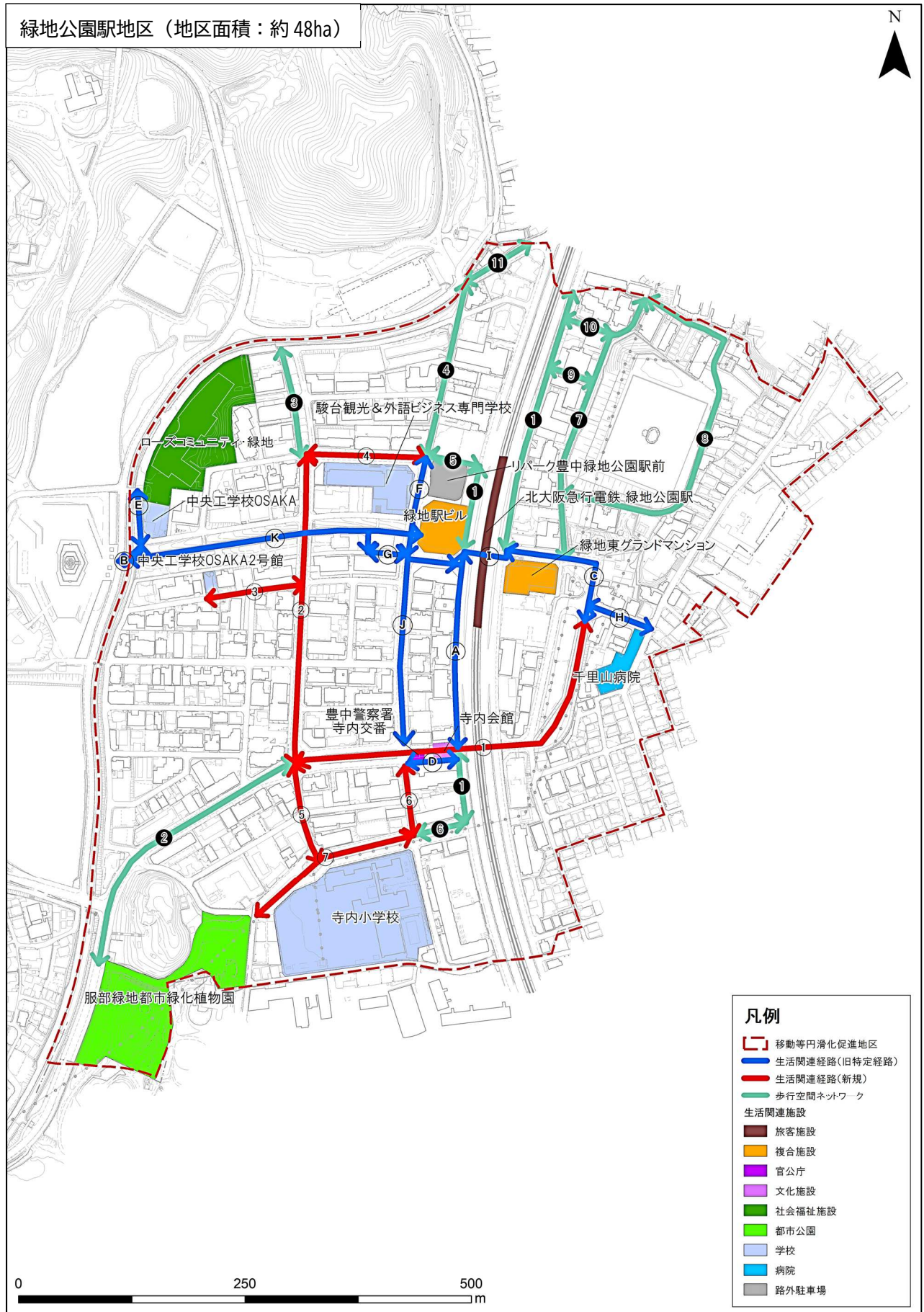


図 移動等円滑化促進地区（緑地公園駅地区）

(2) 千里中央駅地区における移動等円滑化促進地区の設定

①地区特性

本地区は、広域的拠点となる北部大阪の都市拠点であり、公共・商業・文化施設を含む複合施設が集積しています。

また、北大阪急行延伸を契機に大きく変貌することから、「千里中央地区活性化基本計画」を平成31年(2019年)3月に策定し、まちづくりの取組み方針として鉄道延伸に伴いバス乗降場等を集約・再配置し、ターミナル機能を強化することとして具体的な取組み内容を示し、その取組みを進めています。

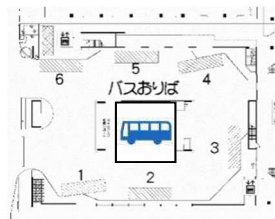
地形は、地区全体として、南に向かって下り勾配となっており、地区北端と南端の高低差は約60mです。このため、坂の多いまちになっています。また、地区中央を南北に国道423号、東西に大阪中央環状線が通っていることから、地区が分断した形になっています。

②地区のバリアフリー状況

- ・千里中央駅周辺のバリアフリー化(歩道、案内サイン、信号等)
- ・千里中央駅のバリアフリー化(トイレ、券売機、ホーム、改札、エスカレーター等)
- ・せんちゅうパルのバリアフリー化(エレベーター、スロープ、歩道橋、ターミナル等)
- ・バス降車時に視覚障害のある人がバス運転士に番号を尋ね、おおよその自身の位置を把握できるように、路面と壁面に番号を表示している。



エレベーター設置
(せんちゅうパル)



コラボ下バス降車ターミナル



③生活関連施設・経路の設定

表 生活関連経路、歩行空間ネットワーク一覧

<p>生活関連経路 (旧特定経路)</p>	<p>Ⓐ大阪中央環状線(歩道橋) Ⓑ新千里2号線 Ⓒ新千里東町第1号線 Ⓓ新千里東町第2号線 Ⓔ新千里東町第3号線 (千里中央東歩路橋) Ⓕ新千里東町第4号線</p>	<p>Ⓖ新千里東町歩第9号線 Ⓖ千里中央1号線 ①千里中央2号線 (千里中央西歩路橋) Ⓙ降車専用バスターミナル Ⓚせんちゅうパル北側通路 Ⓛせんちゅうパル内 1階通路</p>	<p>Ⓜせんちゅうパル内 2階通路 Ⓝせんちゅうパル内 地下1階通路 Ⓞ千里文化センターコラボ 北側1階通路 Ⓟ千里文化センターコラボ 東側1階通路</p>
<p>生活関連経路 (新規)</p>	<p>①上新田第5号線 ②上新田第39号線 ③上新田第40号線 ④上新田第41号線 ⑤上新田第42号線 ⑥新千里東町市有3号 ⑦新千里2号線 ⑧新千里2号線 (千里中央南歩路橋) ⑨新千里5号線 ⑩新千里西町歩第12号線 ⑪新千里西町歩第15号線 ⑫新千里西町歩第16号線 ⑬新千里西町歩第18号線 ⑭新千里西町歩第19号線 ⑮新千里西町歩第20号線 ⑯新千里西町歩第21号線</p>	<p>⑰新千里西町歩第28号線 ⑱新千里西町歩第30号線 ⑲新千里西町歩第31号線 ⑳新千里西町歩第32号線 ㉑新千里西町歩第33号線 ㉒新千里西町歩第34号線 ㉓新千里東町第1号線 (千里中央北交差点歩道橋) ㉔新千里東町第3号線 (千里中央北歩路橋) ㉕新千里東町第6号線 ㉖新千里東町歩第1号線 ㉗新千里東町歩第5号線 ㉘新千里東町歩第8号線 ㉙新千里東町歩第9号線 ⑳千里中央1号線 ㉑千里中央1号線 (千里中央北歩路橋)</p>	<p>㉚千里中央2号線 ㉛千里中央2号線 (千里中央立駐前北歩路橋) ㉜千里西町センター通り線 ㉝大阪中央環状線(歩道橋) ㉞SENRITO よみうり 東側2階通路 ㉟せんちゅうパル 北側2階通路 ㊱千里中央公園の園路 ㊲千里中央病院 西側2階通路 ㊳千里文化センターコラボ 北側2階通路 ㊴第1立体駐車場 東側2階通路 ㊵第3立体駐車場 西側2階通路</p>
<p>歩行空間 ネットワーク</p>	<p>①国道423号 ②新千里2号線 ③新千里3号線 ④新千里5号線 ⑤新千里西町第24号線 ⑥新千里西町歩第22号線</p>	<p>⑦新千里西町歩第30号線 ⑧新千里東町第1号線 ⑨新千里東町第4号線 ⑩千里西町外回り線 ⑪千里中央2号線 ⑫千里中央2号線 (千里公民館前歩路橋)</p>	<p>⑬千里中央2号線 (千里中央南歩路橋) ⑭せんちゅうパル内 地下1階通路 ⑮せんちゅうパル内 1階通路 ⑯千里文化センターコラボ 西側2階通路</p>

表 生活関連施設一覧

種類	施設名	種類	施設名
旅客施設	北大阪急行電鉄 千里中央駅	商業施設	LABI LIFE SELECT 千里
	大阪モノレール 千里中央駅	子育て 支援施設	東丘こども園 西丘こども園
複合施設	SENRITO よみうり	文化施設	千里公民館 (千里文化センターコラボ)
	せんちゅうパル		千里図書館 (千里文化センターコラボ)
	千里中央オトカリテ		豊泉家千里体育館
	ザ・千里タワー	社会福祉施設	千里介護予防センター (千里文化センターコラボ)
	ザ・千里レジデンス		千里中央ケアプランセンター
	阪急千里中央ビル	都市公園	千里東町公園
	信用保証ビル		千里中央公園
	千里ライフサイエンスセンター		千里西町公園
	千里朝日阪急ビル	学校	東丘小学校
	千里朝日阪急プラザ		新田小学校
	大阪モノレール千里中央ビル		西丘小学校
	千里文化センターコラボ		第八中学校
	ディーグラフィート千里中央		第九中学校
	新千里東町近隣センター	千里青雲高等学校	
新千里西町近隣センター	病院	関西メディカル病院	
豊中市新千里消防署		千里中央病院	
官公庁	千里保健センター (千里文化センターコラボ)	路外駐車場	千里中央第1立体駐車場
	新千里出張所 (千里文化センターコラボ)		千里中央第2立体駐車場
商業施設	千里阪急百貨店		千里中央第3立体駐車場
	千里阪急ホテル		

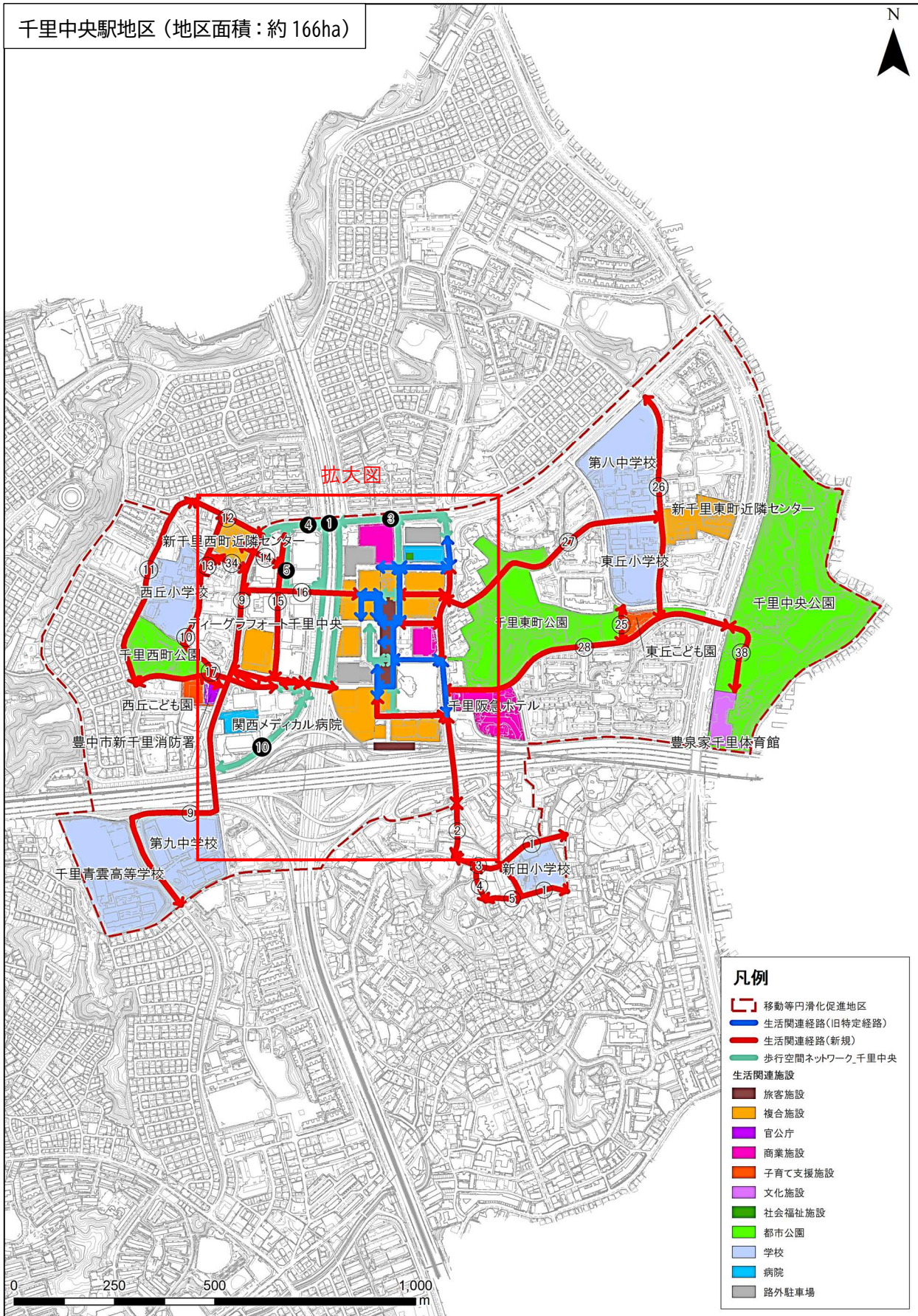


図 移動等円滑化促進地区 (千里中央駅地区)

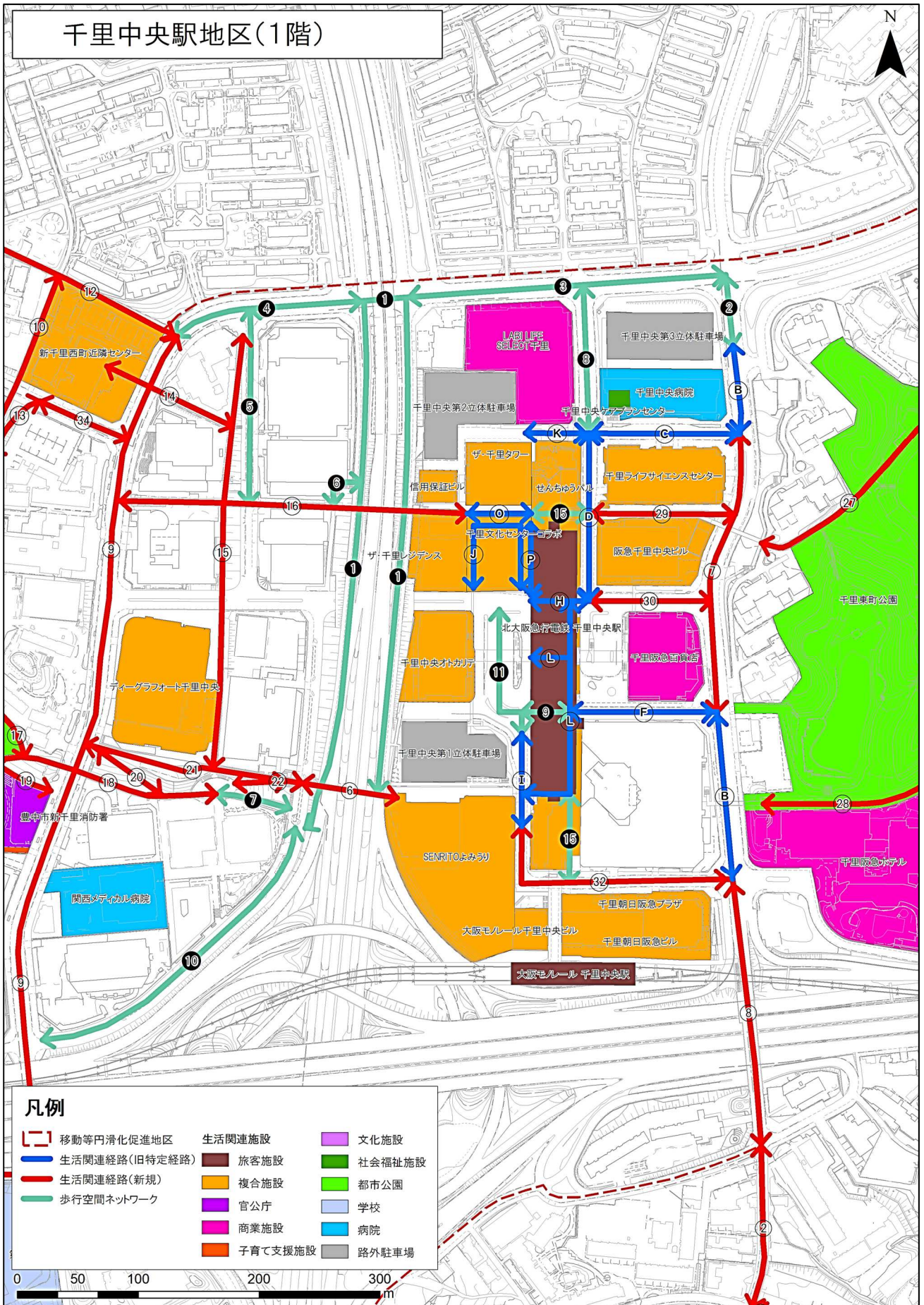


図 移動等円滑化促進地区 (千里中央駅地区 拡大図①)

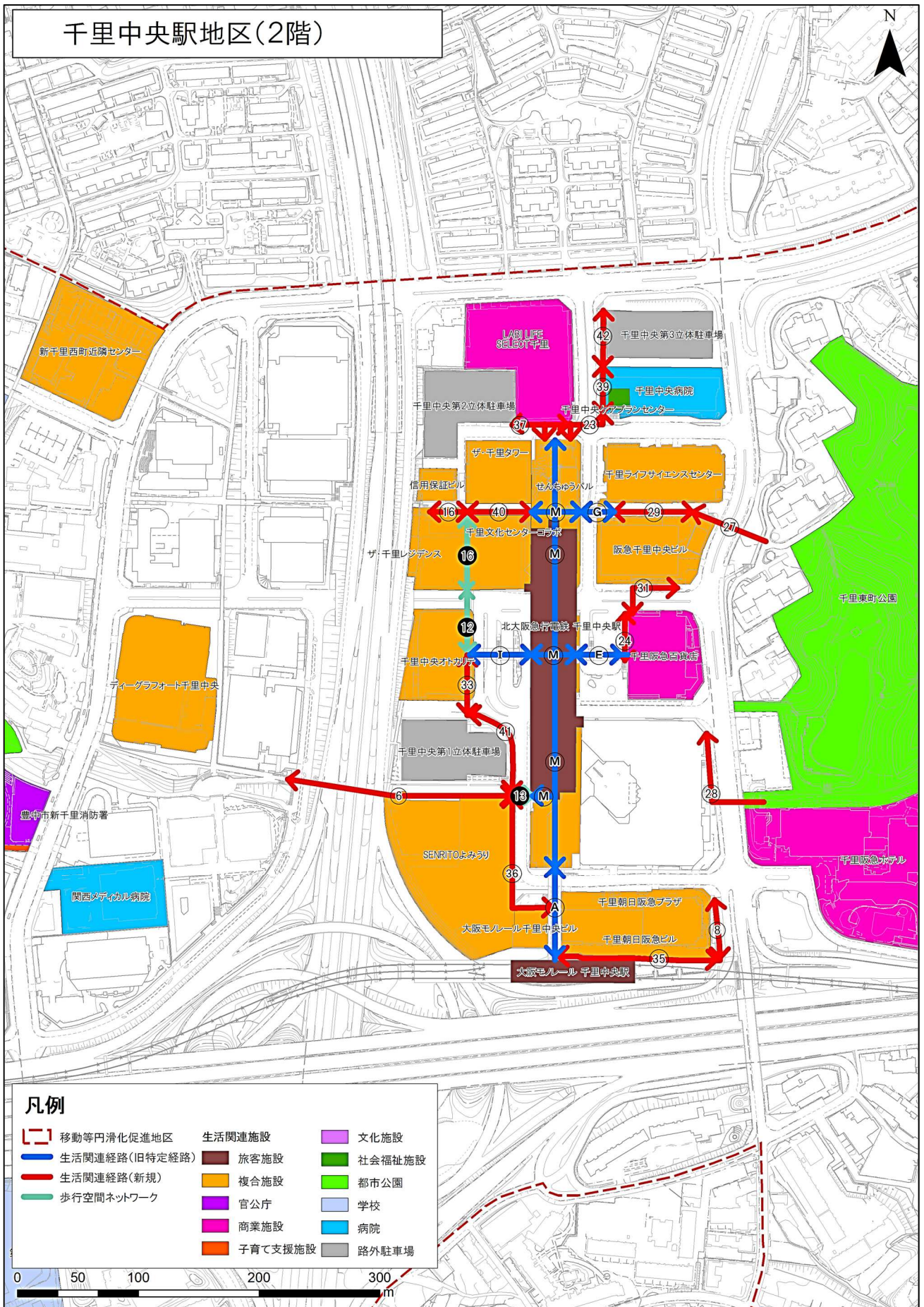


図 移動等円滑化促進地区 (千里中央駅地区 拡大図②)

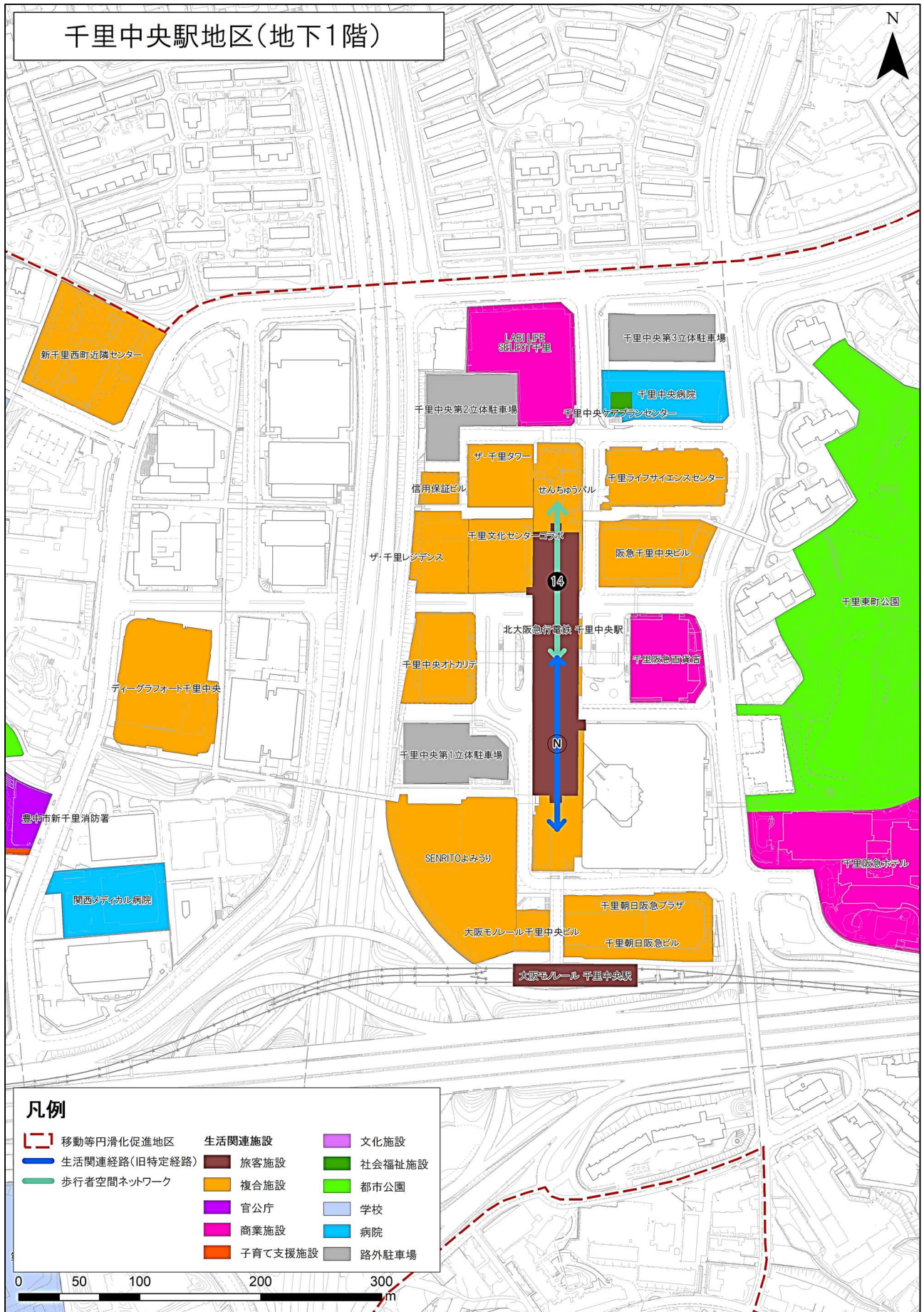


図 移動等円滑化促進地区 (千里中央駅地区 拡大図③)

(3) 少路駅地区における移動等円滑化促進地区の設定

①地区特性

本地区は、大型商業施設や図書館が立地しています。地形は、府道大阪中央環状線が地区の南北を分断する形となっており、これより北方向へ緩やかな上り勾配となっています。

②地区のバリアフリー状況

- ・少路駅周辺のバリアフリー化(歩道、信号等)
- ・少路駅のバリアフリー化(ホーム、券売機、改札、トイレ等)
- ・車椅子利用者でも利用できるトイレを設置



少路駅前



音響信号(少路南)



トイレ(羽鷹池公園)

③生活関連施設・経路の設定

表 生活関連経路、歩行空間ネットワーク一覧

生活関連経路 (旧特定経路)	①主要地方道大阪中央環状線 ②主要地方道豊中亀岡線	③少路駅前線(地下道)	④少路上野坂線
生活関連経路 (新規)	①主要地方道大阪中央環状線 ②主要地方道豊中亀岡線 ③少路上野坂線 ④少路駅前線	⑤少路駅前線(駅前広場) ⑥少路第14号線 ⑦翠丘東豊中線 ⑧西緑丘線	⑨西緑丘第29号線 ⑩西緑丘第30号線 ⑪野畑中央線
歩行空間 ネットワーク	①主要地方道大阪中央環状線 ②主要地方道大阪中央環状線 (少路歩道橋)	③主要地方道豊中亀岡線 ④少路上野坂線	⑤緑丘上野坂線 ⑥翠丘東豊中線

表 生活関連施設一覧

種類	施設名	種類	施設名
旅客施設	大阪モノレール 少路駅	学校	少路小学校
複合施設	イオンタウン豊中緑丘		第十一中学校
商業施設	ジェオグラフィー豊中緑ヶ丘店	病院	矢吹産婦人科 少路クリニック
文化施設	野畑図書館		豊中市医療保健センター
都市公園	羽鷹池公園		豊中敬仁会病院
学校	野畑小学校		

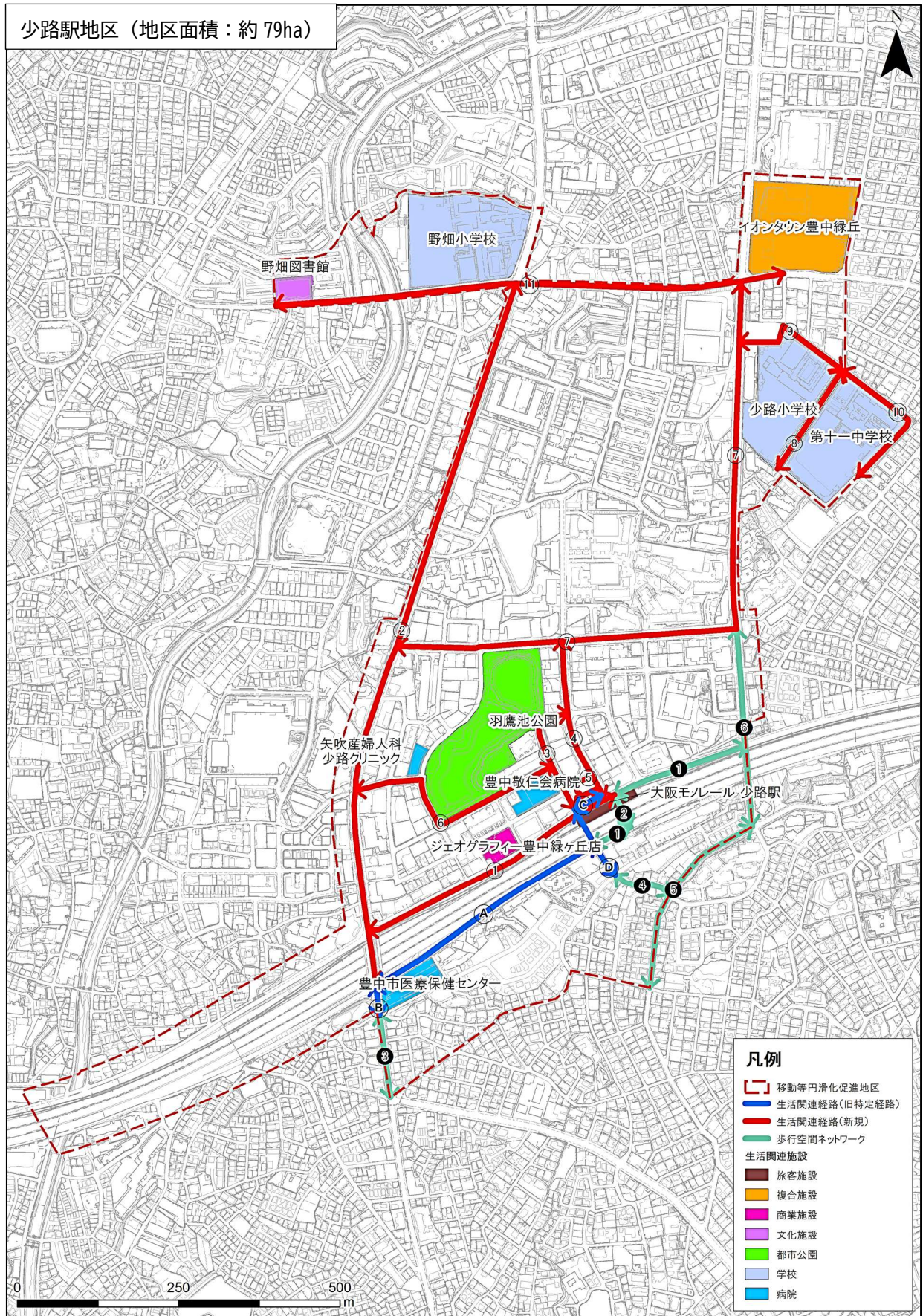


図 移動等円滑化促進地区（少路駅地区）

(4) 柴原阪大前駅地区における移動等円滑化促進地区の設定

①地区特性

本地区は、市立豊中病院や大阪大学が立地し、地区外からも多くの人を訪れることが見込まれます。地形は、駅から北東、北西、南西方向にかけて上り勾配で、南東方向は下り勾配となっています。

②地区のバリアフリー状況

- ・柴原阪大前駅周辺のバリアフリー化(歩道、信号等)
- ・柴原阪大前駅のバリアフリー化(ホーム、券売機、トイレ等)
- ・休憩施設として駅前広場等にベンチを設置
- ・車椅子利用者でも利用できるトイレを公園内に設置



府道大阪中央環状線



ベンチ(柴原阪大前駅前広場)



トイレ(刀根山公園)

③生活関連施設・経路の設定

表 生活関連経路、歩行空間ネットワーク一覧

生活関連経路 (旧特定経路)	①主要地方道大阪中央環状線 ②豊中柴原線	③豊中柴原線(駅前広場)	④豊中病院 敷地内通路
生活関連経路 (新規)	①主要地方道大阪中央環状線 ②柴原町第3号線 ③柴原町第55号線	④柴原町第56号線 ⑤十三中千里川橋線 ⑥豊中柴原線	⑦豊中柴原線(駅前広場)

表 生活関連施設一覧

種類	施設名	種類	施設名
旅客施設	大阪モノレール 柴原阪大前駅	社会福祉施設	発達支援あゆみ
文化施設	柴原体育館	学校	第十三中学校
社会福祉施設	柴原介護予防センター		大阪大学
	介護老人保健施設かがやき	病院	豊中病院
	柴原地域包括支援センター (介護老人福祉施設かがやき)		関西リハビリテーション病院

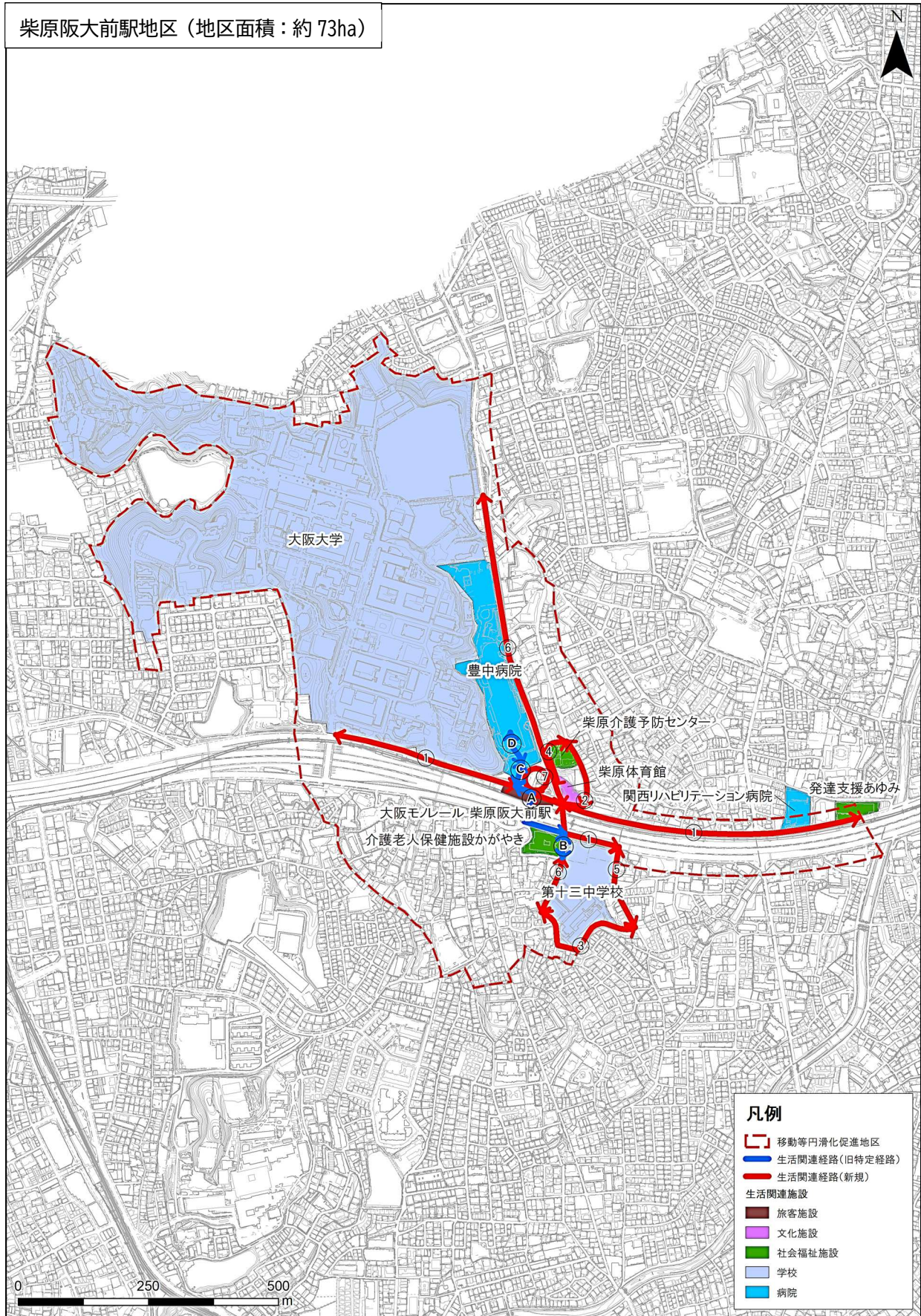


図 移動等円滑化促進地区（柴原阪大前駅地区）

(5) 蛍池・大阪空港駅地区における移動等円滑化促進地区の設定

①地区特性

本地区は、広域移動の拠点となる大阪国際空港や公共・商業施設を含む複合施設が立地しています。地形は、北東の刀根山から主要地方道大阪池田線にかけて下り勾配、蛍池駅西側では比較的緩やかな勾配となっており、国道176号沿いに南方面へ緩い下り勾配となっています。

②地区のバリアフリー状況

- ・ 蛍池・大阪空港駅周辺のバリアフリー化(歩道、信号等)
- ・ 蛍池・大阪空港駅のバリアフリー化(ホーム、券売機、トイレ、案内サイン等)
- ・ 車椅子利用者でも利用できるトイレを公園内に設置



蛍池東町第29号線



案内板(大阪国際空港)



トイレ(麻田公園)

③生活関連施設・経路の設定

表 生活関連経路、歩行空間ネットワーク一覧

生活関連経路 (旧特定経路)	① 国道176号 ② 蛍池駅前線 (蛍池駅西口歩道橋) ③ 蛍池東町第29号線	④ 蛍池東町第33号線 ⑤ 空港施設外周道路 ⑥ 空港施設連絡デッキ	⑦ 大阪刀根山医療センター敷地内通路 ⑧ 蛍池駅前広場
生活関連経路 (新規)	① 国道176号 ② 主要地方道大阪国際空港線 ③ 主要地方道大阪池田線 ④ 大阪国際空港線 ⑤ 刀根山小学校北通り線 ⑥ 刀根山第16号線 ⑦ 刀根山第22号線 ⑧ 蛍池駅前線	⑨ 蛍池北町第16号線 ⑩ 蛍池北町第21号線 ⑪ 蛍池中町第2号線 ⑫ 蛍池中町第3号線 ⑬ 蛍池中町第6号線 ⑭ 蛍池中町第14号線 ⑮ 蛍池中町第25号線 ⑯ 蛍池中町第36号線	⑰ 阪急西側北線 ⑱ 蛍池西町第7号線 ⑲ 蛍池南町第1号線 ⑳ 蛍池中町市有3号 ㉑ 蛍池中町市有10号 ㉒ 蛍池中町市有16号
歩行空間 ネットワーク	① 国道176号	② 主要地方道大阪池田線	③ 空港施設外周道路

表 生活関連施設一覧

種類	施設名	種類	施設名
旅客施設	阪急電鉄・大阪モノレール 蛍池駅	文化施設	蛍池公民館 (ルシオーレ北館)
	大阪モノレール 大阪空港駅		蛍池老人憩の家 (ルシオーレ北館)
	大阪国際空港		蛍池典礼会館
複合施設	ルシオーレ北館		豊中北玉泉院
	ルシオーレ南館		蛍池北青少年運動広場
官公庁	北消防署蛍池出張所		学校
	人権平和センター蛍池	蛍池小学校	
	パスポートセンター (ルシオーレ北館)	第十八中学校	
	教育センター (ルシオーレ北館)	刀根山高等学校	
商業施設	業務スーパー蛍池店	大阪医療看護専門学校	
子育て 支援施設	蛍池こども園	刀根山支援学校	
文化施設	蛍池図書館 (ルシオーレ北館)	病院	

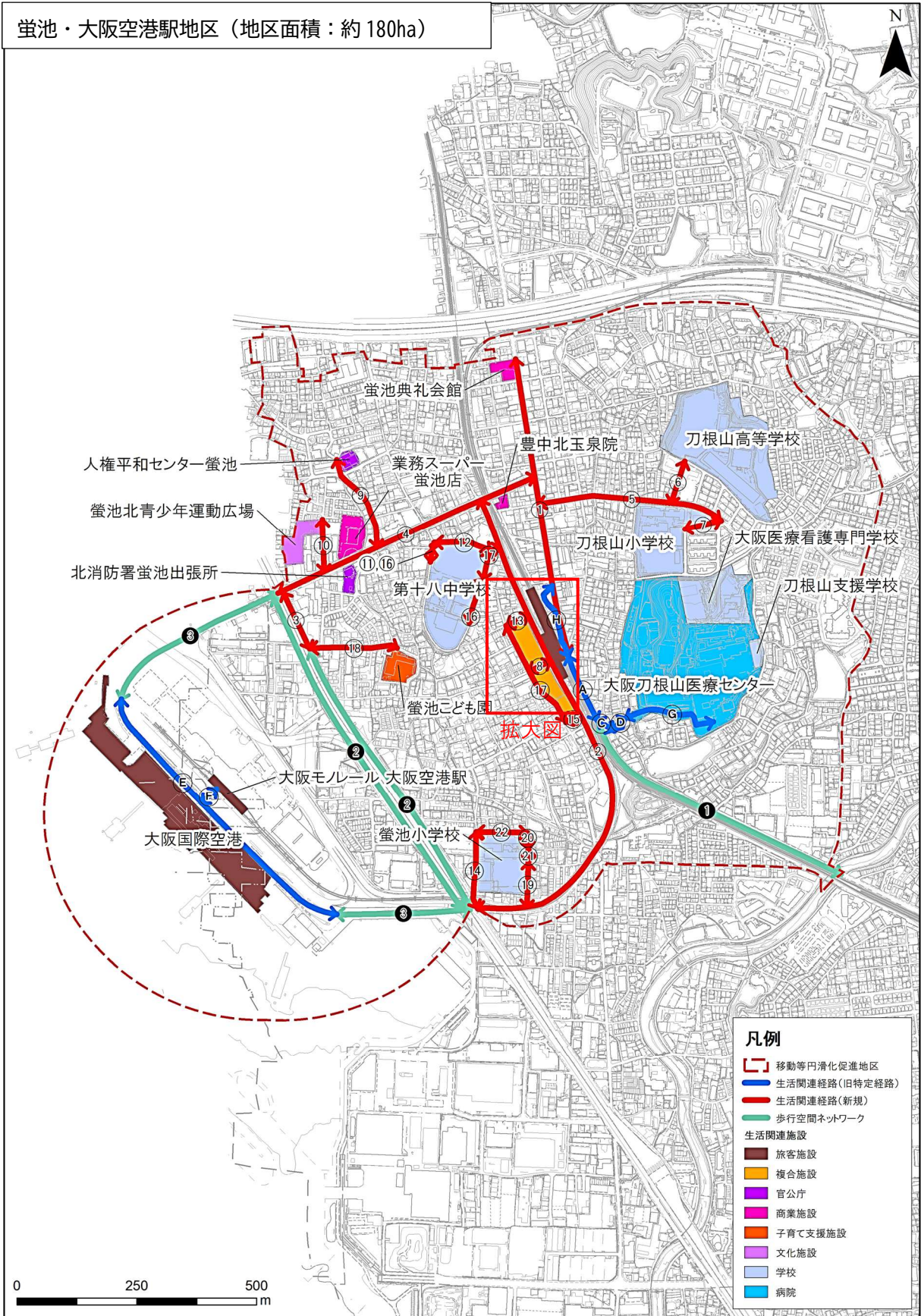


図 移動等円滑化促進地区（蛍池・大阪空港駅地区）

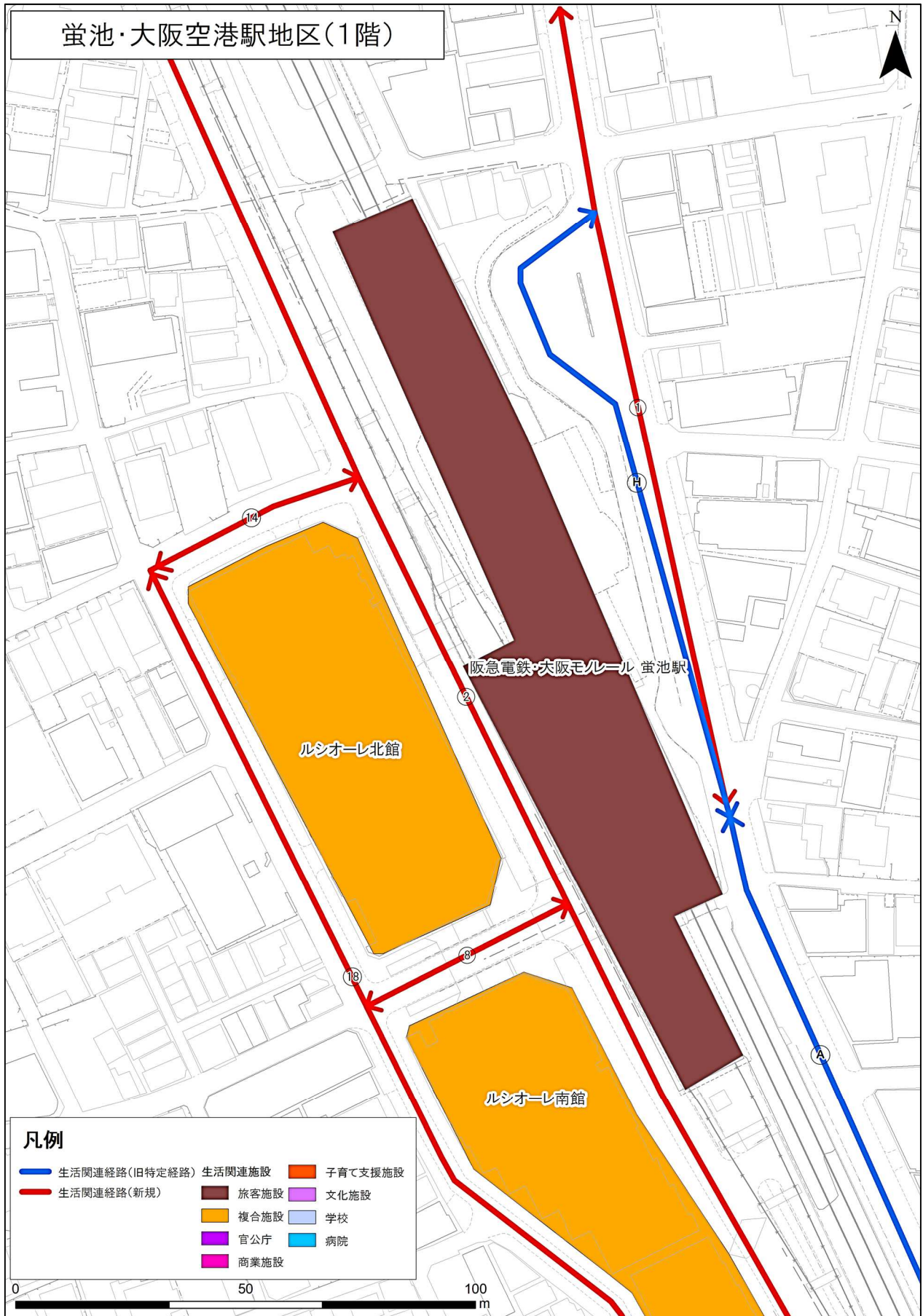


図 移動等円滑化促進地区（蛭池・大阪空港駅地区 拡大図①）

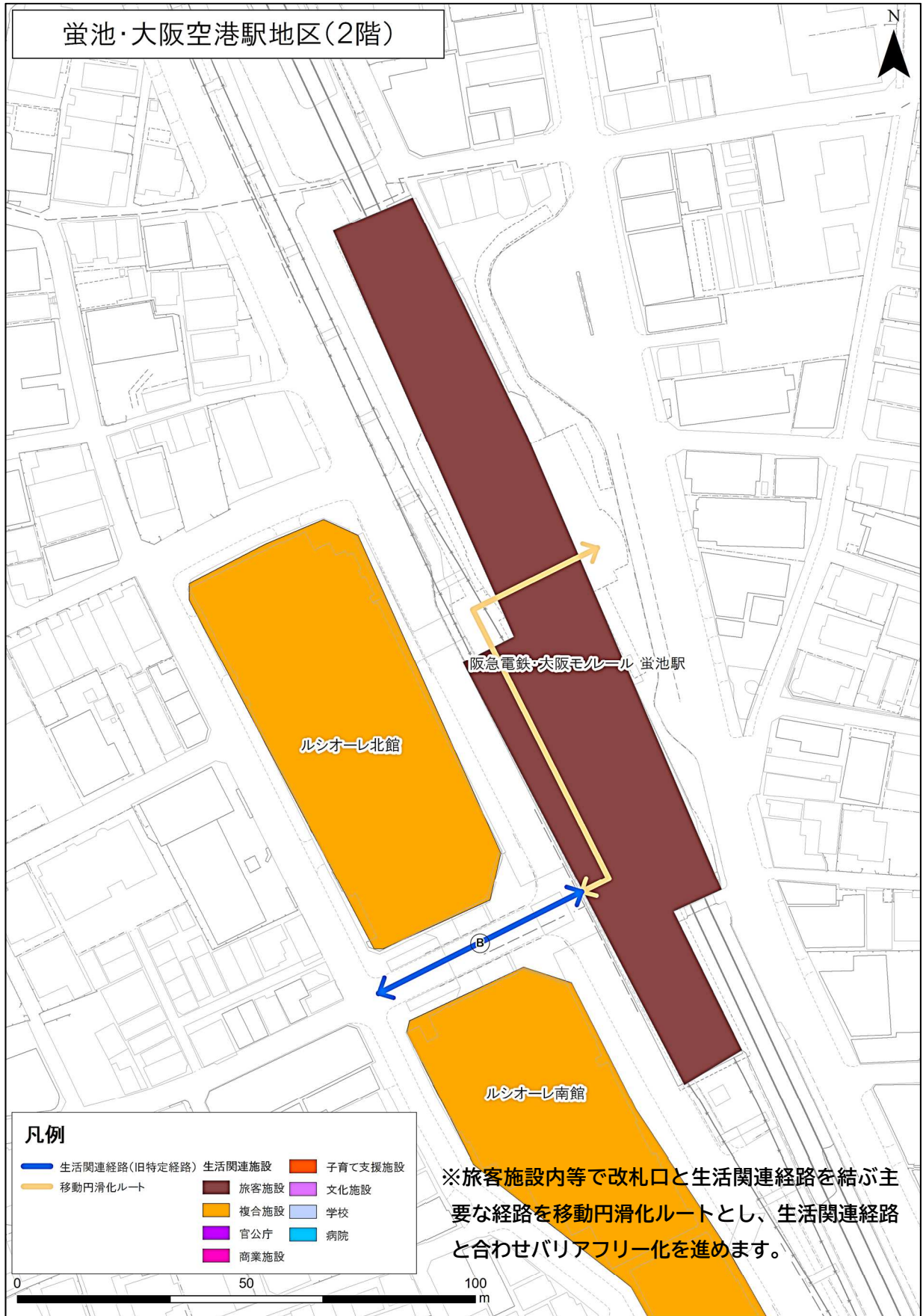


図 移動等円滑化促進地区 (蛸池・大阪空港駅地区 拡大図②)

(6) 豊中駅地区における移動等円滑化促進地区の設定

①地区特性

本地区は、駅周辺に商業施設を含む複合施設や金融機関などが集積しています。地形は、北東から南西の千里川にかけて緩やかな勾配となっていますが、ほぼ平坦な地区となっています。

②地区のバリアフリー状況

- ・豊中駅周辺のバリアフリー化(歩道、信号等)
- ・豊中駅のバリアフリー化(ホーム、案内サイン等)
- ・民間の建物と協働し、バリアフリールートを確認
- ・障害のある人が利用できる乗降場を設置



阪急東側線



マストメゾン豊中(民間)



障害のある人が利用できる乗降場

③生活関連施設・経路の設定

表 生活関連経路、歩行空間ネットワーク一覧

生活関連経路 (旧特定経路)	① 阪急西側北線 (豊中駅西口南歩道橋)	③ 阪急東側線	④ 阪急東側線 (豊中駅前歩道橋)
	② 阪急西側北線 (バスロータリー)		
生活関連経路 (新規)	① 国道176号	⑤ 北桜塚第17号線	⑩ 阪急西側北線
	② 国道176号 (豊中横断歩道橋)	⑥ 玉井町第36号線	⑪ 阪急東側線
	③ 主要地方道豊中亀岡線	⑦ 玉井町第39号線	⑫ 東豊中線
	④ 北桜塚第16号線	⑧ 刀根山線	⑬ 平塚熊野田線
歩行空間 ネットワーク	① 国道176号	③ 刀根山線	⑤ 東豊中線
	② 玉井町第11号線	④ 阪急西側北線	

表 生活関連施設一覧

種類	施設名	種類	施設名
旅客施設	阪急電鉄 豊中駅		三菱UFJ銀行 豊中支店
複合施設	エトレ豊中	金融機関	りそな銀行 豊中支店
	豊中本町ビルディング		三井住友銀行 豊中支店
	アクロスキューブ豊中		豊中郵便局
	マストメゾン豊中マストモール		京都銀行 豊中支店
	ボーゼム豊中第一ビル		商業施設
	チェリオビル	子育て支援施設	本町こども園
官公庁	エキスタとよなか	都市公園	稻荷山公園
	豊中年金事務所	文化施設	市民ギャラリー
	生活情報センターくらしかん		とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ(エトレ豊中)
	市民活動情報サロン		とよなか国際交流センター(エトレ豊中)
	豊中市上下水道局	学校	桜塚小学校
金融機関	大阪協栄信用組合 豊中支店		大池小学校
	関西みらい銀行 豊中支店		

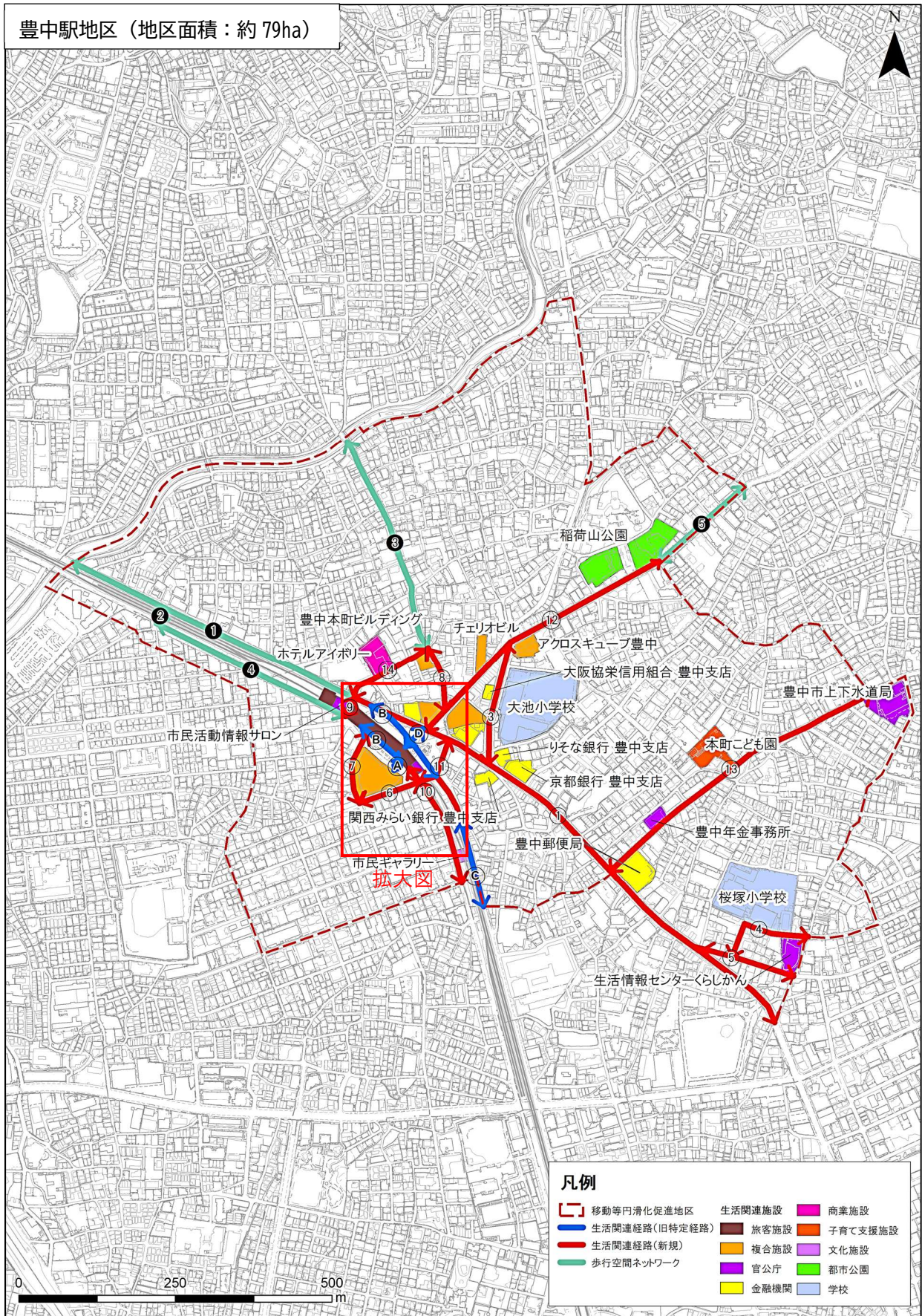


図 移動等円滑化促進地区（豊中駅地区）

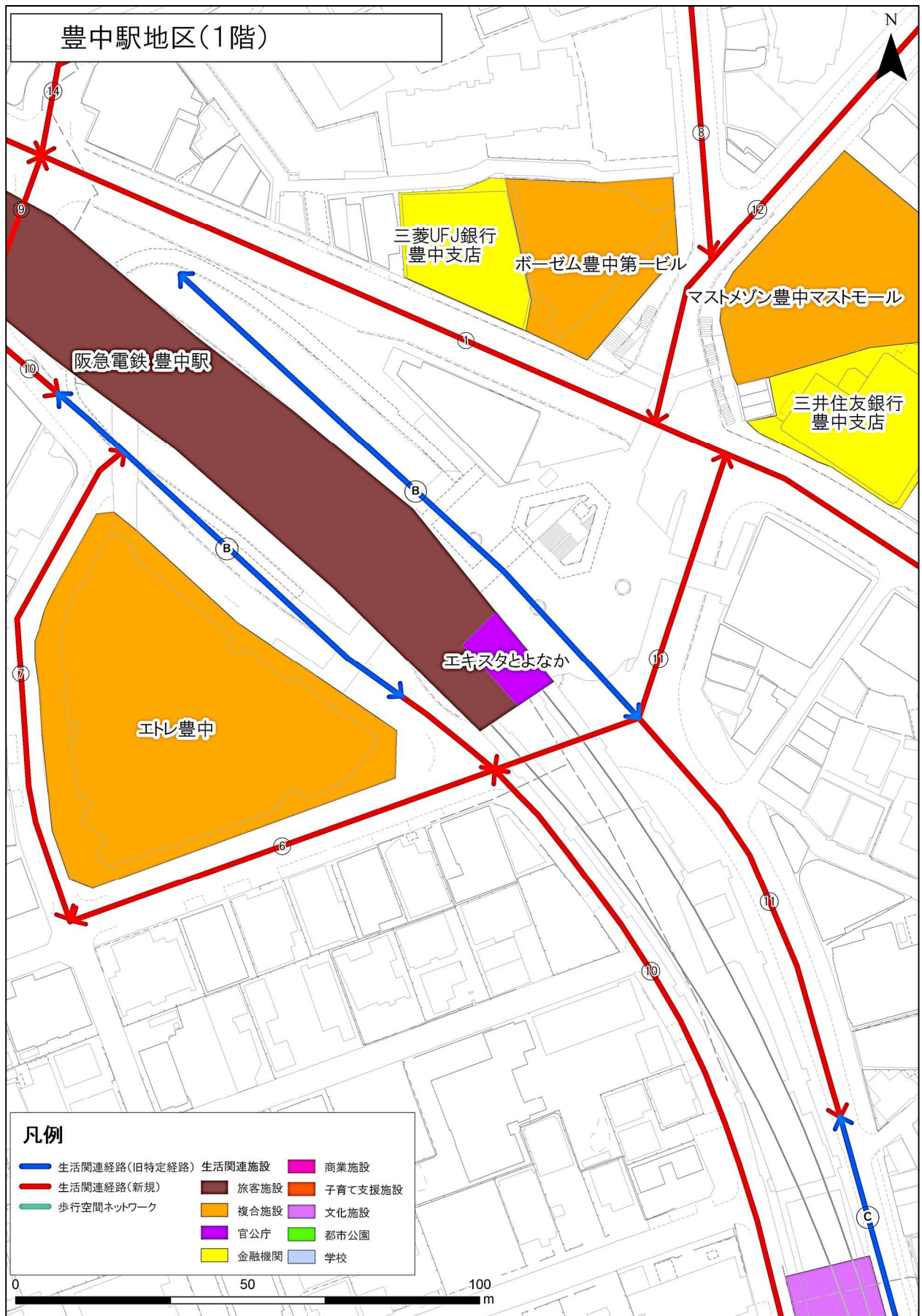


図 移動等円滑化促進地区（豊中駅地区 拡大図①）

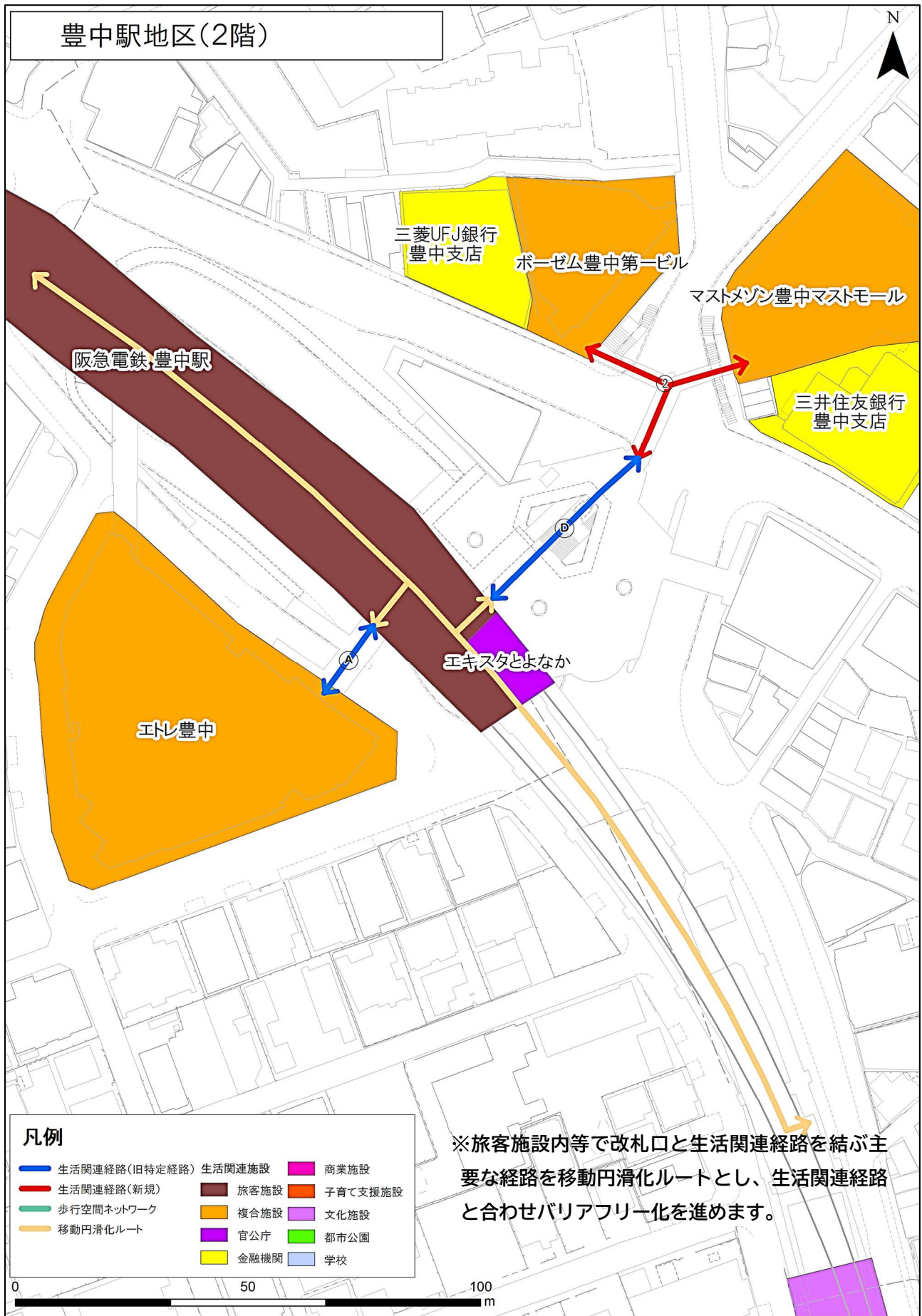


図 移動等円滑化促進地区（豊中駅地区 拡大図②）

(7) 岡町駅地区における移動等円滑化促進地区の設定

①地区特性

本地区は、市役所等の公共施設が集中しており、豊中市の公共サービスの中心となっています。地形は、北東から南西にかけて緩やかに傾斜していますが、概ね平坦です。

②地区のバリアフリー状況

- ・岡町駅周辺のバリアフリー化(歩道、信号等)
- ・岡町駅のバリアフリー化(ホーム、トイレ、案内システム等)
- ・車椅子利用者でも利用できるトイレを公園内に設置



北桜塚大塚公園線



案内板(岡町駅)



トイレ(大門公園)

③生活関連施設・経路の設定

表 生活関連経路、歩行空間ネットワーク一覧

生活関連経路 (旧特定経路)	①国道176号 ②主要地方道伊丹豊中線 ③岡町熊野田線	④北桜塚大塚公園線 ⑤中桜塚第11号線 ⑥阪急西側北線	⑦阪急東側線
生活関連経路 (新規)	①国道176号 ②主要地方道伊丹豊中線 ③主要地方道旧大阪中央 環状線 ④大曾公園南通り線 ⑤大塚熊野田線 ⑥岡町駅山ノ上線 ⑦岡町北第25号線	⑧岡町北第27号線 ⑨岡町熊野田線 ⑩北桜塚大塚公園線 ⑪北桜塚第18号線 ⑫末広町第6号線 ⑬末広町第13号線 ⑭曾根箕面線	⑮中桜塚第20号線 ⑯中桜塚第23号線 ⑰阪急西側北線 ⑱阪急西側北線 (駅前広場) ⑲阪急東側線 ⑳松葉通り唐川線 ㉑南桜塚第11号線
歩行空間 ネットワーク	①曾根箕面線	②松葉通り唐川線	

表 生活関連施設一覧

種類	施設名	種類	施設名
旅客施設	阪急電鉄 岡町駅	子育て支援施設	子育て支援センターほっぺ (すこやかプラザ)
複合施設	すこやかプラザ		母子父子福祉センター
	人権平和センター豊中	文化施設	加納会館
	メゾン清涼		メイプルホール桜塚
	桜塚ショッピングセンター		公益社 豊中会館
	とよなかハートパレット		岡町図書館
豊中簡易裁判所	石塚会館		
官公庁	大阪府豊中警察署	伝統芸能館	
	豊中市消防本部	老人憩の家	
	豊中市保健所	社会福祉施設	豊中市社会福祉協議会 (すこやかプラザ)
	eMIRAIE 環境交流センター		中央地域包括支援センターほっと (すこやかプラザ)
	公園管理事務所(大門公園)		豊泉家チャレンジドセンター 豊中
	豊中市役所	都市公園	大門公園
	市役所別館		大塚公園
	中部保健センター (すこやかプラザ)		轟木公園
	とよなか都市創造研究所 (人権平和センター豊中)	学校	南桜塚小学校
	地域共生センター		克明小学校
	金融機関		第三中学校
のぞみ信用組合 岡町支店	桜塚高等学校	病院	真正会病院
北おおさか信用金庫 豊中支店	南谷クリニック		
近畿労働金庫 豊中支店	商業施設	路外駐車場	名鉄商協パーキング 「豊中市役所」
阪急オアシス豊中店			
コープ桜塚	子育て支援施設		ともだちこども園

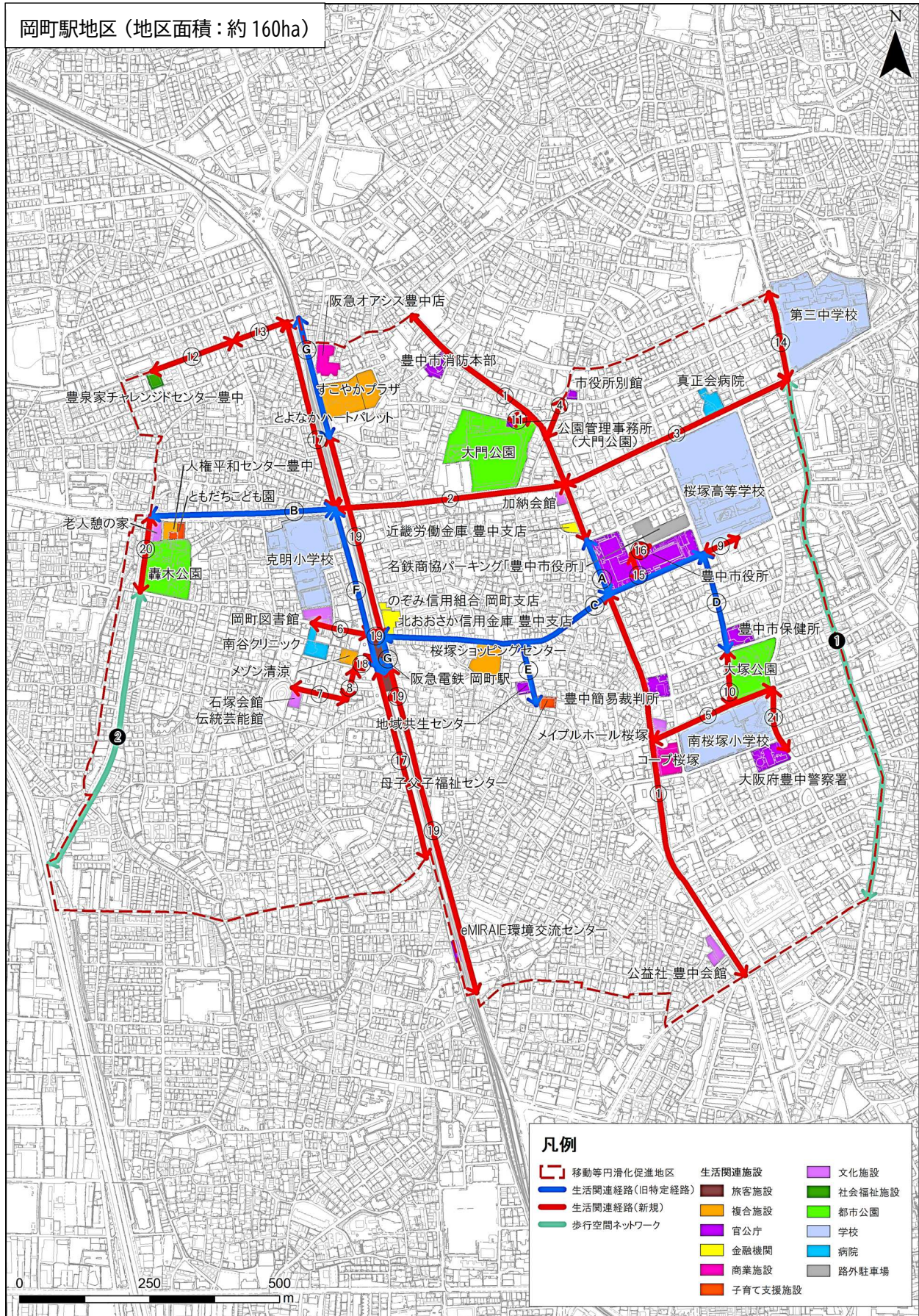


図 移動等円滑化促進地区 (岡町駅地区)

(8) 曾根・服部天神駅地区における移動等円滑化促進地区の設定

①地区特性

本地区は、文化・スポーツ施設が多く立地しています。また、服部天神駅では、服部天神駅周辺の地域拠点としての機能強化や、駅利用者の利便性向上等をめざし、将来の関連計画との整合を図りながら、都市計画決定された駅前広場整備に向けた取組みを進めています。地形は、服部天神駅周辺は概ね平坦ですが、曾根駅南側の高低差・勾配が大きくなっています。

②地区のバリアフリー状況

- ・ 曾根・服部天神駅周辺のバリアフリー化(歩道、信号等)
- ・ 曾根・服部天神駅のバリアフリー化(スロープ、トイレ、地下道、案内サイン等)
- ・ 信号の青を振動で伝える触知式信号を設置
- ・ 踏切内を安全に通行するため、『視覚障害者用誘導標示』を設置



服部天神駅地下道への経路



触知式信号(稲津町交差点)



服部踏切

③生活関連施設・経路の設定

表 生活関連経路、歩行空間ネットワーク一覧

生活関連経路 (旧特定経路)	㉑ 国道176号 ㉒ 一般府道豊中吹田線	㉓ 勝部寺内線 ㉔ 曾根駅東町線	㉕ 曾根服部線 ㉖ 曾根服部緑地線
生活関連経路 (新規)	① 国道176号 ② 一般府道豊中吹田線 ③ 主要地方道大阪池田線 ④ 岡町原田線 ⑤ 勝部寺内線 ⑥ 勝部原田小学校線 ⑦ 城山町第1号線 ⑧ 曾根駅原田線 ⑨ 曾根西町第14号線 ⑩ 曾根西町第20号線 ⑪ 曾根西町第31号線	⑫ 曾根西町第36号線 ⑬ 曾根東町第13号線 ⑭ 曾根南町第18号線 ⑮ 曾根南町第20号線 ⑯ 曾根服部線 ⑰ 曾根服部緑地線 ⑱ 長興寺大溝線 ⑲ 長興寺南第37号線 ⑳ 豊島公園南通り利倉線 ㉑ 服部天神駅利倉東線 ㉒ 服部本町第5号線	㉓ 服部本町第29号線 ㉔ 服部元町第15号線 ㉕ 服部元町天竺小橋線 ㉖ 原田伊丹線 ㉗ 原田神崎川線 ㉘ 原田元町市有11号 ㉙ 原田元町第3号線 ㉚ 阪急西側南線 ㉛ 阪急東側線 ㉜ 第四中学校北側通路 ㉝ 中央幹線景観水路
歩行空間 ネットワーク	㉑ 勝部寺内線	㉒ 阪急西側南線	㉝ 中央幹線景観水路

表 生活関連施設一覧

種類	施設名	種類	施設名
旅客施設	阪急電鉄 曾根駅	文化施設	マリンフード豊中スイミング スタジアム
	阪急電鉄 服部天神駅		服部図書館
複合施設	ヴァイキングビル	社会福祉施設	原田介護予防センター
官公庁	北消防署原田出張所		服部介護予防センター
	花とみどりの相談所		服部地域包括支援センター
金融機関	大阪信用金庫 豊中支店		生活介護事業所 第2みらい
	関西みらい銀行 豊中服部支店	都市公園	豊島公園
	大阪シティ信用金庫 豊中支店	学校	緑地小学校
	三井住友銀行 阪急曾根支店		豊島北小学校
	池田泉州銀行 服部支店		豊島小学校
	りそな銀行 豊中服部支店		原田小学校
商業施設	ライフ服部店		中豊島小学校
	阪急オアシス服部西店		第一中学校
	ダイエー曾根店		第四中学校
子育て 支援施設	てしまこども園		履正社高等学校
	服部こども園		大商学園高等学校
文化施設	アクア文化ホール		北斗会看護専門学校
	中央公民館	病院	曾根病院
	文化芸術センター		小西病院
	豊島体育館		渡辺クリニック
	青年の家いびぎ		さわ病院
	武道館ひびぎ		豊中平成病院
	豊中ローズ球場		平成記念病院
	原田城跡・旧羽室家住宅		路外駐車場

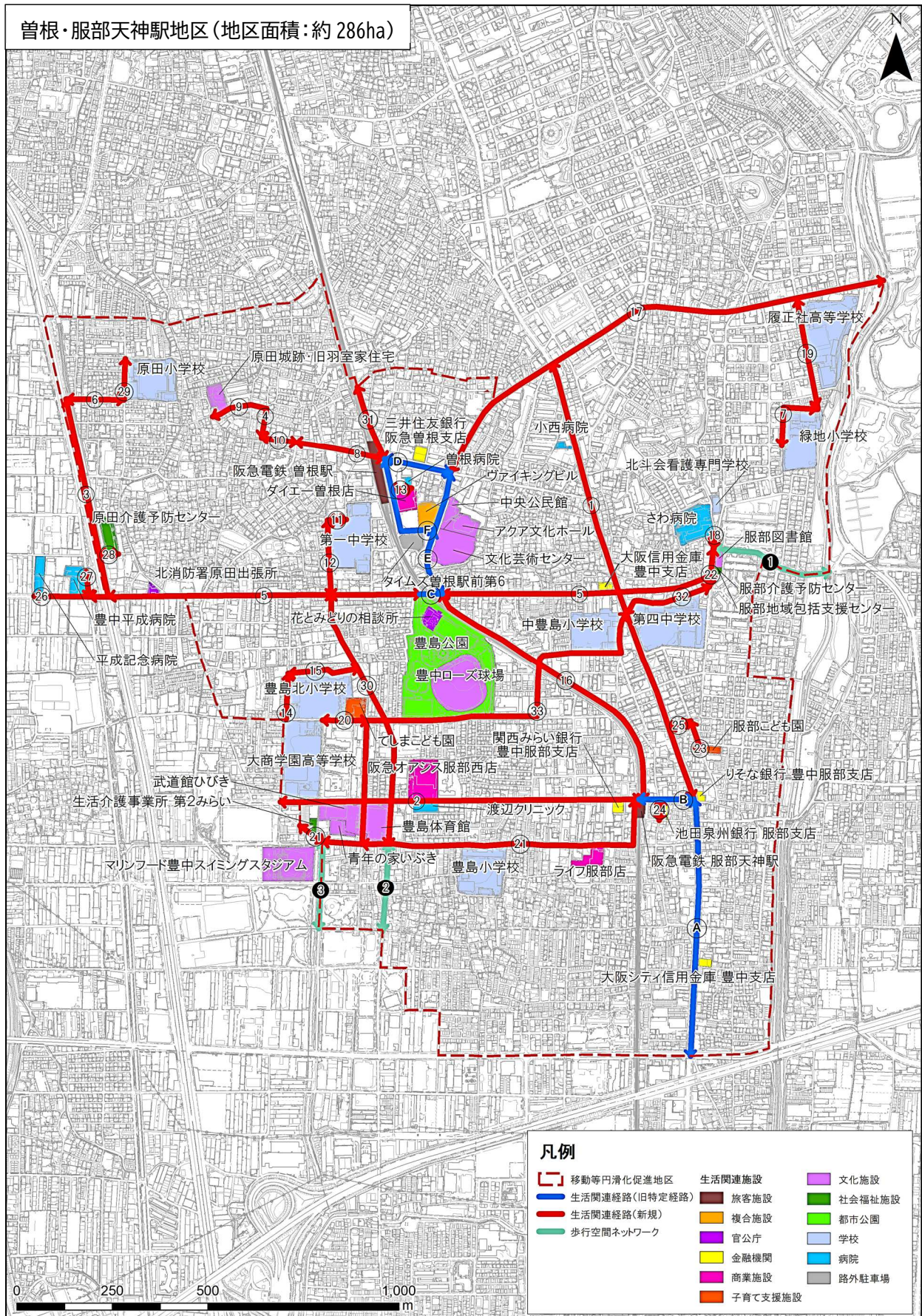


図 移動等円滑化促進地区 (曾根・服部天神駅地区)

(9) 庄内駅地区における移動等円滑化促進地区の設定

①地区特性

本地区は、駅周辺に商店街や市場があり、また、大阪音楽大学が立地しています。

庄内地域では、「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」(平成29年度(2017年度)策定)に基づき、小学校6校と中学校3校を再編し、新たに設置する義務教育学校2校((仮称)庄内さくら学園・(仮称)南校)の開校に向けた取組みを進めています。また、老朽化した公共施設を再編し、複合的な市民サービスの拠点となる(仮称)南部コラボセンターの開設も並行して進めています。地形は、概ね平坦となっており、自転車利用が多い地域性となっています。

②地区のバリアフリー状況

- ・庄内駅周辺のバリアフリー化(歩道、都市計画道路(穂積菰江線)、信号等)
- ・庄内駅のバリアフリー化(エレベーター、トイレ、エスカレーター、案内システム等)
- ・車椅子利用者でも利用できるトイレを公園内に設置



エレベーター設置
(庄内駅)



音響信号(庄内東町6)



トイレ(野田中央公園)

③生活関連施設・経路の設定

表 生活関連経路、歩行空間ネットワーク一覧

生活関連経路 (旧特定経路)	①国道176号 ⑥稲津町第2号線	③庄内東駅前線 ④庄内南1号線	⑤野田町第4号線 ⑥阪急西側庄内線
生活関連経路 (新規)	①一般府道庄本牛立線 ②主要地方道大阪池田線 ③稲津町第15号線 ④稲津町第19号線 ⑤小曾根第47号線 ⑥音大通り線 ⑦神崎刀根山線 ⑧庄内駅西通り線	⑨庄内北回り線 ⑩庄内栄町第18号線 ⑪庄内中央線 ⑫庄内南1号線 ⑬七中猪名川線 ⑭野田小曾根線 ⑮野田町第4号線 ⑯野田町第9号線	⑰阪急西側庄内線 ⑱阪急西側南線 ⑲阪急西側南線 (穂積菰江線) ⑳北条豊南線 ㉑豊南小学校南通り線 ㉒豊南町西市有6号線 ㉓豊南町西市有9号線 ㉔穂積上津島線
歩行空間 ネットワーク	①庄内北回り線	②阪急西側南線	③阪急西側南線 (穂積菰江線)

表 生活関連施設一覧

種類	施設名	種類	施設名
旅客施設	阪急電鉄 庄内駅		庄内幸町図書館
複合施設	庄内文化センター	文化施設	穂積南センター
	ファッションビルサンパティオ		庄内図書館 (庄内文化センター)
	ミリオンタウン		庄内公民館 (庄内文化センター)
官公庁	豊中市南消防署		高川図書館
	庄内保健センター		高川老人憩の家
	労働会館		高川スポーツルーム
	豊中市役所庄内出張所		
	豊中市役所庄内駅前庁舎		
金融機関	三井住友銀行 庄内支店	社会福祉施設	セント・ポプリ
	北おおさか信用金庫 庄内支店		障害福祉センターひまわり
	豊中庄内北郵便局		児童発達支援センター
	庄内介護予防センター (庄内文化センター)		
商業施設	豊南市場		高川介護予防センター
	DCM ダイキ豊中店	都市公園	野田中央公園
	家電住まいる館×YAMADA web.com 豊中店	学校	野田小学校
	A-プライス庄内店		庄内小学校
	関西スーパー豊中南店		豊南小学校
	スーパーオートバックス豊中庄内店		島田小学校
	キリンド庄内店		庄内南小学校
	デイリーカナートイズミヤ庄内店		高川小学校
	ライフ庄内店		第七中学校
	グルメシティ庄内店		大阪音楽大学
	ホームセンターコーナン豊中島江店		ザ・カレッジ オペラハウス
	子育て 支援施設		島田こども園
野田こども園			病院
豊南西こども園		上田病院	
栄町こども園		坂本病院(本院)	
	坂本病院(分院)		
文化施設	庄内体育館	小曽根病院	
	ローズ文化ホール	路外駐車場	NPC24 庄内パーキング
	庄内少年文化館		

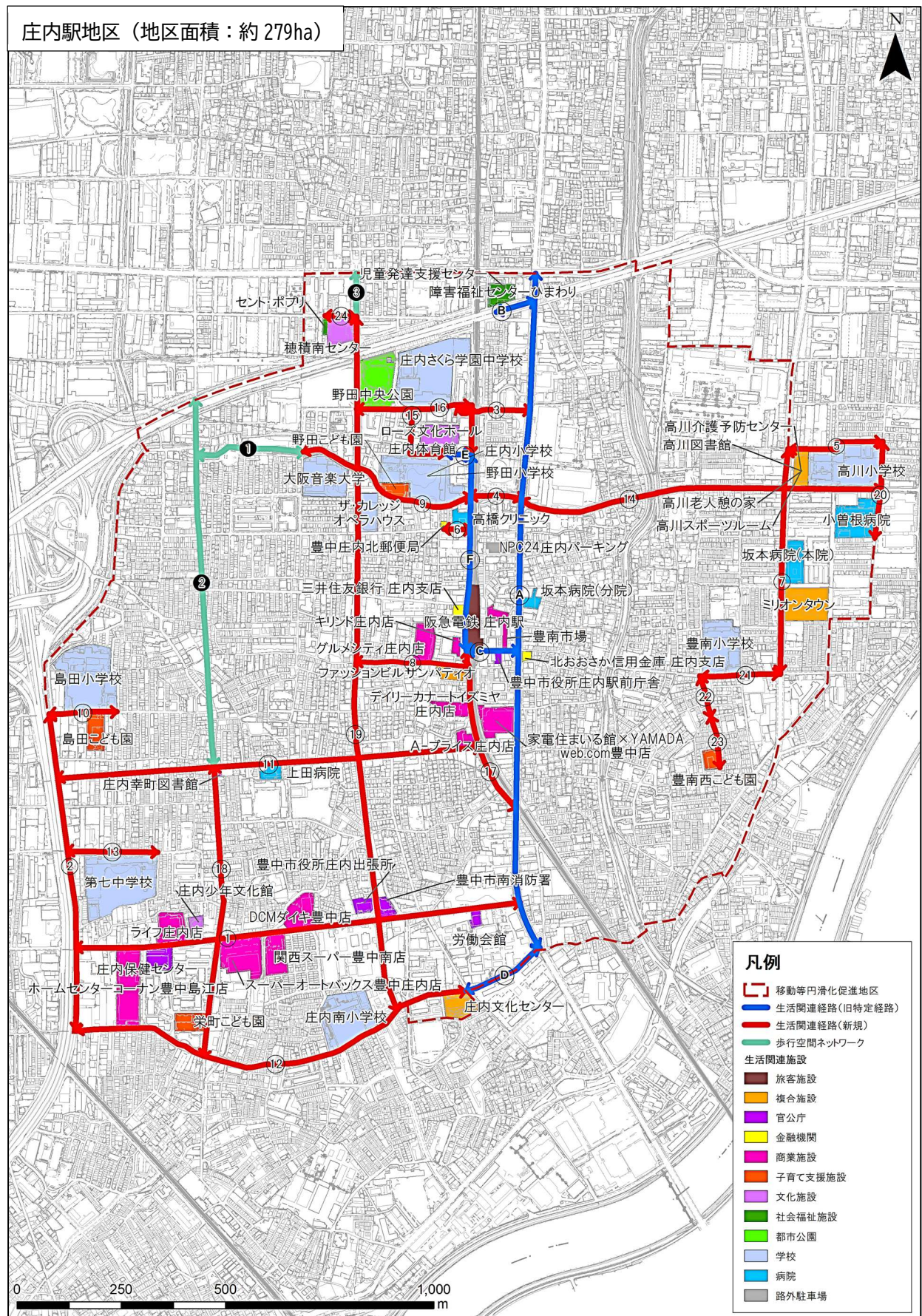


図 移動等円滑化促進地区 (庄内駅地区)

第5章 計画の実現に向けて

5-1 行為の届出に関する事項

(1) 届出制度の概要

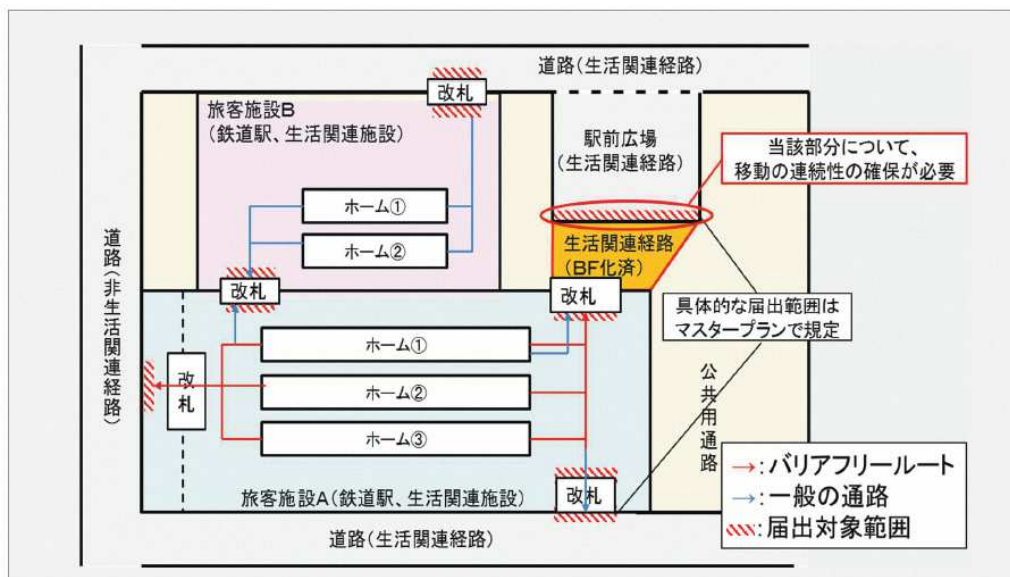
公共交通事業者又は道路管理者は、移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設や道路の改良等で、他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合は、当該行為に着手する30日前までに市に届出が必要となります。

市は、届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請することができます。

この制度により、市は改修内容を変更する等の要請を行うことが可能となり、施設間の移動の連続性を確保することができます。

表 届出対象となる行為（バリアフリー法施行令第27条）

届出施設	届出対象となる行為
生活関連旅客施設 (生活関連施設である旅客施設)	当該旅客施設と下記との間の経路又は出入口の新設又は構造若しくは配置の変更 <ul style="list-style-type: none"> ・他の生活関連旅客施設 ・生活関連経路である道路法による道路 ・生活関連経路である通路等（上記道路を除く）
道路 (生活関連経路である道路法による道路)	下記に接する道路の新設、改築又は修繕 <ul style="list-style-type: none"> ・生活関連旅客施設の出入口 ・生活関連旅客施設に接する生活関連経路である通路等（道路以外）



〈出典：「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」

国土交通省〉

図 届出対象のイメージ

(2) 届出制度の対象となる範囲

本市では生活関連旅客施設の出入口のほとんどが生活関連経路である道路法による道路と接しており、届出の対象になります。また、乗換経路がある場合や駅出入口から道路又は他の生活関連旅客施設に行くまでに生活関連経路である道路法による道路以外の通路等を経由する場合はそれら通路等との間の経路又は出入口についても届出の対象になります。

表 届出制度の対象となる旅客施設及び道路とその範囲

地 区	届出の対象となる施設		届出の範囲 (接続部分)
	旅客施設	道 路	
緑地公園駅地区	緑地公園駅	(市道) 東寺内町歩第2号線	駅と道路(地下道)
千里中央駅地区	千里中央駅 (北大阪急行)	(市道) 千里中央2号線	駅と道路との間の通路
		(市道) 新千里東町第2号線	駅と道路との間の通路
		(市道) 新千里東町第3号線	駅と道路との間の通路
		(市道) 新千里東町第4号線	駅と道路との間の通路
		(市道) 新千里東町歩第9号線	駅と道路との間の通路
	千里中央駅 (大阪モノレール)	主要地方道大阪中央環状線	駅と道路、2階デッキ
少路駅地区	少路駅	主要地方道大阪中央環状線	駅と道路、2階デッキ
		(市道) 少路駅前線	駅と道路、2階デッキ
		(市道) 少路上野坂線	駅(地下1階)と道路
柴原阪大前駅地区	柴原阪大前駅	主要地方道大阪中央環状線	駅と道路、2階デッキ
		(市道) 豊中柴原線	駅と道路、2階デッキ
蛍池・大阪空港駅地区	蛍池駅 (阪急)	主要地方道大阪国際空港線	駅と道路
		(市道) 蛍池駅前線	駅と2階デッキ
	蛍池駅 (大阪モノレール)	国道176号	駅前広場と道路
		主要地方道大阪国際空港線	駅と道路
	大阪空港駅	—	大阪国際空港
大阪国際空港	—	大阪空港駅	
豊中駅地区	豊中駅	国道176号	駅と道路
		(市道) 阪急西側北線	駅と道路、2階デッキ
		(市道) 阪急東側線	駅と道路、2階デッキ
岡町駅地区	岡町駅	(市道) 阪急東側線	駅と道路
		(市道) 阪急西側北線	駅と道路
曽根・服部天神駅地区	服部天神駅	(市道) 服部天神駅利倉東線	駅と道路
		(市道) 服部元町第14号線	駅と道路
	曽根駅	(市道) 曽根駅東町線	駅と道路
		(市道) 曽根服部緑地線	駅と道路

地区	届出の対象となる施設		届出の範囲
	旅客施設	道路	
庄内駅地区	庄内駅	(市道) 庄内東駅前線	駅と道路
		(市道) 阪急西側庄内線	駅と道路



曽根駅と曽根駅東町線との接続部分



豊中駅と阪急西側北線(2階デッキ)との接続部分



庄内駅と阪急西側庄内線との接続部分



少路駅と少路駅前線との接続部分



岡町駅と阪急西側北線との接続部分



服部天神駅と服部天神利倉東線との接続部分

5-2 バリアフリーマスタープランの推進・評価体制

バリアフリーマスタープランの取組みを進めるためには、行政だけでなく、交通事業者や施設管理者、市民・当事者等の関係各者の連携・協力が必要であることから、その機会の創出に努めるとともに、協議会で定期的に進捗状況の確認を行い、PDCAサイクルによりバリアフリー化を推進します。また、新しい生活様式等に関する社会の動向や地域の変化等もふまえ、必要に応じて計画の見直し等を行うものとします。

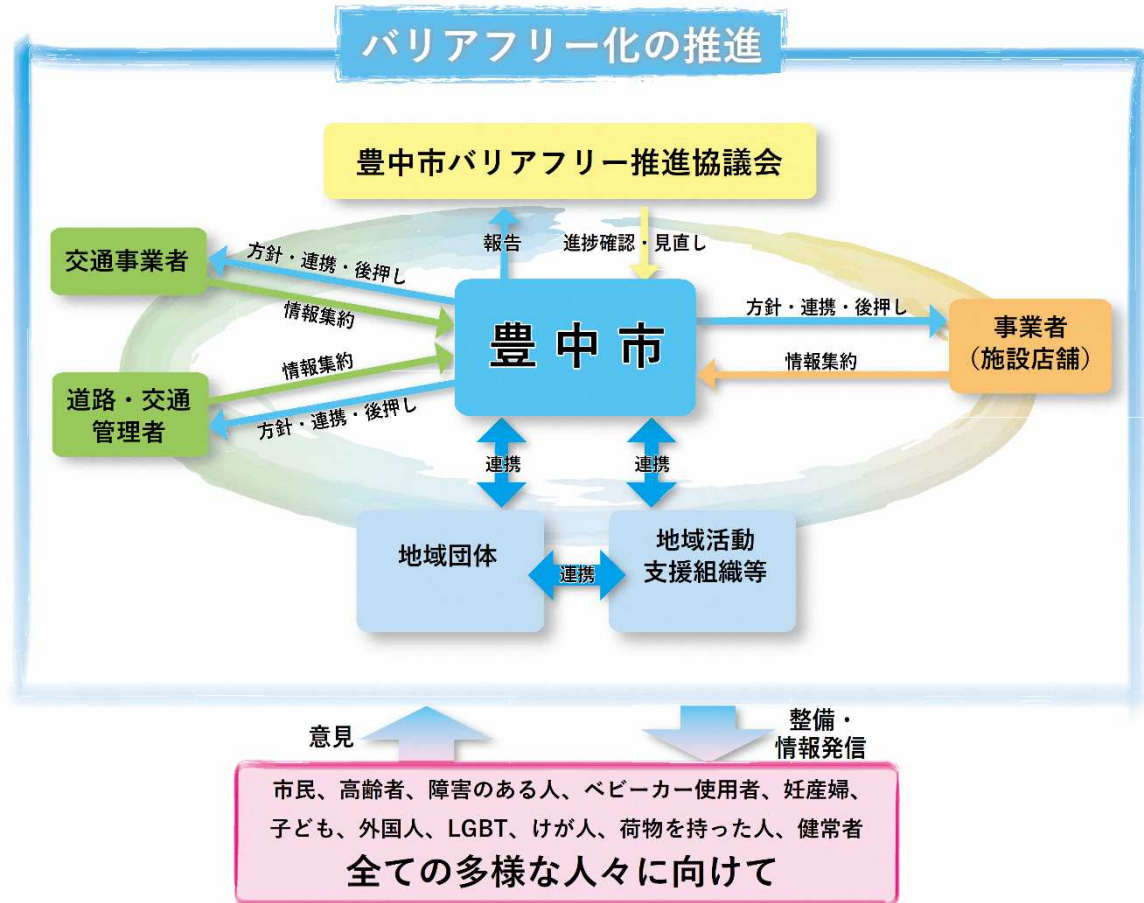


図 バリアフリーマスタープランの実現に向けた推進・評価体制

	令和4年度（1年目）				令和5年度（2年目）	令和6年度（3年目）	令和7年度（4年目）	令和8年度（5年目）	令和9年度（6年目）	令和10年度～（7年目～）
	第一 四半期	第二 四半期	第三 四半期	第四 四半期						
バリアフリーマスタープラン										
第1次計画期間（令4～令9年度） ※必要に応じ改訂	第1次			改訂	第2次					
マスタープランに基づく取組み	取組みの推進									
安全・安心なまちづくり	取組みの推進									
バリアフリー情報の提供	取組みの推進									
社会モデルの浸透と意識上の障壁除去 （「心のバリアフリー」）の推進	取組みの推進									
当事者・利用者意見の反映	取組みの推進									
バリアフリー推進協議会	取組みの推進									
協議会による進捗管理 ●定期的に開催 ○必要に応じ開催		●		○						

図 バリアフリーマスタープランの進め方

用 語 集

見出し	語句	解説
A	SDGs	持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）の略称のこと。平成13年（2001年）に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、平成27年(2015年)9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。 17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。
	PDCA	plan-do-check-act (action) の略のこと。継続的に品質を管理するための手法。生産・品質などの管理を円滑に進めるための業務管理手法の1つ。
あ行	アクセシビリティ	物理的環境、輸送機関、情報通信及びその他の施設・サービスを利用できることをいう。
	移動等円滑化基準	高齢者や障害のある人等が円滑に移動または利用できるようにするため、国や地方自治体が定めるバリアフリー化の基準のこと。
	移動等円滑化促進地区	バリアフリー法第2条第20号の2に定められている、①生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区、②生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区、③バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区の3つの要件を満たす地区のこと。
	移動等円滑化促進方針（バリアフリーマスタープラン）	国が定める基本方針に基づき、市町村が単独で又は共同して、当該市町村の区域内の旅客施設を中心とする地区や、高齢者、障害のある人等が利用する施設が集まった地区について、移動等円滑化の促進に関する方針（移動等円滑化促進方針）を作成するもの。
	エスコートゾーン	道路を横断する視覚障害のある人の安全性及び利便性を向上させるために横断歩道上に設置され、視覚障害のある人が横断時に横断方向の手がかりとする突起体の列のこと。
	大阪府福祉のまちづくり条例	誰もが自由に安心してでかけられるまち、そして利用しやすい施設が「あたりまえ」のこととなるよう、安全で容易に利用できる施設の基準などを定めた大阪府の条例のこと。
	オストメイト	様々な病気や事故などにより、お腹に排泄のための『ストーマ（人工肛門・人工膀胱）』を造設した人のこと。

見出し	語句	解説
か行	カームダウン・クールダウン	発達障害や知的障害、精神障害、認知症など、光や音、人混みや周囲の視線が苦手な方が、移動に大きな不安や困難さによりパニックを起こさないよう、気持ちを休ませ落ち着かせること。または、そのスペースのこと。
	ガイドライン	政策や施策などの指針のこと。
	協働	複数の主体が、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動すること。
	基準適合義務	一定の公共交通機関の施設（駅、車両等）や道路、路外駐車場、都市公園、建築物などについて、新設又は改良時に移動等円滑化基準へ適合させる義務があること。
	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある人等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会のこと。
	グリーンベルト	歩道が整備されていない道路の路側帯を緑色に着色して、車のドライバーに通学路であることを視覚的に認識させ、車両の速度を抑制させるとともに通行帯を明確にすることで、歩行者との接触事故を防ぐことを目的としたもの。
	交通バリアフリー法	平成12年（2000年）に施行された「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の通称のこと。公共交通機関の旅客施設及び車両等の構造及び設備や旅客施設を中心とした一定の地区における道路、駅前広場、通路その他の施設のバリアフリー化により、高齢者、障害のある人等の公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上の促進を図ることを目的とした法律のこと。
	国勢調査	日本に住んでいるすべての人及び世帯を対象とする国の最も重要な統計調査で、国内の人口や世帯の実態を明らかにするため、5年ごとに行われる調査のこと。
	心のバリアフリー（ユニバーサルデザイン 2020 行動計画）	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
さ行	視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）	視覚障害のある人が歩行に必要な情報を提供し、安全に誘導するため、路面や床面に敷設されるブロックのこと。
	社会的障壁	障害のある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの。
	障害の社会モデル	「障害＝バリア」は、社会（モノ、環境、人的環境等）と心身機能の障害があいまって作りだされているものであること。
	重点整備地区	バリアフリー基本構想において、公共交通機関・建築物、道路などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための旅客施設を中心とした地区や高齢者・障害のある人などが利用する施設が集まった地区のこと。

見出し	語句	解説
	情報アクセス・コミュニケーション	「情報アクセス」とは、自ら選択する言語、その他のコミュニケーションにより情報を取得、利用することをいい、「情報アクセシビリティ」とは、障害のある人が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人とのコミュニケーションを図ることができるようにすることをいう。
	生活関連経路	バリアフリー新法において定義される生活関連施設相互間の経路のこと。
	生活関連施設	バリアフリー新法において定義される相当数の高齢者、障害のある人等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設のこと。
た行	特定建築物	学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームなど、多数の者が利用する政令で定める建築物のこと。
	特定公園施設	移動等円滑化が特に必要なものとして政令で定める公園施設（園路、休憩所、駐車場、便所、水飲など）のこと。
	特定事業	移動等円滑化のために必要な施設の整備等に関する事業のこと。
	特定路外駐車場	道路、公園等に付属するものを除いた駐車場で、駐車的面積が 500 m ² 以上であり、料金を徴収している駐車場のこと。
	特別特定建築物	バリアフリー法で規定された多数の者が利用する建築物である特定建築物のうち、不特定多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害のある人等が利用する建築物のこと。
	都市機能誘導区域	立地適正化計画において、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図られる区域のこと。
	都市公園	都市計画法に規定する都市計画施設である公園又は緑地で、国や地方公共団体等が設置するもの。
な行	ノンステップバス	床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバスのこと。
は行	ハートビル法	「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」の通称のこと。不特定多数の人の出入りする公共的な建築物について、高齢者や身体障害のある人（車椅子、点字ブロック他）などの社会的弱者への対応を、建築物の保有者について義務付けるもの。平成 18 年（2006）年 12 月 20 日にバリアフリー新法の施行に伴い廃止された。

見出し	語句	解説
	パーキング・パーミット制度	公共施設や商業施設をはじめとする、さまざまな施設に設置されている障害者等用駐車区画の利用対象者を、障害のある人、介護が必要な高齢者、妊産婦、けが人など、歩行が困難と認められる人に限定し、対象者には利用証を交付することで適正利用を図る制度のこと。
	バリアフリー	高齢者や障害のある人等が社会生活に参加する上で生活の支障となる物理的な障害や、精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた事物および状態のこと。
	バリアフリースイレ	令和2年度(2020年度)に「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」が改正され、多目的トイレから個別機能を備えた各種トイレの総称として「高齢者障害者用便房(バリアフリースイレ)」と位置付けられたもの。
	バリアフリー法	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の通称のこと。高齢者、障害のある人等の円滑な移動及び建築物等の施設の円滑な利用の確保に関する施策を総合的に推進するために、平成18年(2006年)12月に施行された。
	ハンプ	交通安全対策のために、道路の路面に設けられた凸状の部分のこと。自動車を減速させて歩行者・自転車の安全な通行を確保することを目的としており、通過する車両を一時的に押し上げることで事前にこれを見たドライバーが速度を落とすことをねらっている。
	ヘルプマーク	援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない障害のある人や内臓疾患・難病患者、または、妊娠初期の方などが、周囲に障害や心身の状態への配慮を求め、援助を受けやすくするために作成されたマークのこと。
	ホームドア	ホームと線路を仕切るスクリーン上の設備で、ホームの端に設けられ、線路側に体を出すことができない構造のものを「ホームドア」といいますが、わが国では、ホームから130cm程度の高さの「可動式ホーム柵」も広い意味でホームドアと呼ばれており、現在可動式ホーム柵などを中心に事業者によるホームドアの整備が進められています。 ※日本民営鉄道協会HP参照
ま行	マタニティマーク	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするマークのこと。
	無電柱化	道路の地下空間を活用し、電力線や通信線などをまとめて収容する電線共同溝などの整備による電線類地中化や、表通りから見えないように配線する裏配線などにより道路から電柱をなくすこと。
や行	ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

見出し	語句	解説
	ユニバーサルデザイン 2020 行動計画	2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、ユニバーサルデザインの街づくり・「心のバリアフリー」を推進し、大会以降のレガシーとして残していくための施策を実行するため策定された計画のこと。
ら行	ルート	道路や路線のこと。
	路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの。
わ行	ワークショップ	何かについてのアイデアを出し合い、意思決定をする集まりのこと。地域にかかわる様々な立場の人々が自ら参加して、地域社会の課題を解決するための改善計画を立案検討するなど、進めていく共同作業とその総称として近年用いられる。



40万人の
とよなか
未来バトン

SDGs to 2030

豊中市バリアフリーマスタープラン
(移動等円滑化促進方針)

令和4年(2022年)3月

豊中市 都市基盤部 基盤整備課
〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号
TEL (06) 6858-2886 / FAX (06) 6854-0492
E-mail douro_keikaku@city.toyonaka.osaka.jp
ホームページ <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/>
